

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

安政五年

〔扉に表紙の文字の外に、「元国事叢掌史料（紙数五十七枚）」の記載あり〕

## 目録

日置流ノ弓術ヲ学ヒ玉フ、付同流由来概略  
 高麗流ノ馬術ヲ学ヒ玉フ、及ヒ御母公御薫陶ノ御詠歌  
 齊彬蝦夷地開墾目論見島津登・關勇助等へ取調御内命  
 博覽強記神儒仏洋説共ニ記憶セラレシ譚  
 人心之和不和ハ政治ノ要ナリトノ御言  
 民富メハ君富ムノ言ハ国主タル者一日モ忘ルヘカラサル  
 格言ナリト国老等ニ訓示シ玉フ  
 君タル人ハ愛憎ナキヲ要トスルノ御言

人ハ一能一芸ナキ者ナシトノ御言

下ノ關ヲ藩有トシタルハ幕府ノ拙策ナリシトノ御譚  
 魯水譚

秀吉信長ニ家康秀吉ニ対シタル忍耐ハ大慮ナリトノ御話  
 水戸侯越前侯ノ御話

「ナポレオン」・「ワシントン」カ御話

正成・義貞ノ御話

既往ノ事ヲ鑑テ前途考慮云々ノ御話

勇断ナキ人ハ事ヲ為スコト能ハストノ御言

一癖アル者ニアラサレハ用ニ立タストノ御言

義弘公ハ軍事ハ勿論經濟ニ御心ヲ用ヒラル、厚カリシト  
 ノ御譚

十四五年ノ後ハ三ヶ国ヲ富国ト為サントノ御譚

天下ノ政治一変セサレハ外国ト交際スルコト能ハストノ

御譚

国政ノ要ハ衣食住ニ窮民ナキニアリトノ御言

富田東作譚記鈔

武州徳丸ヶ原ニ於テ高島カ洋式砲術閣老見置ノ始末吉井

・相良等言上ニ就テ譚

洋式砲術ハ幕府御直勤格式ノ者外伝授禁停ノ嚴令アリシ

時ノ御譚、及ヒ既ニ伝授セシ人名

理化ノ二術ハ經濟ノ根本ナリトノ御譚

旧記古文書類之御譚

大集院・福昌寺ノ兩寺ヘ一切経ノ内ニアル馬ノ仕付方及

ヒ療病ノ説取調命セラレシ譚

福昌寺ニ須彌壇創説シ玉フ

博覽強記神儒仏洋説共ニ記憶セラレシ譚

西郷隆盛御密仕起因ノ譚

伊勢小笠原流礼式改メラレントス

佐久間修理砲学図編及ヒ礮封ト名付タル書進呈ス

鎌田出雲ヲ小野寺庸齋カ門ニ入ラシメ軍制ヲ諮問シ玉フ

藤森・鹽屋・安井等ニ軍國ノ政要及ヒ海防策諮詢シ玉フ

幕吏其他各藩人物ノ人名ヲ自記シ玉フ

大政一変大小吏ノ風俗方正必要ナリトノ御譚

故閣老水野侯外国処分變更云々ノ御譚

廣島侯相統事件西郷隆盛ヘ尽力内命シ玉フ

佐賀侯ト甲冑用不用ノ御談話

下情上達ハ政事ノ要タリトノ御譚

四二九 日置流ノ弓術ヲ学ヒ玉フ、付同流由来概

略

弓術ハ初メ佐橋流学ハセラレシカ 佐橋家ハ代々幕府弓術ノ師範ナリシト云フ(御学初メ

ノ御年齡詳ナラス)、按スルニ馬術ト同御年齡ナラン、然レハ十二歳ノ御頃ヨリナリシヤ明カナリ、当時武士ナル者ハ弓馬ノ道ト唱ヘ、双ヒ学

フハ貴賤俱ニ同シキカ故、果シテ同御年、而シテ後東郷長左衛門

諭ヨリ御学初メニナリタルモノトナラム、而シテ後東郷長左衛門

實敬江戸邸在勤中御相手ヲ命フルハ明和ノ中頃ヨリノ事ナリ、

其時分迄ハ御師匠又ハセラレタリト、御体格モ御勝、命中モ御指南役ノ唱ヘタリ

ハ一寸弓御用ヒアリシト云フ)、御知政初メテ御就國ノ際、

文武ノ諸芸御覽濟ノ後ヨリ式日ヲ立ラレ、實敬御相手ニ

テ御近習ノ輩ヘモ奨励セラレタリ、其時分ノ御言ニ、弓

術ハ皇國武器ノ根本ナリ、然ルニ近世ニ至リ種々ノ弊ヲ

生シ、射の命中ノ多寡ニノミ泥ミ、玩物ノ様心得違ヒノ

者アルニ到レリ、射の要ハ体格ヲ定ムルノミノモノナ

レハ、実用ノ心得ヲ以テ射法研究スヘシ、敵合ノ射術等

モ書伝ニ秘シ 治世以來秘事秘蓋ト唱ヘ、各派各流互ニ秘蓋トシ、一

ニ限ラス劍槍等ノ諸術僉同シ置ク事ナク弘ク教授スヘシトノ訓

諭セラレ、御手自ラ弓組進退押詰等ノ備立御取調ノ図形

實敬ヘ下授、或ハ数矢(或ハ百矢トモ唱)ノ射法モ始メラ

レ、矢次早ノ法ハ、實敬長男源四郎實美 後重ナル者ヲ勢

州津藩吉田六左衛門ニ就テ修業命セラレタリ、吉田ハ藤

堂和泉守獻高ノ藩士ナリ、代々有名ナル弓法家ナリシト云フ、曾テ御參府御発駕ノ前々、日嘉永五年壬子八月二十三日御発駕ナレハ、同月二十一日ナラム御城内外御庭弓場ニ於テ、實敬ヘ長男實美召連レ出府、右吉田ヘ就テ修業致サスヘシトノ趣拝承セリト、且吉田ヘ入門ハ、和泉守殿ヘ御直頼アルヘシトノ懇命アリシト其際御近習ニハ山田壮右衛門・重久、如此懇命ヲ下サレタルカソ玄碩・堅山八郎等ノ数名伺公セリト、故、父子偕ニ出府シ、吉田ニ就テ研究シタリ、其時門人堅山八郎・野崎喜三左衛門・鎌田藤八郎モ同シク吉田ニ就テ修業命セラレタリ、或ハ幕府ニ伝フル処ノ大的ノ射法、及ヒ射場初メノ式毎歳年首ニ射場初メト鄭重ノ式アリ、之ヲ射場始メト唱フヲモ初メラレムト、師範大草矢三郎幕府旗下士四角射手ト唱ニ就テ学フヘキ旨命セラレ、實敬ハ實美及ヒ門人野崎・堅山・本田(孫九郎)ト俱ニ研究シ、射式ヲ伝習シ、而シテ其式法射術ヲ御家法トセラレ、實敬ヘ御預命セラレ、御在国ノ節其式ニ親臨セラレタリ、然シテ伝書等モ下授セラレ、一家世々連続スヘキ旨命セラレタリトナム、其射式鄭重ニシテ、射手ノ人々ハ水干・直垂・烏帽子ヲ着ケ、大的ヲ掛ケ、如何ニモ嚴肅ナル式ナリキ、嘉永六年癸丑月日詳ナラス二ノ丸文武演習場ノ大庭ニ於テ執行セラレ、公モ御礼服ニテ御臨場アラセラレタリ、此射法ハ、家久公東郷重

尚俊藝ノ伝ヲ以テ教授スヘキ旨命セラレタル射術ニ異ナル事ナカリシト云フ、以後倍々実地適應研究ナスヘキ旨特命セラレ、二ノ丸演習場又ハ祇園州砲台郭内ニ於テ、大的ノ射術式日ヲ定メ演射セリ二ノ丸ニテハ一六、祇園州砲台内ニテハ三八ノ日毎ノ式日ナリキ、又矢付早ノ射法ハ、二ノ丸演習場ノ大庭ニ於テ開カレタルハ嘉永四年八月(日詳ナラス)ニテ、實敬カ長男實美ヘ命セラレタリ、之ヲ大的射術ノ初メトス矢付早ノ百矢ノ射法トモ唱フ、則チ數百ノ射法又ハ矢ヲ一名ニテ射ル故ニ斯ク通唱ス、近代本藩ニテ矢付早ノ射法廃絶、小的ノ射法ノミニ拘泥シ、実場ニ臨メルノ法廢レタル故、茲ニ於テ再興セラレタリ、加之弓場始メノ式ハ、鄭重ニシテ御家伝(大)大追物ト双ヒ行ハレ、古ヘ手振り、鎌倉ノ遺法ヲ遷シ来レル最ト尊キモノナレハナリ、公ニハ海外ノ事ニモ深く御心ヲ注ケラレ、軍備ヲ初メ百般ノ事業採用セラル、ト雖トモ、彼ノ長ヲ採リ我カ短ヲ補ヒ、皇威ヲ海外ニ輝カサル、ノ尊慮ナルカ故、固有ノ体式弓馬劍槍等ノ法モ放棄セラレス、廢レタルヲ興シ、絶ヘタルヲ継カレタル御事蹟算カラサルハ、威人知カ如シ、因ニ記ス、東郷ノ家ニ於テ弓術伝来ノ因由、左ノ如シ、從三位中納言家久(十八世)公ハ、浮喜田中納言秀家ノ家臣本郷伊豫守美則(美)ニ日置流ノ弓術ヲ学ヒ玉ヒ、其濫奧ヲ

極メラレタリ、其頃東郷長左衛門重尚ハ義弘公ニ奉仕、  
 加治木帖佐等ノ間ニ居住シ、義則カ門ニ入り当時義則ハ、鹿兒島大龍寺馬場、現今名越左源、太ガ邸ナリシト云フ、兩三日置キニ通学スル事凡三年有余尚年輪二十四五歳、ノ頃ナリシト、射術俊達セルヲ、家久公開召シ、鹿兒島ニ移住命セラレ、射術ノ御手手トナリ、尚ホ修業スルコト数年ニシテ倍々上達セシニ依リ、公ト議シテ一派ノ射法ヲ發明シ、御家日置流ヲ大成セラレタリ、而シテ後公御上洛ノ際重尚従駕ス、其時義則カ師吉田助左衛門尉道春カ賀吉田一水軒印西初メ葛巻源八郎重氏ト呼フト云フ者日置流射術ノ流派ヲ継キ、城州伏見ニ居住セル由聞食サレ、従駕国老伊勢兵部少輔(貞昌)ヲ以テ伏見邸へ召待セラレ、其時重尚ニ入門スヘキ旨命セラレ、遂ニ日置流ノ(德)蕪奥ヲ授カレリト、之レ一種御家日置流ノ起源ニシテ、普通日置流ト異ナル所以ナリ、如此一種特派ヲ大成セラレタル基源ハ、本郷義則及ヒ吉田印西ノ教ヲ、家久公並重尚カ多年刻苦勉業ノ功蹟ニ依リテナリ、義則ハ慶長二十年乙卯此年元和(一六二二)ト改元月(月日詳ナラス)死シタリ年輪ヲ詳ニセス、四十年齡内外ナリシト云

家久公御追善ノ御詠左ノ如シ、

それ生るゝは死のはしめとするしも、かの本郷伊與守は弓の師とたのみしより、朝な夕なに馴々しわかれの

思ひ浅からむやは、ことにもろくの道を学ひし人なから、わきてくひ雁のこゑを聞て夜中に箭を放し、柳の葉をも百たひ射つへきものなり、もろこしの文の心をもふかく伝へ、春は花の下に詩をうそふき、秋は真如の月に心をすまし侍しに例ならぬ身となり、慶長廿年やよいの末に雀林の夕となりしかは、手向種に一首つらぬるものならし、

少将 家久

なれくみてみし世の春もかきりそとうつろふ花のあと  
 のかなしさ

梓弓やよひの空になく雁もさらんわかれの跡したふらむ

斯ノ御手向ノ御詠ヲ以テ考フルニ、弓術ニ御心ヲ用ヒ玉ヒシヲ知ルニ足レリ、公初メ射術ヲ学ハレシハ船越某トテ、日州産ノ人ナリシト云フ、

公ノ北郷ニ賜ハリシ御起請文ハ、御文書ニ存スト、齊彬公東郷實教へ御親話アリシトナム、當時有名ナル伊勢平左衛門貞成モ船越ニ就テ射術ヲ学ヒ、重尚モ初メハ貞成ヨリ教ヲ受タリト云フ船越カ射法ハ今ハ分明ナラス

○道ノ方射礼ハ、家久公木上筑前守ヲ拘ヘラレ、射礼

ノ式開カレタリ、之ヲ初メトシテ木上カ家世々掌ル処トナレリ、或時木上家久公御前ニ於テ、重尚カ射術一見セシコトヲ望シニ允シ玉ヒシニ依リ、木上ハ重尚カ射術ノ練達セシヲ感シテ、左ノ和歌ヲ詠進セリ、

梓弓射る人見れば千早振かみの心にかはらさりけり

公御満足アリシト木上ハ、鹿兒島城北吉野橋堀ノ頭ヘ弓場御取建、其側ニ邸地ヲ賜リ子孫今ニ居住ス、之ヨリシテ弓場ノ坂ト唱フト云フ

○重尚ハ射術ニ達シ、其名轟タリト、今其弓勢ノ跡残レ

ルハ伊集院郷大畑島、又ハ谷山郷和田ノ松原・帖佐郷松

原等ノ各所ニ遠矢ノ跡アリ、田畑ノ間ニ松杉ナト植テ標

トセリ、近年ニ至ルマテ其遺跡存ス遠矢ノ間數凡ソ二百六十余間ナリト云フ、弓勢ノ剛ナ

リシ、知ル、如此妙術ノ名今ニ至リテモ其名声遺レリ、

○東郷ノ家ハ、重尚ヨリシテ、世々弓術ノ師範タリシハ

成人知ルカ如ク、御代々ニ御指南ヲモ勤メタリ、其履歴

ノ概略左ノ如シ、

重尚ハ、光久公・綱久公ノ御兩代ニ御指南重張重尚ノ長男、四郎

左衛門重、綱貴公ニハ重依長左衛門重、依ト云フ、吉貴公・繼豊公ノ御

二代ニハ重軌四郎左衛門、重軌ト云フ、宗信公・重年公ノ御二代ニハ實

有四郎左衛門、實有ト云フ、齊興公ニハ鳴弦ノ射術御所望ニ依リ奉授セ

リ實敬長左衛門、實敬ト云フ、如此代々相伝シテ御指南ヲ勤メ、殊ニ齊

實敬門実敬

彬公ニハ特旨ヲ以テ實敬カ長男實美ニ大的矢付早ノ射法ヲ学ハシメ玉ヒ、其他御弓場初メノ式ヲモ開カレタルハ前記ノ如シ、重尚ヨリ重持ニ至テ十三代、慶長六七年ノ頃ヨリ明治四年辛未廢藩置縣ニ至リ大凡ソ二百八十有年連綿日置流ノ師範タリ東郷家家記ニ拠ル

#### 四三〇 高麗流ノ馬術ヲ学ヒ玉フ、及ヒ御母公

##### 御薰陶ノ御詠歌

馬術ハ六・七歳ノ御頃ヨリ学ハセラレ、木馬ノ御稽古ハ

高橋甚五兵衛御對手タリ、毎日時限ヲ定メ御修業、八歳

ノ御時ヨリ現馬ニ召サレ、後ニハ齊宣公ノ御指南ヲ受

ケラレ齊宣公ハ馬術御得道ナリシト、二十歳余リノ御頃ニハ御得達殊ニ御

好ニテ、絶ヘス御鍛錬アリシハ成人知ルカ如シ、嘉永ノ

末騎兵ハ和漢洋ノ法御折衷創設セラレ、軍用ニ備ヘラレ

タル御事蹟ハ前ニ記シタルカ如シ(第卷参照)、御壯年ノ

折ハ騎射モ御学ヒ御達者ナリシト騎射ハ、齊宣公殊ニ御熟心ニ鹿兒島中村ニ騎射場

ヲ創設セラレタリ、其遺地現今ニ至リテモ騎射場ト通唱ス

十二、三歳ノ御頃ヨリ御学門殊ニ御修業、文武ノ御課業

寸暇モアラセラレス、夜ハ深更マテ御読書、御寝ニ就カ

セラレサルコトモ毎々アリシト、故ニ御近習ノ人々御身

ノ御弱ミニモ至ラセラレンコトヲ憂ヒ、御母公(賢章院殿)ヨリ折節ハ、御遊戯、御遊参等御勸メアラセラレムコトヲ言上セシニ、御母公大ニ御痛心、御対顔毎ニ文武の御修行ヲ御勸メ申スニ、御身弱トナラセラレテハ濟セラレヌト御心勞ノ余ニヤ、盆石一個ニ御詠ヲ添ヘテ進セラレタリ、

光なき石と見なして心もて磨きあくれば玉となりなん  
公是を御覽セラレ御返詠、

古の聖の道のかしこさをならひて学ふあさな夕なに  
御母公是ヲ御覽セラレ御満悦、御近習ノ輩ヘ御示シアリシトナム、御母公ハ文武ノ御修行ニ御督責忘ラセ玉ハス、日ニ兩度ツ、御使以テ、御読書ハ如何ン、御手習ハ奈何ン、弓馬ノ御稽古ハイカ、ト尋サセラレ、御対顔ノ時ハ殊更ニ御薰陶他事ナカリシト云フ松永清右衛門家記

○或ル時、御母公ノ御許ヘ入ラセラレ、四方山御譚ノ末ニ御母公仰ニ、仏神モ追々ハ御信心御武運ノ御祈遊ハサレ然ルヘシトノ御言ナリシニ、公御答ニ御尤ノ御事ナリ、其心掛可仕、然シ武運ハ強ク候ヘン、三ヶ國中ニ神社仏閣モ多ク、僧侶モ沢山ニ罷在リ、朝夕ニ武運ヲ祈レル由ニ承ヒ及ヘリ、三ヶ國中ノ者共威ナ武運ヲ祈具レ候ハシ、

其者共ノ都合能キ様ニ心掛候ヘハ長久ナル者ト存セリトノ御言ナリシカハ、御母公モ御感心、如何ニモ其通りノ御事ナリ、女心ニ御信心アレト申シタリ、御心得ノ賢コキ事ヨト御満足ナリトソ御年齢ヲ詳ニセス松永記録中ニアリ

○重豪公ノ御前ニ御出ノ節ハ、毎モ数刻御愛ク付ニテ打解ケタル種々ノ御物語、或ハ重豪公ハ御壯年ノ時ノ御話、或ハ軍譚、或ハ名将勇士ノ言行等御物語ノ外ナク、公ハ反復尋ネ玉フコトモアリシト、重豪公御近習ノ者ヘ仰ニ、邦丸カ見ヘルト時計ノ鳴ルモ耳ニ入ラスト仰ラレシトナム、或時毎モノ如ク昔時名将勇士ノ御譚ヲ公細カニ御尋アリシニ、重豪公仰ニ其ヤウ委シク尋テモ直ニ忘ルナラムト戯ラレシニ、公仰上ラルニ十二ハ忘ルモ七八ハ忘レハ候ハス、御話ニテ覚ヘタルコトハ殊更ニ胸ニ能ク止リ候トノ御答ナリシカハ、軍話ヲ其様委シク聞テモ用立ツコトニ非ス、今ノ世ハ泰平ナレバ、能ヤ謡ヒノ話コソ面白ク、大名交リニ話ノ種ニモナルヘシト戯レ玉ヒシニ、御答ニ御尤ノ御事ナリ、然レトモ能ヤ謡ヒノ話ハ役者共ヘ為致テ宜シク、参会ノ時モ役者ヲ呼ヒテ語ラセ候心得ニ候ナリ、今ノ世ハ泰平ニハ候ヘトモ、此内ノ御沙汰ニ治世ニモ乱世ヲ忘レサルコソ肝要ナリトノ御言

モ覚居候、世モ何時乱世ニ成ルカモ難量、武將ノ名ヲ揚  
度存シテ御譚奉伺ト仰上ラレシニ、重豪公大ニ御満足、  
其様埋屈ヲ謂ヘハ困ルソト笑セ玉ヒシトナム、而シテ後  
御近習ノ者共ヘ邦丸カ記憶ノ強キニハ困ルソ、一度ヒ話  
シ聞セタルコトハ忘レヌ性ナリ、今日ヘケ様ニ云ヒタリ、  
頼母シキ児ナリト御賞シアリシトソ松永  
記録

○齊宣公ノ御許ニ御出ノ節モ、刻ヲ遷サレ種々ノ御譚伺  
ハセ玉ヒ、御膝近ク御差寄り、馬術・弓術、或ハ御先代  
様御言行ノ御話等ニテ、御膳部上リテモ御話シニ御心止  
リテ打過サレシコトモアリシトナム、或ル時劍術御稽古  
ノ折、御懷守福崎助七言上シケルハ、御抱傳カ転伊集院太郎  
右衛門俊徳・伴鐵之助マカ・木場次右衛門貞良、後仙  
大夫ト改ム腕カ・圖崎源兵衛尚超・長崎良右衛門義方、侍  
読ヲ兼ヌ、古賀精里ノ門人ナリ・福崎助七季惇、侍読ヲ兼  
ヌ腕カ・東郷藤兵衛實乙、擊劍示現流御相手・田中清右衛門門  
腕カ  
腕カ・網談、甲州流軍学ノ御相手・今井渚村安、同上・中村  
黒人義甫、故実ノ御相手・平田桑衛宗、同上以上、  
数名転任死亡等ニテ交替セリ、中ニ尤モ久シク補転ヲ勤  
メ、且ツ功ノ著シキハ長崎・福崎・圖師崎ノ三名ナリシト  
云フ、公四歳ノ御歳ヨリ十七年ノ御頃マテ、右ノ三人交

ル傳補カノ転補タリシト長崎ハ有名ナル書家甚七カ弟ナリ、造士館助  
教ヨリ選任セラレ、篤行ノ者ナリシト、福崎  
モ篤実謹行、近頃御太刀筋御勝レ遊ハサレタリト御賞嘗中  
ノ者ナリ上シカハ、御笑ナサレ仰ニ、太刀打ノ妙手ヨリモ採配ノ  
妙手ヲ心掛ルソト仰セラレシカハ、福崎落涙感シタリト、  
実ニ御幼年ヨリ意表ノ御言行在ラセラレシト十一歳ノ御時  
ナリシト云フ  
当时將軍家ヲ始メ、諸大名ニモ多クハ柳生流ノ劔法ヲ学  
ハレ、柳生但馬守師範タリ和州添上郡宍  
万石ノ領主

### 四三一 齊彬蝦夷地開墾目論見島津登・關勇助等 へ取調御内命

蝦夷地開墾御願立ノ御目論見被為 在、島津登久尊慮拜  
承、開拓場所或ハ物産、或ハ運輸ノ便否、或ハ開墾ノ方  
略等取調上申セリ開墾御願立ニ付日本東北ノ咽喉、魯西亞ニ、  
對スル関門ナリト痛論シタル稿案等ナリ其  
時島津登江ノ御言ニ、蝦夷ハ日本東北ノ咽喉、魯西亞ノ  
関門ニシテ、先年ヨリ度々乱妨セシコトモアリタリ、魯  
西亞ハ「ペートル」帝ノ遺命、世界一帝タランノ大志ア  
リト、海國圖誌ニ記ス処モ兵力盛ニシテ國人勇敢、且ツ  
富饒、風俗質朴ナル由ニ見ヘタリ、世界ニ一帝タランノ  
計画ニ於テハ、必ス先ツ我蝦夷ニ手ヲ延シ、尋テ支那ニ  
足ヲ入ルナラム、若シ手ヲ延スニ当リテハ日本ノ一大事

ナリ、之ヲ拒カンニハ兵力ヲ用ルハ下策ナリ、開墾シテ日本人種ヲ殖シ、日本ノ所領ナルヲ分明ナラシムルトキハ、如何ニ強暴ナル魯西亜モ安リニ手ヲ容ルコト能ハサルヘシ、之ヲ上策トス、殊ニ産物多ク、昆布・数ノ子・鯛ノ類、其外発見セサル品モ多キ由、間宮輪藏・近藤重藏(林)經歷誌ニ記ス処ヲ以テ見レハ、実ニ日本ノ宝藏ナリ、然ルヲ魯西亜ノ為メニ奪ハルトキハ、日本ノ恥辱ナルノミナラス大損ナリ、先年来公義ヨリ度々手ヲ付ケタレトモ永続セス、今ハ持テ余シタル姿ナリ、此内見込ノ趣阿部伊勢守へ申聞ケタルコトモアリシモ、公義ノ事ハ吟味倒レニテ立消トナレリ、何ニ依ラス老中ノ時代々ニテ老中替レハ、先役ノ手ヲ付タル事モ夫形ニ打捨、手ノ裏返ス様ナルコト多シ、中ニモ蝦夷ハ松前ノ支配替ニナリタルモ数度ニテ、遂ニ今日ノ有様ナリ、今形棄置クトキハ後ニハ必ラス魯西亜ニ所領トナルヘシ、公義何程勸ムルトモ頓着ナキハ見ルカ如シ、依テ此方ヨリ願ヒ開拓シ、実跡ヲ顕シタラハ、諸大名ノ内ニ必ス見込ヲ立ル者アルヘシ、手初メシテ其益アルヲ知ラシムルノ心得ナリ、利益ヲ見ルノ趣意ニハアラサレトモ、益ナケレハ見込ヲ付ルモノニアラス、日本後々ノ大事ナル訳ナレハ、心配シ

テ願ヒ立ル見込ナリ、開クニ就テハ、第一港ノ便不便ヲ初メ、地味ノ善悪、産物ノ多少、品目等ヲ取調べ、或ハ実場モ其節ニ至リ見届ノモノモ遣スヘシト雖、先ツ目的トスル場所概定ヲ第一トス、尤モ田畠ヲ開キ、漁業ヲ起シ、材木ヲ伐リ出シ、金銀銅鉄ヲ発掘シ、其外未発ノモノヲ開クヘシ、近年中願ヒ濟出ルノ見込ナリ、能々取調べヘ其上実場見切りニ誰カ遣スヘシ、關勇助・郡山一介・松元市左衛門ナト兼テ其心得アル由ニ聞及リ、此者共其外ニモ見込ヲ以テ人柄見立取調べシ、郡山ハ先年間宮輪(林)ト交リ、其心得アル由ナレハ聞覚ヘノ事アルヘシ、取調べハ先ツ内密ニスヘシトノ御言トモ拝承セシナム、島津ニハ尊命ノ厚キニ感激シ、取調べノ一編ヲ奉呈セリ、又同時ニ關勇助・郡山一介・松元市左衛門へハ、侍医川畑魯水ヲ以テ同様命セラレタリト、三名モ大ニ感発、島津ト協議シ一向テ取調ニ尽力シ、其手伝ニハ後醍醐彦次郎・吉村才之丞・磯長孫四郎・寺師次右衛門及廣貫等ノ数名、島津カ宅ニ於テ種々ノ書類ヲ蒐集シ調査シ、或ハ開墾ノ方法ハ山口九十郎・稻留良助兩人カ見込書モ奉呈セリ(山口・稻留ハ農事ニ精シク、且郡吏タリ)、開墾場所ハ石狩川ノ沿地ヲ初メ、其近傍ノ地三四ヶ所地図ニ依リ目

的ヲ立、尚ホ実場ニ臨ミ決定セラレントノコトナリキ、右取調命セラレタルハ安政二年乙卯ノ春ナリキ、今ヤ北海道ト改唱シ、土地開ケ諸工場盛大、人烟日ニ繁殖、電信・鉄道モ年々熾ナルカ故、魯国ノ侵掠断ヘタルカ如シト雖トモ、安政ノ初頃迄不用ノ野蕃界ニ放擲シタルカ故、公ハ東西隔絶ノ地モ厭ハセラレス大業ヲ興サレムト、天下ニ卒先シテ各諸候(侯カ)ヲ誘導セラル、ノ御誠心ナリシ、安政初頃ノ世勢ハ攘夷鎖港ノ説漸ク起リ、海防ノ一端ヲ力ムルノ際ニ、公ハ特リ宇内ノ形勢ヲ通観セラレタルハ卓見遠図ト云ハサルヲ得ンヤ、

#### 四三三 博覽強記神儒仏洋説共ニ記憶セラレシ譚

天稟穎敏ニマシマシ、一ヲ聞テ十ヲ悟ルト謂フハ実ニ公ノ御事ナルノミナラス、読書ヲ好マセラレ、或ハ御近習ノ輩へ御説マセ 聞シ召サレ、一回ヒ聞キ玉ヒシ事ハ忘レ玉ハス、御幼年ノ頃ヨリ同様ノ御性質ナリシト、後ニハ西洋和解書モ覽玉ヒ、或ハ洋文学ハレタリ、当時天稟ノ穎才ト申シタルモ誣言ニアラス(洋字ノ御手跡ハ嚮キニ記シタルカ如シ、戸塚靜海・村野傳之丞等へ賜ハリシ書ヲ以テ知ルニ足レリ)

#### 四三三 人心ノ不和ハ政治ノ要ナリトノ御言

安政五年戊午五月中原尚介當時江戸ノ形況ヲ江夏十郎ニ報知ス、江夏之ヲ 御覽ニ供ス、其事柄米国其他ノ外国、条約締結ヲ迫ル、老中間部等上京シテ 敕許ヲ乞フ、朝廷允サレス、大老井伊暴威專擅(直野、彦根藩主)、此ノ際人心激抗物議喧囂、有志ノ人士党ヲ結ヒ、派ヲ樹テ、議論紛紜タル事実ノ詳報ナリ、此報知書 御覽、稍暫時ク 御黙シ 御言ニ、如此ノ形勢ニ成立チタル上ハ国乱必ス近キニ起ルヘシ、内ハ人心紛乱シ、外ハ外夷ノ難題迫リ、危急存亡ノ秋ト云フヘシ、古人ノ言ニ人心ノ一致一和ハ政事ノ要目ナリ、此言ハ幼年ノ時講説(歌)ヲ聞ヒテヨリ一日モ忘ル、コトナシ、和漢古今人氣不和ナル其国亡ヒサルナシ、秦ノ長城モ遂ニ無用トナレリ、孟子ニ地ノ利ハ人ノ和ニ若スト云ヘリ、日本モ此ノ様人氣不和ヲ生シタル上ハ如何トモスルコト能ハス、一時乱世トナラサレハ此假ニ治法ハアルヘカラス、就テハ其見込ヲ以テ万事処置スヘキノ時ナリト大ニ御憂慮ノ御様子ナリシト江夏譚

#### 四三四 民富メハ君富ムノ言ハ国主タル者一曰

モ忘ルヘカラサル格言ナリト 国老等ニ  
訓示シ玉フ

常平倉創設セラレシ後、或ル時江夏十郎へ御尋ニ、常平倉取建ニ付一統末々ノ評判善悪ノ説ハ如何シ、善悪共ニ耳ニ触レタルコトハ聞セヨトノ 御言ナリシニ、江夏言上スルニ、末々愚昧ノ婦女子ニ至ル迄誠ニ難有奉存、聊悪シキ評判ハ無之、素ヨリ 御書取ノ趣聖賢ノ則ニ違ハセラレサル故、難シ奉ルヘキ道理無之、若シ内心ニ難シ奉ルモノアルヤ否ヤハ存セサルモ、至遇ノ人乎又ハ貪利飽クコトナキノ輩ハ多少論難スルモ可有之ト言上セシニ、尚ホ仰ニ、此事ハ積年熟考シテ政事ノ要ト思ヘリ、仁徳天皇ノ御言ニ、民富メハ君富ムト実ニ万古不拔ノ聖語、国ニ主タル人一日モ忘ルヘカラサル御言ナリ、我等モ藏方ニ一片ノ金銀ナクトモ、國中ノ者生計豊ニシテ、各稼業ヲ楽ムトキハ自ラ豊ナルハ言ヲ俟タス、若シ臨時ノ入用アラハ直ニ用弁呉レルナラム、今時公義ヲ初メ諸大名ニモ斯ノ御言ヲ忘レス政務ヲ努メナハ心配ハアルマシ、役人共藏方ノ都合ヲノミ考ヘテ積金カ何程アリト云ヘハ富国ト心得違ヒ、本途ノ經濟ニ心ヲ用ル者ナシ、我等ハ國中豊饒ナルヲノミ希ヘリトノ御言ナリシト、後国老新納

駿河・島津下總ヘモ同様訓示セラレシトナム 新納及ヒ江夏ヨリ伝聞ス

四三五 君タル人ハ愛憎ナキヲ要トスルノ御言

或ル時水戸公カ政治上ノ得失アル御話ニ、藤田虎之介及ヒ結城虎壽等カ正邪ノ所為ニ亘リシ御言ニ、結城ハ言フ迄モナキ奸物ナリ、一体水戸殿ハ好キ人ニテ学問モアリテ今ノ世ニ評難スヘキ人ニハ非ラサレトモ、疵ニハ愛憎固譬ノ弊アリ、夫故國中ノ混雜アリト思ヘリ、君タル人ハ愛憎ナキヲ重要トス、國中ノ者カ君主一人ニ目ヲ付ケ頼ニ思フモノナレハ、愛憎アリテハ頼母シカラス、遂ニ人氣離レ背クニ至リ、其果ハ国乱トナルハ和漢古今其例尠カラス、一視同仁ト云フ言カ治民ノ要ナリ、我等若年ノ頃、歴史ノ講説ヲ聞テ今ニ肝ニ銘シタルヲ忘レサリシト宣ヒシトナム 江夏記事

四三六 人ハ一能一芸ナキ者ナシトノ御言

集成館ニ召仕ヒタル硝子工人四本龜次郎ナル者予テ酒癖アル者ニテ、市中ニ出買物シ、店先 (前脱カ) 下藤安某カ店ナリシト云)ノ者ト口論シ、遂ニ乱妨ニ及ヒタリ、其為メ御用品製造延日シタルニ依リ、其形行 御内聴ニ達シ、御

猶予願シニ 御晒ヒナサレ、四本予テ酒癖アリテ妻子ヲ困マラシメルト聞及ヘリ、輕キ細工人共ニハ必ス其癖アルヘシ、身柄ノ人ニモ酒癖ハアルモノナリ、然レトモ人ハ一能一芸ナキハナシ、此者モ細工勝レタルヲ以テ酒癖ノ失ヲ補ヘリ、其癖ヲ以テ捨難シ、能ク申聞ケタラハ其癖直ルコトモアルヘシ、上下共ニ一癖アルモノコソ用立ツモノ多シ、頭立ツ人ハ其心得アルヘシトソ御言ニテ、四本カコトヨリシテ諸役人ヲ誠(誠力)メ玉ヒシトナム江夏譯

#### 四三七 下ノ關ヲ藩有トシタルハ幕府ノ拙策ナリ

シトノ御譚川畑魯水譚

或ル時日本絵図 御覽ナサレ、侍医川畑魯水へ御話ニ、今ノ如ク外国ヨリ日本ニ望ヲ掛クルニ於テハ、兎角望ヲ絶ツト云フハ出来サル世トハナレリ、然レトモ取締ノ道嚴重ナラサレハ、國民ニ害ヲ与フルヤ大ナルヘシ、通交ヲ開タル上ハ取締肝要ナリ、地ノ利ヲ考フルニ、兵庫・大坂モ望ヲ掛タル由ナレハ、此所ハ心配ナル場所ナリ、次ニ下ノ關ハ九州ノ咽喉ニテ開市場ニ宜シキ地ナリ、長崎ハ不弁ナルノミナラス取締ニモ不都合ナリ、長崎ヲ措テ下ノ關ヲ開クトキハ中国ノ半・四国ノ半・北国ハ一円

・九州ハ勿論咸此地ニ於テ開市ヲ宜シトス、昔時長崎ニ開市ヲ允シタルハ辺陲ナルヲ肝要トシタルナラム、今ノ世トナリテハ其心得ニテハ取締モ届カサルヘシ、下ノ關ヲ長州ノ領分ニ与ヘタルハ拙策ナリ、考フルニ長崎其外九州ノ諸所ニ少シツツ(符力)、ノ公領アランヨリ、下ノ關・小倉ノ二ヶ所ハ公領トシ取締ヲナサハ咽喉ヲ占メタル訳ニテ、九州ノ諸大名ハ進退動クコト難キ場所ナリ、中国・四国モ半ハ此所ヨリノ取締ニ權ルヘシ、加フルニ兵庫・大坂・堺等ニテ取締ルモノナラハ最ト嚴重ナルヘシ、乱世トナリタラハ必ス下ノ關ハ九州ノ咽喉ニテ要所ナルヘシト御話アリシト、此御言ヲ伝聞シテ心アル者ハ、御卓見ヲ感セシコトナリキ、之レ安政四年夏頃ノ御話ナリ、

#### 四三八 秀吉信長ニ、家康秀吉ニ対シタル忍耐ハ

大慮ナリトノ御話

或ル時江夏十郎ヲ召サレ、川内新田宮所藏ノ文書類 御覽央、秀吉川内在陣ノ御話ニ、秀吉ト信長ト比スレハ、秀吉遙カニ智慮勝レタルハ言ヲ俟タス、秀吉カ信長ニ仕ヘタルハ信長ヲ仕ハントノ心ナリシトナム、信長ハ家柄ニテ自然備ル処ノ勢ト智慮アリ、秀吉ハ貧賤シキヨリ取

上リ、信長ノ性質ヲ能ク見抜ヒテ奉公シタリ、之ヲ考フ  
レハ信長ノ智慮ニ勝リタルハ十倍ナラム、又家康、秀吉  
ノ処ハ性質大ニ異リテ火ト水トノ如シ、素ヨリ其時ノ大  
勢秀吉ハ天下ニ威勢ヲ張りタル故、家康能ク其勢ヲ考ヘ  
忍フヘカラサルヲ忍ハレタル者ナリ、智慮ハ二ツナカラ  
品コソ替レ皆能ク備リタル人ナレトモ、家康ハ忍耐ヲ以  
テ成就セラレタリトモ云フヘシ、此後騒シキ世トナリタ  
レハ、秀吉・家康如キノ人出ツルナルヘシ、人物ハ乱世  
ニ出ルモノナリ、二百年來ノ泰平ハ信長ニ出テ

天子ヲ尊ヒ、秀吉・家康共ニ

天子ヲ敬ヒタリ、夫ヨリシテ久シキ乱世ヲ僉人飽キ果テ  
テ治世トナリタルハ、自然ノ勢ト俱ニ茲ニ至リタリト考  
フ、此二百年余ノ泰平ハ全ク信長ニ起リ、秀吉ニ張り、  
家康ニ整ヒタリ云々ノ御話アリシトナム江夏

四三九 水戸侯・越前侯ノ御話

中原尚介ハ江川太郎左衛門カ塾ニアリテ、専ラ西洋砲術  
ヲ修業セリ、田町邸内ヘ砲台建築之取調方、江川ハ依頼  
可取調旨奉命、建築場繩張等ノ為メ江川參邸 御面接、其  
時江川ハ水戸・越前等ノ書生ヲ召具シ繩張ヲモナセリト、

其後中原ヘ 仰ニ、水戸ハ今ニ西洋式ニ変スルコト能ハ  
ス、遺憾ニ思ハレタリ、家來ノ中ニ旧流ニ凝リタルモノ  
モアル由ナルカ、水戸殿ホトノ人ナレハ定メテ深キ事情  
アルナラム、江川ハ何トモ云ハサリシヤトノ御尋アリシ  
ト中原云、江川ニ名望アル水戸侯ニシテ御断行ナキニ  
ヨリ、一般ノ兵制ニモ関係セリト、常ニ嘆息セリト言上  
セシニ、仰ニ存ノ通元來砲術ハ舶來ニテ日本發明ノモノ  
ニアラス、天文ノ頃ハ麻ノ如クニ乱レタル世ナル故、直  
ニ實用ニ試ミ利アルヲ知ルコト速カナリキ、日本ニテ大  
小砲共ニ実戦ニ用ヒシハ、西洋ニ比スレハ甚タ少シ、今  
時ノ諸流ハ威治世以來ノモノニテ座上ノ論ナリ、西洋ニ  
テハ數百年絶エス実場ニ試験シ、種々發明、或ハ改革シ  
テ今日ノ盛ナルニ至レリ、然レハ其宜シキニ從ヒ斟酌シ  
軍備トスヘキニ水戸殿ハ其辺ハ能ク心得ラレタルモ、國  
中ノ事情ニ支ヘラレタルナラム、越前トテモ同様ナリ、  
今此兩家ハ人望モアリ、殊ニ家門ノ分トシテ、天下ノ大  
事ニ心配セラル、モ國中人氣ノ一致ニ由レルニアリ、今  
ヤ外国防禦ノ備ニハ、日本一体一式ノ兵備ニアラサレハ  
对当スルコト能フマシ、公義モ諸大名モ是迄一國一郡位  
ノ心得ニテハ日本國ノ守護ハ調マシ、此内亞米利加カ敵

上ノ本込銃ハ、公義ニ秘シテ外ニ出スヲ禁セラレタリト聞及ヘリ、笑フヘ<sup>(キカ)</sup>仕方ナリ、近日中諸大名ノ内ニ必ス手ニ入ル者アルヘシ(越前・宇和島ニ侯御往復書ニモ此コトアリ、参照スヘシ)、一流一派ノ秘伝ノ弊ト同シキナリ、此事ハ江川ナト如何心得タリヤ、日本一致一体トナリ、器械モ何モ一樣ノ良器備リテコソ本途ノ防禦調フヘシ、此方ノ考ハ良キ器械手ニ入りタラハ速ク諸大名ヘ示シ製造セシメ、日本中一致シテ外国ニ備フルコト、ナシ度ト思ヘリ、然ルトキハ將軍家ノ御職掌ニ適ヒ、天子ヘノ忠義ナルヘシ、水戸・越前其外三家ニモ其心得ナレトモ、事情ニ支ヘラレテ果サレヌト聞及ヘリ、此趣江川ヘ申聞ヨ、何ント詞スルヤト、中原右ノ趣江川ヘ申聞シニ、感服シ、実ニ一言モ無之、予テ御明敏ナルハ伝聞センモ、斯ク迄ノ御言ハ初メテ窺ヒタリ、身ニ針セラ、トハ此事ナリ、一人ニテ承ルヘキ事柄ニアラストテ、書生ヲ一席ニ呼出シ、反復申聞ケ、各君公又ハ重役方ヘモ申入ラレヨ、実ニ方今ハ薩侯ノ御説通海内一致一体トナラサレハ、外夷ニ当リ皇威ヲ輝スコト能ハサルヘシ、憂君愛國ノ人士ハ薩侯ノ格言循守セスンハアルヘカラス、自分ニハ閣老又ハ其筋ヘ上申スル心得ナリ、斯ル世態ニ

変遷シタル上ハ、一国一郡ノ狹隘ナル一流一派ニ等シキ手当ハ、皇國ノ軍備ト謂フモノニ非ラス、薩侯ハ明敏ナリ、忠誠ナリ、閑然スルコト無シ、塾中此説ヲ申シ伝ラレヨト感激シテ譚シタリト、又曰ク、事ニ臨ンテハ公ヲ元帥ト仰キ

皇國ヲ守護セント、感嘆独言セリ此語、江川感激ノ余リニ、ヤ前後ヲ忘レ独言セリト

中原其席ニ在リテ榮誉ヲ極メタリ、水・越藩其他各藩ノ書生之ヲ聞ヒテ感激シ、或ハ慷慨握腕スル者モアリシト

ナム中原親話

#### 四四〇 「ナポレオン」・「ワシントン」カ御話

「ナポレオン」・「ワシントン」ノ一代記ヲ近習ノ輩ニ読セ聞セ玉ヒ御話ニ、「ナポレオン」ハ日本ニテ秀吉ニ比スヘキ人物ナリ、「ワシントン」ニ比スル人物ハ日本ニナシト思ヘリ、「ナポレオン」ハ秀吉ニ比シテ材略勇智適當ナリ、終ヲ全フシタルハ秀吉ノ方優ルカ如シ、日本ニモ彼レニ比スル人物アリシハ、此小國ニ誇ルヘキコトナリ、「ワシントン」ハ智勇兼備聖賢ト謂フヘシ、世界中比スル人物ハ多カラサルヘシ、此人ニ比スル日本ノ人物、誰ヲ以テ的当トスルヤ、心アル者ヘ文ニ作リテ出サ

スヘシ、ト井上庄太郎へ命セラレタリトナム。造士館員ノ  
ニ漢文ヲ作り  
奉呈シタル者多  
シ、其文送ス

四四一 正成・義貞ノ御話

後醍院彦次郎ハ国学ニ達シ和歌モ能クセリ、国典上ノ取調、或ハ下問セラレシ事寡カラス、或時待医川畑魯水ヲ以テ、南朝ノ忠臣ハ誰モ正成(楠木)・義貞(新田)ト唱フ、其外ニモ忠良ノ人多シ、其中ニモ正成ハ忠誠天地ヲ貫キ南朝ノ一人ナリ、軍事ノミナラス政事ニ取リテハ一層長シタル人ト思ヘリ、其訳ハ人心ヲ治ルコト、彼ノ乱レタル時節ニ此程ノ人ナシ、臣下ニハ恩池如キ人物多カリシナラン、日本ニテ中古以来、正成ニ比スル人アラサルヘシ、義貞ハ智勇兼備ノ人ニテ、軍事ハ上手ナレトモ軍ノミノ達人ナリ、政事ニ於テハ何ノ説アルコトナシ、考フルニ南朝ニテハ正成ヲ人物ノ第一トシ、次ニハ兒島高德ナリ、(万里小路カ)藤房ハ其次ナルヘシ、義貞ハ一ツノ武將ト唱テ可ナラン歎、後醍院ハ如何カ思ヘリヤ、南朝ノ忠臣ニ順序ヲ立テ見込ヲ記シ見セヨトノ御言ナリシト、命ノ如ク論説ヲ作り奉呈セリ、後醍院モ正成ニ政事ヲ執ラシメンコトヲ望ムノ説、或ハ南朝数代吉野山中ニ蒙塵ハ、正成程ノ人物アル

ニ内外ノ政務ヲ執ラシメサルニ起レルヲ痛論シタル一篇ナリキ、

四四二 既往ノ事ヲ鑑テ前途考慮云々ノ御言

磯邸御滞在中安政四  
年ノ夏少シ御不例ニアラセラレシ時分、江夏十郎伺ヒ事アリテ拜謁セシニ、不図 仰ニ、大信様御在世中種々御創造、或ハ御改革、且造士館・演武館・醫學院・明時館等盛ニ御取建、御隱居後秩父(神山カ)・秩父伊賀ナトカ不都合ヲ御立服、白金様齊宣公御隱居、高輪様齊興公御家督御介助ノ御願ニナリタル始末、委シク心得居ル哉トノ御尋アリ、江夏御答ニ、大信院様へハ纔三四年ノ間相勤メ、若年ノ時ニテ其辺ノ事能ク心得サル旨言上セシニ、仰ニ 大信院様ニハ御英邁ニテ何事モ意表ニ出タル御言行多シ、今時御在世ナラハ格別ナル御見込モアラセラルヘシ、御事蹟ヲ考フルニ、非常ノ世ニアラサルカ故、御存分ノ御事ハ得成レサリシナラン、是迄既往ノ事ヲ鑑テ前途ノ工夫ニ渉ル趣意ナリトノ御言ナリシ、如何様深キ御勘考ノ譚アラセラレテノ御言ナラム、何乎御配慮中ノ故カト江夏モ推量シ、其場ヲ退キタリトナム。江夏譚

#### 四四三 勇断ナキ人ハ事ヲ為スコト能ハストノ

御言

嘉永ノ末安政ノ初ニ至リテハ、外国船浦賃其他ニ厲々渡来、通信貿易ヲ請ヒ、其形勢甚猖獗、天下騒然物議紛紜、幕府措置ニ困ス、茲ヲ以テ諸大名へ意見建言ヲ令シ、或ハ海防策ヲ著ハス者多シ、其際中原尚介各藩侯及ヒ有志者ノ建白、或ハ論説等輯録シタル海防彙議ト題スル書一部ヲ（全部三十余冊、林子平或ハ高野長英等カ著書ヲ初メトシ、現今各人ノ意見輯集シタル書ナリ）送り遣シタリ、之ヲ尊覽ニ入レシニ其後ノ御言、一ト通読セリ、指シテ良策ト驚ク程ノ説モナシ、悉ク姑息苟安ノ論、或ハ辯論、或迂論ニシテ、英断目ヲ醒ス程ノ説ナシ、之ヲ以テ考フルニ人物ハ寡キモノナリ、此ノ様數々外国ヨリ通信ヲ乞フニ、和蘭ノ外皆暴威ヲ以テ迫リ乞フノ際、姑息苟安ノ策ニテハ迎モ日本ハ保タレマシシ、誠ニ歎ケ敷次第ナリ、非常ノ果断ヲ以テ内外ニ対スルノ策ヲ樹テサレハ、保ツコト難カルベシ、要路ニ立ツ人非常ノ人物ヲ登用シ、非常ノ措置ナスヘキノ時ナリ、勇断ナキ人ハ事ヲ為スコト能ハサルナリ、治乱共ニ勇断ナキ人ハ用ニ立タサルモノナリ、トノ御言御憂奮ノ御様子ナリシトソ（江夏譚）

#### 四四四 一癖アル者ニアラサレハ用ニ立タストノ

御言

海防建白中安井忠平（愚忠）カ説ニ、方今ノ急務ハ人材登用ニアリトノ論、或ハ其人材モ十人カ十人、百人カ百人好ム処ノ人ニ、人物ハ絶テナキノミナラス、古今稀ナリ、人材ハ必ス一癖アルモノ、中ニ撰フヘシトノ論ハ、今ノ形勢上至当ノ説ナリ、我モ同様ニ思ヘリ、今ヤ老中ヲ初メ役人中皆姑息ノ人物ニテ、非常ノ世ニ処スル人ナシ、十人好キノ人ハ用ニ立ツモノニアラス、馬モ乘癖アルモノニアラサレハ実場ノ用ニハ堪ヘサルナリ、乘癖アル者ヲ克ク乗り付ル人ハ寡キモノナリ、人ヲ仕フモ同様ナリトノ御言ハ、深意アラセラレタルカ如シ云々（江夏譚）

#### 四四五 義弘公ハ軍事ハ勿論經濟ニ御心ヲ用ヒ

ラル、厚カリシトノ御譚

或ル時重久（碩）古帖佐燒ノ陶器文錄年中朝鮮ノ役ニ、義弘公朝鮮人數十名御召列レ御掃朝帖佐郷・加治木郷ニ召置レ、陶器製造命セラレタリ、之ヲ今古帖佐製ト唱フヲ御覽ニ入レタリシニ、御意ニ叶ヒタル器物ニテ、三原藤五郎ニ見セヨトノ仰ニテ、其節御話ニ、之ハ古帖佐ノ上品ナリ、夫ニ就テ思

フニ、義弘公ハ軍ノ御上手ハ勿論ナルカ、經濟ニ御心ヲ用ラル、ノ厚カリシコトハ人ノ知ラサル処ナラム、朝鮮ヨリ焼物者ヲ御召列レニナリテ、加治木・帖佐ニ召置レ御焼セナサレタル由、則チ此等ノ品ナルヘシ、之ヨリシテ三ヶ国ニ焼物開ケタリ、今ノ苗代川・野野等是ナリ、加藤清正モアレ程ノ人ニテ、同様列レ帰リ肥後ニ開キタル由、義弘公ハ加治木ニ於テ通宝モ鑄立ラレタル由慶長年中義弘公加治木御在城ノ頃、同地ニ於テ鑄錢セラレシコト旧史、ニ記ス。錢形ハ洪武通宝ニ擬シ、裏面ニ加ノ一字ヲ記セリト云フヲ以テ見レハ、經濟ニ心ヲ用ヒラル、ノ厚カリシコト知ルニ足レリトノ御話アラセラレシト、如何ニモ御言ノ如ク、軍事ハ勿論經濟ニ御注意ノ厚カリシハ言ヲ俟タサルモ、今伝フル処甚タ寡シ朝鮮人ヲ伊集院苗代川ニ移サレ慶長八年癸卯ノ冬ナリ

四四六 十四五年ノ後ハ三ヶ国ヲ富国トナサント

ノ御譚

三原藤五郎ハ當時御趣方掛ナリ御趣方掛ハ財政御改革ノ為メ天明ノ末創設セラレタル局名ナリ或ル時勸農方之伺事アリテ、其節 仰ニ、經濟ノ根本ハ勸農ト勸工トニアリ、是レ人間生活ノ基ナルハ云フ迄モナシ、世ノ中ニ農業ニ羅ラサルモノハナシ、仍テ古人モ国ノ本ハ農トコソ言ヘリ、勸農ハ政事ノ本ナリ、故ニ

御先代様ヨリ吉書ニモ古書トハ年首ノ御式中貴重ノ式ナリ、其文中神社仏閣修造ノ文アリ農ノ事ヲ記スノ規則ヲ立ラレタリ、勸農ハ一涯手厚ク訓諭スヘシ、明暮レ考フルニ、今ヨリ十四五年モ怠ナク心配シタラハ、富饒ト謂フ様ニ為スノ心得ナリ、金銀ヲ何程積ムトモ饑餓ヲ凌クヘキモノニアラス、農ハ其時節ヲ失ハサルトキハ年々生々シテ無尺藏ナルハ土地ヨリ外ナシ、土地ヨリ貴キモノハナシ、土地ト人民トアリテコソ此世界ヲナセリ、此二ツヲ大事ニスルハ我等力重務ナリ、此二ツ完ケレハ如何ナル天災ニモ、如何様ノ変アリテモ、穀類ト塩トノ二ツアレハ國中飢ルコトハ決シテアルヘカラス、又勸工モ双ンテ奨励セサルヘカラス、農ヲ為サンニモ其器械ノ良否ニ仍リテ、大ニ利不利ニ関スレハナリ、宜シク二ツナカラ奨励スヘシトノ仰ナリシト云フ三原ヨリ親シク聞ク

四四七 天下ノ政治一変セサレハ外国ト交際スル

コト能ハストノ御譚

安政五年ノ春頃ヨリ天下騒然、幕府措置ニ困ミ、各藩ニハ有志勃興シ物議擾々、随テ都鄙ノ人心恟々タリ、當時中原尚介江戸ニ在リ、予テ奉命ノ旨アリシ故、幕府及ヒ各藩ノ情状、外夷ノ挙動等探偵シ、江夏十郎へ報知セリ、

江夏之ヲ 尊覽ニ入レシニ繰返シ 御覽セラレ、 御憂歎之 御様子頭レ 仰ニ、此様内外ノ混雜一時ニ起リタル上ハ断然天下ノ政体一変、方針ヲ一定シ、人心ヲ纏メ、本ヲ据テ、而シテ外国ニ対スル目的ヲ定メサレハ、皇威ヲ海外ニ輝スコト能サルヘシ、天下ノ政事一変ノコトハ、既ニ昨午下国前福岡・佐賀・越前・米澤等ニ内談モナシタリ、此上ハ急ヒテ事ヲナスニアリトノ 御言ナリシニ就テ、江夏言上シケルハ、天下ノ政事御一變トノ御事ハ、寛猛ノ二ツニ極マリタル故ト奉存レリ、其御手順ハ如何ント言上セシニ、其事ナリ、昨春迄ハ成丈ケ寛ナルヲ主トシタレトモ、事茲ニ迫リタレハ変シテ猛ニ出ルニ外ナシ、此上ハ

叡慮ノ在ル処ヲ各藩ニ知ラシメ、人心ヲ一致シ、臨機処分スル心得ナリ、遠カラス決心ノ次第申シ聞カルコトアルヘシトテ、大ニ御案シノ 御様子ナリシト、江夏ニモ甚タ心ヲ痛メ、窃ニ清水源兵衛・磯長喜之助等へ密示シタリト、之レ安政五年戊午六月末頃ノ事ナリシト(江夏話)

#### 四四八 国政ノ要ハ衣食住ニ窮民ナキニアリトノ

御言

安政五年ノ夏ニ至リテ天下益騒擾ノ勢頭レ、追々京都・江戸ノ形況ヲ 聞セ玉ヒ、 御憂慮ノ御話毎々アラセラレ、或ル時ノ御話ニ、天下ノ政態モ大変革ヲナスノ時ニ立到レリ、此上ハ内外多忙一旦夕ニ成就スヘシトハ思ハレス、随テ国政モ改革セサルヘカラス、殊ニ明暮心配ナルハ衣食住ニ窮者ナキ様速ク取計遣シ度、否ラサレハ万一ノ時ニ臨ンテ氣ノ毒ナル訳ナリ、先ツ差向キ国政ノ要ハ此ノ事ナリ、世ノ乱ル、ニ方リテ國中ニ窮民アリテハ、天下ノ政事ニ口ヲ容ル、コトモ調ハサルノミナラス、外聞ニモ抱ハリ、言ノ行ハレサル基ナリ、最國中ノ急務ハ勸農・勸業・武備ノ三ツニアリト宣ヒシト、是レ安政五年戊午ノ夏、御逝去十余日前ノ御事ナリシトソ(山田壯右衛門話)

#### 四四九 富田東作譚記鈔

芝御邸外御庭ニ大ナル築山アリテ、四方ノ詠<sup>(歌)</sup>メ窮リナシ、北ハ東<sup>(歌カ)</sup>嶽山御城ヲ限リ、南ハ芝海ノ外安房・上總ヲ茫々ト望ミ、東ハ筑波山、西ハ富士山ヲ仰キ、区街ハ眼下ニアアル高台ナリ、是ヲ御山ト唱フ、

齊彬公御部屋栖之比、御弓御稽古濟御引ケ掛御山ニ御

上リ、種子島直太郎後次郎右衛門ト称ス御先立ニテ御登被遊、四方ヲ御詠〔秘〕メアリテ、嗟呼直太郎我カ此邸ニテハ我ノ屋敷ニハ程少サクシテ面白カラス、我家督シタル上ハ直ニ此辺ハ織田・遠山壹岐・内藤土佐中邸其他皆買入、一ツニ取広メ調練場ヲ構ヘ置クノ心得ナリト御咄シアルヲ、富田覺太郎今東作ト称ス御腰物ヲ上ケ御跡ニ付上ケ奉リテ承リ、如何ニモ広大ナル思食ナリト恐怖シテ居タリト、覺太郎今人ニ語レリ、

一年月ハ悉皆不覺〔符乙〕ヘス、亜美利加ノ「ヘルリ」浦賀ヘ入港ノ後、御登城御帰殿御入浴ノ際、重久玄磧〔頓〕御風呂ヲ上ケ、ルニ、玄磧今日ハ阿部伊勢守ニ逢ヒタリ、西洋各国ハ一般其国章ヲ用ヒ、船印ニ皆国章ヲ掲ケテ我  
 国ヲ分明ス、今日日本ニ於テハ、諸大名一家々々ノ船印ハアレトモ日本ノ国章ナシ、是ハ外国ニ恥ヘキコトナラスヤト言ケルニ、伊勢守云フ、実ニ然リ、之ヲ如何セント云故ニ、日本国ナル日ノ丸ヲ国章トシ、軍旗・船章共御用ヒアリテ可ナラント云シニ、伊勢守膝ヲ敲キテ感承セリ、必ス日章ヲ日本国一般ノ国章トシ布告アルヘキナリト云ヘリ云々、御沙汰アルヲ、井上新右衛門御召上ケニ詰居テ承リ居レリト、新右衛門富田覺

太郎ヘ語リタリト云〔国旗御建白ノ条ニ参照スヘシ〕

一御青年ノ時早川五郎兵衛鼻紙入ノ外套、新流行リノ五郎幅布ヲ以巧ミナルモノヲ製シ持チケルヲ、御覽被遊候テ御詠ヒ被遊度思食、富田覺太郎奥御小姓御道具掛御蔵ニアル結構ナル織物ヲ御出サセ、袋物屋鳥羽屋ヘ早々御詠相成出来上リ、五郎兵衛品ヨリ出来宜キト御鼻紙台ノ上ニ御載セ置被遊タルヲ、福崎助御側役元御日揚トハ御抱守日揚トハ御日揚トハ或伺事ノ通語ナリニ罷出、右ノ御鼻紙囊ヲ拜見シテ、此御品ハ何等ノ御品ナリヤト問ヒ奉リシニ、新シク拵ヘサセタリト御答被遊シニ、助七申上ルニハ、ケ様ノ品ハ下卑タル者ノ物数寄ニスル道具ニテ、決シテ御大名ノ御道具等ニ可被遊モノニ無之ト諷シ奉リシヲ聞召シ、即座ニ中村始ヲ召シテ此鼻紙入ハ拵ヘタレトモ不用ナリ、其方ニ遣スト仰セラレタリト、富田覺太郎ハ其時親シク承リ居、只今御詠出来シテ御楽アルモ、一言ノ諷諫ヲ速ニ御聴入、忽御捨被遊シハ実ニ奉感佩レリト語レリ〔富田ハ江戸邸定府士ナリ、幼年ヨリ公ノ御小姓役、後御小納戸ニ昇進セリ、遣ノコトハ公諫言ヲ容レ玉フヲ賞シテノ譚ナラム〕

四五〇 武州徳丸ヶ原ニ於テ高島カ洋式砲術閣老

見置ノ始末、吉井・相良等言上ニ就テ譚

天保十二年八月 <sup>〔天保〕</sup>日(日詳ナラス) 武州徳丸ヶ原ニ於テ

高島カ洋式砲術閣老見置アリ、其概略左ノ如シ、

燧石機銃ノ銃隊人員三十六人ヲ一隊ニ組織シ、指揮役ハ高島父子(四郎太夫・長男洩五郎)・山本(清太郎秋村)

・大木(大木藤十郎)・竹内(卯吉郎)ノ五名ニテ、進退

駆引・緩急ノ運動ヲナシタリ、半バヨリ銃剣ヲ挿シ放

発セリ、畢テ野戦砲四門 <sup>二門ハ五百目、二門ハ三百目ナリ</sup> 徐発急三段ノ

打方、畢リテ廿搦ノ白砲ヲ以テ「ボムベン」弾及ヒ焼

弾・光弾・烟弾等ヲ打ち、畢リテ十五搦忽砲ヲ以テ榴

弾・散弾・鉄筒弾等ヲ数発セリ、銃隊及ヒ大砲打方ノ

人員ハ皆小袴・割羽織・股引 <sup>小袴一名立付袴トモ云フ</sup> ヲ着ケタリ、

冠ハ高島カ創製セシ尖頭形ノ陳笠 <sup>一名「ペレトン笠」トモ</sup>

ペレトン <sup>ト云フ、此隊ノ操練ニ</sup> 高島カ用ヒ初メタルカ故該唱アリ

ヲ一様ニ被フレリ、此ヲ洋

式砲術演習江戸ニ於テノ嚆矢トス <sup>閣老ハ水野越前守・太田</sup>

ナリシヲ初メ、何レモ従来ノ砲術ト日ヲ同フシテ語ルベ

カラサルノ業ナルノミナラス、白忽二砲ノ利用アルヲ

兪人感賞讚歎セサルハナカリキ <sup>是ヨリ先キ、長崎ニ於テ白忽</sup>

砲及野戦砲ノ射撃銃隊運動ヲ

研究セルコト數、吉井七郎・相良矢之助 <sup>常</sup>・竹下覺之丞・

深津仁左衛門・法元六左衛門・相良壯一郎、其他ノ藩

士數名操練ノ人員ニ加リシ故、其次日吉井・相良演習

ノ始末言上セシニ、一々詳ニ聞召レ、而シテ後 御言

ニ、是迄ノ大小砲ハ西洋古昔ノ式ニテ、天正ノ頃日本

ニ伝ヘ追々折衷シタルモノニテ、実践ニ試ミタルハ少

シ、多クハ座上ノ空論ナリ、西洋ノ法ハ絶ヘス現場ニ

実験ヲ取リテ斯ク大成シタル者ナレハ、萩野・天山諸

流ナトノ及フ処ニ非ラサルナリ、兎角軍備ハ此後西洋

式ヲ以ルコト、ナレリ、御兵具所ナトノ備向、調練大

小砲モ總テ改革セサレハ、實用ニ立タサルナリ、因テ

各其心得ヲ以テ修業スヘキ旨懇命ヲ下サレシト、茲ヲ

以テ兩名ハ益々感發シ、一涯勉強研究セリト <sup>相良常長記事</sup>

四五一 洋式砲術ハ幕府御直勤格式ノ者外伝授禁

停ノ敵命アリシ時ノ御譚、及ヒ既ニ伝授

セシ人名

高島カ洋式砲術ノ操練、徳丸ヶ原ニ於テ閣老水野侯ヲ初

メ御目附等見置ノ後、日ナラスシテ高島ヘ敵達セラレタ

ル趣ニ、今後御直勤(幕府直轄ノ人ヲ云フ)ノ外ヘ伝授スヘ

カラストノ旨達セラレ、而シテ既ニ伝授セシ人名届出ツ

ヘシトノコトヲモ達セラレタリ(達書、天保十年ノ部ニ記ス)、右禁停ノ達アリタルヲ聞召シ、御笑ヒ且ツ御嘆息、仰ニ水野モ随分胸広キ人ト思ヒシニ、ケ様ニ可笑フ事ヲ達スルハ笑止ノ至、軍備ハ日本国中一致一体ヲコソ主トスヘキニ、一家ノ流儀秘事伝授ノ様ニ思ヘルハ、公義ニテ日本中ヲ敵人ノ如クニ思フ訳ニ当レリ、和蘭人ハ遠ク日本人ニモ伝授シ、又ハ大小砲ヲモ遣ハスニアラスヤ、然シ是ハ定メテ水野カ胸ヨリ出タルニアラサルヘシ、御目付ヤ其外役人共カ申立タルコトナルヘシ、何ニセヨ公義ニ不似合ノ達ナリ、然レトモ既ニ伝授ヲ受ケシ者多シ、少シモ差支ハアラサルナリ、遠カラス一変スヘシトノ御言ナリシトソ、既ニ伝授セシ人名高島ヨリ届出タルハ左ノ如シ、薩州島井平七・同平八、熊本池邊啓太、佐賀鍋島治部左衛門、其他長崎与力同心数百名、或ハ其節江戸ニ於テハ江川太郎左衛門・下曾根金三郎・井上左太夫、或ハ我藩士ハハ吉井・相良・竹下・野村(彦兵衛)・法元・伴(鐵太郎、後太郎左衛門)等ノ数名、各藩士ニモ数名ナリシトソ、水野侯ハ当時ノ執権ニテ英邁雄断庶政ヲ改革シ、驕者ヲ誡メ、風俗ヲ匡シ、武備ヲ整理シ、外国ノ不慮ヲ慮

リ処分ヲ改メタル等希世ノ人物ナリ、然ルニ如此狹隘偏頗ノ措置笑テ免レ難キハ無論、公ノ御笑嘆実ニ至当ナリト伝聞シテ感佩シタルコトナリキ、而シテ幕吏中事情アリテ江川太郎左衛門一名ニ皆伝スヘキ旨更ニ命セラレ、高島流ト唱へ、幕府ノ師範命セラレタリシニ、後下曾根金三郎ニモ皆伝授シ、江川ト同シク師範命セラレシトソ、

因ニ記ス、徳丸ヶ原ニ於テ操練ニ用ヒタル「ボンベン」榴弾等ハ、長崎ヨリ提へ来リ、江戸ニ於テ製造シタルハ焼弾・光弾其他ノ火具ナリ、小銃ハ和蘭人ヨリ高島カ購求シタル者、或ハ白砲・忽砲モ同シク舶来ノモノ、野戦砲ハ長崎ニ於テ製造セシモノナリト、演習ノ後右品々一切献納シタリトソ、高島父子ハ幕府ヨリ褒賞セラレ、御時服及ヒ金子幾千ヲ拝戴シ、今後尚一層研究スヘキ旨拜承シ、大ニ名譽ヲ顕シタリ、同年十二月中旬帰崎スルニ方リテ、我藩邸ニ御暇乞ノ為メ参邸セシニ、御対顔前項ヨリ参邸スヘキ旨命セラレタリト種々御懇命ヲ下サレシニ、高島モ感戴一方ナラサリシト、其際ハ御舎弟池田齊岡山侯敬モ御出、或ハ筒井紀伊守ニモ参邸其御席ニ列レリト、後御酒肴、或ハ御鞍一掛外ニ琉球反布等ヲモ被下タリ、

御対顔種々御懇話、畢リテ御引入リ、岡山侯（齊敏公）  
モ同シク奥ノ様御一同被為入タリ、後チ御酒肴下サル  
、際ハ、御側役種子島六郎・御小納戸伊集院卯十郎・  
折田梢・御医師谷口月窓、其外御出入ノ御城坊主阿三  
名ニテ酒肴ヲ進メタリ御庭ノ御茶屋ニテ下サレタリ、高島カ年齢ハ四十  
五歳、長男淺五郎ハ十八歳ナリシトソ、相良常長親話  
ニ拠リテ記ス、

因ニ記ス、相良ハ十六年ノ秋ヨリ御近習ニ奉侍シ、初  
メ矢之助、助太夫、八兵衛、四郎太郎、後常長ト称ス、  
本藩ニ於テ高島カ門ニ入リタルハ、鳥井兄弟ニ次テ相  
良・吉井・竹下僅々五六名ニ過キササルナリ、其後追次  
入門漸ク数多ノ人員ニ及ヒ、天保十三年ニ御流儀ト称  
シ、弘化四年ニ至リ藩内一般ニ及ボシ、遂ニ御軍備ノ  
基本トナリタリ、実ニ鳥井兄弟ニ次テ吉井・相良等ハ  
其功者ト云フヘシ、殊ニ相良ハ歩兵隊ニ専ラ熱心シ、  
大隊ノ編制ニハ頗ル力ヲ竭シ、安政ノ初メニ至リテハ  
騎兵ノ創設ニ島津登・川上筑後等ヲ輔ケタリ、歩騎隊  
編制ノ事実ハ附録ニ記スルカ如シ、

#### 四五二 理化ノ二術ハ經濟ノ根本ナリトノ御譚

長崎在勤蘭学者相良蜻州（通唱雲八）ヨリ究理書・舍密  
書ノ新説蘭書、大部ノモノ舶来要用ナル書ナルカ故、  
御手許御用ニハ相成間敷哉ノ趣井上庄太郎ハ就テ何越  
シ、其旨及言上シニ、取入レ則翻訳スヘシトノ仰ナリ  
シト、井上言上ニ是文ケノ太部ハ急ニ和解相調マシク、  
又代価モ過分ノ事ナレハ御見合アラムカト上申セシニ  
公仰ニ、入用掛リニテモ苦シカラス、究理・舍密ノ二  
ツハ經濟ノ根本ナリ、今ヨリ後ハ兎角此二學ヨリシテ

經濟ハ立ツナルヘシ、是迄ノ如ク何ノ拠モナキ仕方ニ  
テハ濟マサルナリ、此書中ニハ何程ノ益アルモ知ルヘ  
カラストノ御言ニテ、川本幸民ハ翻訳命セラレタリト  
ソ、是ヨリ先キ舍密読本此書ハ製造書ニシテ一時秘本トセラレタリト名ケタル  
書三十冊川本ハ翻訳命セラレ、稿本迄モ出サセ、当時秘  
書トスヘキ旨ヲモ仰ラレタリ、集成館又ハ御花園内製  
煉局ハ此ノ書ノ為メ事業ヲ擴張セリ、右外ニモ種々ノ  
洋書訳述命セラレタル者許多アリ、枚挙ニ遑アラス、

#### 四五三 旧記古文書類之御譚

御系図及ヒ御家譜更正セラレムト、旧記古文書ノ類弘  
ク御シラベ命セラレタルニ就テ、清水盛香カ編集シタ

ル三州御治世要覽記ヲ、侍医清水養正ヨリ御覽ニ入レ  
タリシニ盛香ハ養正カ叔、父ニ当レリト、仰ニ島津國史及ヒ西藩野史ト此  
書ヲ照シ合セテ見レハ、御先代ノ御事蹟ハ分明ナリ、

手許ニ写シ置ケヨト堅山八郎へ命セラレタリ、其時分  
ノ御譚ニ、此レ程全備太郎ノ編集ニ骨折リタル者ハ稀  
ナリ、元來文事ニ拙キ風習ナレハ、今ノ世ノ有様ナト  
少シノ事ニテモ細カニ記シ後世ニ伝ムト思ヘリ、記録  
方ハ勿論ノコトナリ、昔ノ事今明ナラサルハ今更致シ  
方ナシ、今後ノ事實ハ後世ノ心得所要ナリ、今ノ時勢  
程様々變化多キ世ハ古ヨリアルコトナシ、第一異國船  
ノ事ヨリシテ變化シタルコト多シ、此後如何様ニ變ス  
ルモ量ラレス、少シノ事モ細ニ記シ置サレハ十年ノ後  
ニテモ不分明ナルコトアルヘシ、歴史ハ治国ノ要典ナ  
ルハ無論、今ノ世歴史ト云へハ漢文ニ書キタル者ノ、  
ミヲト思ヘトモ、旧記ハ則チ歴史ナリ、各其國所ノ文  
ニ記シ、事情ヲ誤マラサルコソ肝要トス久光公モ同様ノ尊  
話記ニ、今記録ヲ能クスル者ハ誰ナリヤト御尋アリ、伊  
詳記ス、地知小十郎ニテ候半ト上申セシニ、之レハ昔シノ事ヲ  
克ク調ヘル者ナリ、今ノ世ノ有様ヲ記録スル人ノ事ヨ  
トノ御言故、夫レハ能ク存セサル旨申上ケシニ、新納

駿河ハ其辺記録致スナラムト言上セシトソ此ノ仰事年月  
詳ナラス、清  
水源兵衛親話、養正カ夷兄ナリ、御治世要覽記ト俱ニ旧記名譜一  
巻並盛香集モ一同御覽ニ入レ、御記録所ニ於テ騰写シタリト云

四五四 大集院・福昌寺ノ両寺へ一切経ノ内ニア

シ譚

一切経ノ内馬頭観音ノ部ニ馬ノ仕付方、又ハ馬ノ病氣  
療治ヲ記シタルヲ先年見及ヒタル事アリ、右ヲ取調へ  
解釈ヲ加へ差上クヘキ旨命セラレシニ、両寺俱ニ大ニ  
驚キ、遽ニ取調ヘニ着手セシニ、僧侶中記憶スルモノ  
ナク、多クハ誦誦ノミニシテ釈解ヲ加フヘキ識得ノモ  
ノナク、勿忙当惑シテ稍ク取調ヘタリシニ、果シテ其  
説ヲ記載セリト、其節ノ御沙汰ニ、今ノ僧侶ハ多クハ  
経文ヲ讀過シ、其意ヲ解得スル者鮮カルヘシ、経文ト  
云へハ奇妙不思議ノ事ノミアリト僉人心得タリ、仏經  
モ聖經ナリ、孔孟ノ經書モ同シ聖經ニテ、國所ニ依リテ  
人道教訓ノ書ナリ、坊主共カ仏前ニ於テ拍手ヲナシ、誦  
誦スレハ奇妙不思議ノ功德アリト心得ルハ笑フヘキ事  
ナリ、論孟モ同シキ教訓ノ意ニ外ナシトノ御譚アラセ  
ラレタリト井上庄太郎拜承ノ趣ナリ、右ノ趣兩寺へ申聞ケシニ感  
服セリトソ、是レ嘉永五年壬子春頃ノコトナリシト、

同人、  
カ話、

#### 四五五 福昌寺ニ須彌壇創設シ玉フ

御家督初メテ御就國ノ際、先規ノ如ク神社及ヒ各寺院御参拝ノ節、福昌寺ハ殊更御先規鄭重ニシテ、住持ノ僧ヘモ拜謁ノ御式行ハセラレ、後重テ被召出御尋ニ、這ノ客殿ニ須彌壇ノ設ナキハ仔細アリテノ事ナリヤトノ仰アリシニ、住持ノ僧モ御答ニ当惑シ、昔ヨリ客殿ハ箱壇ニテ、何故須彌壇ノ設無キ哉ハ心得サル旨言上セシニ、別ニ訳アリテ設ケサルニアラサルヘシ、斯ル大地(寺カ)ニ須彌壇ナキハ不都合ナリ、取建願出ヨトノ御言ナリシニ仍リ、御建設願ヒ出程ナク出来セリト、其節住持ノ僧、仏法ニ於テモ御貫通ヲ感シ奉リ、須彌壇トハ天竺国須彌山ノ縁故ヨリシテ貴重ナル者ナリト、御側ノ輩ニ仰セラレントナム福永仁右衛門話

#### 四五六 博覽強記神儒仏洋説共ニ記憶セラレシ譚

○この文書は、本文第四三二号文書と同文重複により略す。

#### 四五七 西郷隆盛御密仕起因ノ譚

西郷隆盛カ為人ヲ聞召シタルハ、其初メ福崎七之丞ナリシト福崎ハ當時、御小納戸職、元来西郷ト朋友ニシテ、文武ノ芸モ僧ニシ、或ハ国事ニ就テモ同論ナリシト、或ル時西郷カ人トナリヲ言上セシニ、奥表ノ別殿ナルカ故拜謁スルコト能ハス、仍テ仰ニ御庭方御鳥預ノ職願ハセヨトノ密命アリテ、福崎尽力願達セリト云フ、御庭方ノ職務ハ御庭口ヨリ拜謁シ、親命ヲ奉スルノ職ナリ、是ヨリシテ西郷モ意思上達スルコトヲ得ルニ至レリト云フ、西郷ハ生計貧困郡方ノ筆吏タリ、而シテ福崎等議シテ中小姓役請願、江戸ニ在勤シ前書ノ如ク御庭方役ニ転シタリト、初メ福崎カ為人且ツ有志者ナル旨言上セシニ、学問ノ有無或ハ行状等詳ニ聞召サレ、後日 仰ニ西郷カ事ヲ外々ノ者ヨリ聞クニ、鹿暴或ハ郡方ニテ同役ノ交リモ宜シカラスナト、誹謗スル者多シ、然レトモ用立ツ者ハ必ス俗人ニ誹謗セラル、モノナリ、今ノ世ニ人ノ誉メル者必ス用立ツ者ニ非ス、今ノ勤方ニテハ召仕フ道ナシ、庭方勤ヲ願ハセヨト懇命ヲ下サレシニ、福崎仰ノ旨申聞カセシニ西郷感泣シタリトナム郷西  
中小姓役ニテ東上ノ際旅費ニ差支タルニ、朋友加治木郷ノ土松葉甚助郷西百方尽力シ、僅ニ十両金ヲ得テ出発セリト云フ、松葉甚助モ貧困人ナリ故、同郷商人森山某等五六人ニ説諭シ二三兩ヲ出サセタリト、松葉甚助・園田清右衛門親話

四五八 伊勢・小笠原流礼式改メラレントス

或ル時岸喜右衛門友章ナル者ヲ召出サレ當時御納、素袍・

水干・直垂或ハ烏帽子等製式、古製ト今製聊カ異ナレ

ルヲ御調ヘノ御譚序ニ、伊勢・小笠原ノ二流文式上少

シノ違ヒアルハ不都合ナリ、礼式ハ一般同様ナルコソ

都合宜シケレ、流派ニ依リテ其式ノ差違アルハ礼待上

不都合ナリ、礼式ハ人タル者ノ要、冠婚葬祭ハ貴賤上

下ノ分ヲ立テ、服制ハ地合染色紋章ヲ分チ、製式ハ同

様アラマホシ、伊勢ヤ伊木等ト相談スヘシ、中ニモ表

ノ式ト違差アリトノ表トハ表御仰ヲ蒙リ、取調中御遊去、

遺憾ノ至リナリシト岸友章親話、岸ハ代々有職ノ家ナリ、伊勢

遺憾ノ至リナリシト家ハ幕府旗下伊勢氏ノ末家、末吉郷若川村

ヲ采邑トス、伊木七郎右衛門ハ、元和ノ頃遊カ

豊臣家ニ仕ヘタル伊木ノ子孫ナリト云フ

四五九 佐久間修理砲學圖編及ヒ礮卦ト名付タル

書進呈ス

當時有名ナル佐久間修理象山トカ著シタル砲學圖編及

ヒ礮卦ト題スル書ヲ、井上庄太郎ニ就テ進呈セリ、一

ト通り御覽セラレ、仰ニ要用ノ書ト見ヘタリ、貰ヒ置

ケトノ御言ニテ、尚ホ海防策或ハ外国処分見込記シ

タルモノアラハ見セヨトノ御言ナリシヲ、井上ヨリ取

伝ヘシニ、佐久間大ニ喜ヒ、記シ置キタルモノアリト

雖トモ尚ホ一編ヲ記シ呈上セント、後数日ニシテ海陸

守備ノ見込書並外夷通交是非論ヲ呈シタリ、其主要開

港ノ論策ニシテ、頗ル御意ニ適シタリト、

奉呈セシ礮學編叙文、

礮學圖編叙

始予沈潜西洋神器之術、蓋將知彼所善以自補欠、故間有

筆錄為圖亦惟自備遺忘、未嘗出以示人也、近聞往々有妄

人、仮托洋說而銜売此術、或乃目未識洋文而謬伝其說彈

制、器規茫然莫之能悉、而苟且從事貽害、同学予甚慨焉

因遂出所校圖編榘干板、有以發其蔽云爾

嘉永辛亥十月望象山平啓識

嘉永辛亥十月望象山平啓識

例言

一書經伝写謬訛或鮮、縦有謬訛易為校正、凶一再伝便成

升錯升錯之後難復稽尋、而妄意増損施諸火砲危厲之技

其為害匪淺、仍依荷蘭原本模其真形、長短大小不夾毫

髮更於各部細記分寸、令學者互証不至顛錯、

一凡從事斯学得洋尺洋秤而用之、尤為簡便、然是編端為

初学指途、故轻重之量长短之度皆以邦俗、所用称尺註之、圈外另標原数以備覆詳、

一礮家之算与曆家殊科剖折微茫不遺奇零、徒煩心目無益实用、故令以荷蘭一肘当我三尺三寸、一斤当我二百六十七七钱、為率覽者其詳之、

一菓囊式及菓囊轆轆甚有实用、或謂拳一例他可也、何事繁列殊不知比例、為凶多易貽誤、且囊式之弁轆轆之頭其為孤線極、有曲折非初学可得猝弁、今不厭煩瑣、逐一臚陳令人一見、輒能応手免致臨時妄作之弊、

一是快專為学火術者而設故未及其他、其神器神車裝点器械別有凶譜、容遲統出、

啓又識

全編ハ長文、或ハ図形多数故ニ略ス、

四六〇 鎌田出雲ヲ小野寺庸齋カ門ニ入ラシメ軍

制ヲ諮問シ玉フ

鎌田出雲純正ハ門閥ノ中ニ於テ文武ノ心掛厚キノミナラス、篤實ニシテ人望アリ、曾テ番頭職ニテ江戸在勤中、公ノ御意ニ止リ密命ヲ奉シタルモ慚カラス、在府中大目付ニ転進、御家老ノ場ニテ国事ニ軼掌セリ（後若年寄

）、元來荻野流ノ砲術ヲ修メ軍事ニ心ヲ用ヒシ故、當時有名ナル兵学者小野寺庸齋カ門ニ入り研究スヘキ旨命セラレ、而シテ小野寺カ所論ヲモ聞召サレ、或ハ軍制ノ見込質問ヲモ命セラレシニ、小野寺モ頗ル感スル処アリテ一編ヲ奉呈シタリ、其概略ハ洋式ノ大小礮ヲ斟酌編入シ、隊伍モ和漢洋折衷シタル者ニテ、専ラ荻野流ノ銃陣ヲ主トシタル者ナリシトソ（此書送ス、小野寺ト交際ノ事蹟ハ同人日記ニ詳ナリ）

四六一 藤森・鹽屋・安井等ニ軍国ノ政要及ヒ海

防策諮詢シ玉フ

當時儒者ニシテ有名ナルハ鹽谷甲藏・安井仲平・藤森恭輔、又ハ藤田虎之介・戸田忠太夫、或兵家ニハ小野寺等ノ諸氏ナリ、此輩ハ一家ノ学者流ニ非ス、経国ノ志厚キカ故其名尤モ高シ、依テ書生等ヲシテ所論或ハ見込聞カシメ玉ヘリ、藤森・安井・鹽谷ヘモ當時軍国ノ政要ヲ記サシメ玉ヘリ、安井カ説ハ和漢洋折衷ノ兵事ヲ定メ、或ハ人材登用ヲ専ラニ論シ、登用スルニモ非常ノ人物ニアラサレハ當時ニ用ヲナサス、之ヲ拔擢スルニハ癖者ト唱ヘ世人忌避スル者ノ中ニ撰フヘシト

ノ趣共、頗ル御意ニ叶ヒタリト云フ、其他鹽谷・藤森等カ説モ大同小異ナリシト、如此有名ノ人名ニモ汎ク其論説ヲ求メラレシ故、益々御名声高ク、欣慕スルモノ多カリシト云フ中原猶介話

四六二 幕吏其他各藩人物ノ人名ヲ自記シ玉フ

汎ク天下ノ人物、或所論識見ヲ聞召レ、御近習ノ者ハ勿論、書生等へ採索命セラレ、中ニモ西郷隆盛へハ汎ク交際シ、所論方向ヲ試ムヘキ旨命セラレタリト、而シテ其姓名自記セラレシト、是レ深キ思召アリテノ御事ナリシト西郷隆盛カ話

四六三 大政一変大小吏ノ風俗方正必要ナリトノ

御譚

外夷追々渡来覬覦ノ念逐次甚シキカ故、政体一変セサレハ、遂ニ支那ノ覆徹ヲ踐ムニ到ラント深ク憂慮シ玉ヒ、就テハ人材ノ拔扱必要ナリト、専ラ西郷隆盛及ヒ書生、或ハ在勤有志ノ輩へ内命セラレシト、或ル時西郷ヲ召サレ種々御譚ノ末ニ、兎角幕吏ニ是ソト思フ人物ナキハ幕府衰運ノ兆ナリ、寔ニ歎ケシキコトナリ、

政体ヲ改革シ内ヲ整ヘサレハ、外国ノ交際ハ調ハサルナリ、汎ク各藩ニ人物ヲ求メ事ヲ執ラシメサレハ、幕吏中其人ナシ、然レトモ各藩ニモ其人乏シキナラム、是迄聞込タルモ数十名ニ過キサルナリ、尚ホ弘ク聞キ求メヨ、是当今ノ急務ナリ、堂上方ニハ二三名ノ外人物ト云フハアラサルナリトノ御譚アリシトナム西郷隆盛話

四六四 故閣老水野侯外国処分變更云々ノ御譚

或時西郷隆盛へ外国処分ノ御譚ニ、水野越前ハ近代ノ閣老ニハ剛傑トモ謂フヘキ人物ナリ、殊ニ人ヲ仕フカ上手ニテ能キ人カ付キ居タル故、先見遠慮アル処分多シ、外国人処分ハ殊ニ彼ノ情ヲ知リタル措置ナリ、此ノ人ハ鎖国ノ制ヲ解キ、弘ク世界ニ交通ヲ開クノ見込アリ、予ト同論ナリシモ、開国論小身ノ癖、胸ヲ打ち開クコトナク隠ニ策謀ヲ用ヒ、油断ナラヌ人物ナリキ、然レトモ至治ノ世ニ花美驕奢ヲ押へ、武備ヲ整フルヲ令シタルハ、実ニ果断ト云フヘシ、然レトモ未熟ナルハ、旗本ナトカ領地改易ノ目論見ハ時勢人情ノ酌量ニ疎シ、夫カ為メ讒誣頻ニ起リ成就セサリシナリ、惜シキ人物ナリ、阿部モ此ノ人ノコトハ惜ミタリ、当今ノ

世ニアラハ面白キコトヲナス人ナルヘシトノ御譚アリ  
シト西郷  
カ話

#### 四六五 廣島侯相統事件西郷隆盛へ尽力内命シ

玉フ

廣島侯相統事件ニ國中葛藤ヲ生シタルヲ、彼藩有志ノ輩西郷隆盛ニ就テ窃ニ訴へ、公ノ御声懸ヲ冀望ノ旨西郷言上、御内命ヲ受ケ尽力シ、遂ニ平穩ニ帰シ、有志ノ望ヲ達シタリト、其願未彼藩有志等カ西郷へ贈リタル書牘數通、或ハ西郷カ見込上申書ノ稿案、大山綱良所藏セリ、彼藩正奸ノ二党分立シ大事ニ及ハントセシヲ、公御尽力、正論連中カ説行ハレ鎮静セリトナム(此往復書數十通大山綱良ヨリ得テ秘藏セシニ、丁丑ノ兵火ニ焼亡セリ、同藩士タリシ船越衛演説筆記参照スヘシ)

#### 四六六 佐賀侯ト甲冑用不用ノ御談話

或ル時田町邸へ肥前佐賀正齊侯御來駕、土庫砲台(這砲台雛形ハ、江戸ニ於テ能勢甚七高野長英ヨリ得テ奉呈シタル者ナリ)ノ御見物被為在シ時、調練ノ御譚ニ遷リ、佐賀侯仰ニ、調練ニ甲冑ヲ御用ナサル、ヤ否ノ御尋ニ、公仰

ニ甲冑ハ用ヒサルナリ、実場ニ用立タルノミナラス、大ニ邪魔面働ナルハ勿論、運搬ノ手間モ掛レルカ故一切用ヒサル心得ナリ、大小砲ノ戦ニナリタレハ甲冑ニテ防クコトハナリ難シ、今後ハ無用ノ品ナリトノ御言ナリシカハ、佐賀侯仰ニ、手前ニモ御同前ニテ、国許調練又ハ長崎警衛ニモ一切用ル事ナク、股引・半天・半首ト定メタリト仰セラレシニ、公又仰ニ、古ヘモ実場ニモ甲冑ヲ着ケタルハ稀ナルモノト存ス、大坂陣ノ絵巻ニモ甲冑ヲ着ケタルハ稀ニテ、平服又ハ手拭ナンソヲ以テ頭ヲ包タル容子様々ナリ、之レカ実形ト思ハレタリトノ御譚アラセラレシカハ、佐賀侯其絵巻拜見願ヒタシトノ御所望アリシニ、後日可入貴覽トノ御答ニテ、御近習ノ者へ大坂陣ノ絵巻アリ、後日御目ニ懸ケヨトノ御事ナリシトソ此大坂陣ノ絵巻ハ、家康公ノ画カシメ玉ヘル実況ノ図ニテ、御蔵物ニアリ、大山仲兵衛話

#### 四六七 下情上達ハ政事ノ要タリトノ御譚

或時西郷隆盛拜謁シ、種々伺事ノ末ニ、近頃鹿兒島ヨリ申来リシコトハナキ乎、米価ハ何程ナリヤ、末々ノ評判ニ珍ラシキ事ハナキカト御尋アリシニ、米直段ハ

一向不案内ニ候旨申上ケシニ、公仰ニ、米価又ハ末々ノ評判善悪ノ説モ聞キ糺スヘシ、兎角下情ニ通セサレハ政事ニ不当ノ処置アルヘシ、古ヨリ下情上達セサルヨリシテ、国家ノ存亡ニ罹レルハ存ノ通りナリ、末々ノ情意ハ役人中カ申ス事ハ、能キ加減ニ謂フカ故当テニナリ難シ、仍テ善悪ノ説ヲ聞ヒテ斟酌スルカ政務ノ要点ナリト仰ラレシトナム西郷松葉甚助ニ親話

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

安政五年

〔扉に表紙の文字の外に、「元国事鞅掌史料（紙数三十六枚）」の記載あり〕

## 四六八 対問

順聖公ト国事上御相談アリシ発端ハ、天保十年春<sup>月日</sup>慶  
 永十二歳ナリ、其頃ハ大隅守齊興卿大廊下ノ部屋同席ナ  
 リ、御子息修理大夫齊彬公（即順聖公ナリ）ニ初テ御面会  
 申タルヲ始トス、此時小供玩物ヲ<sup>小サキ大</sup>被下タリ、天保  
 十六年頃伊達伊豫守<sup>城</sup>ト懇意ノ交ヲナシ、伊豫守被申  
 候ハ、修理様ト御交被成御懇意可被成旨紹介ニテ、是ヨ  
 リ順聖公ト登城ノ度毎ニ御面話申候、御相談申上候発端  
 ト申スハ別儀ニアラス、安政年間ト存候、米利堅人「コ

モドール・ペルリ」初テ東海灣ニ乘込ミ、日本全国紛乱  
 ノ始メナリ、幕府ノ混雜不一方、徳川政府安危ニ關係ス  
 ルホドナリ、特ニ二十四代將軍家定公ハ御病身ニテ、迎モ  
 万機ヲ掌リ給フ事御六ヶ敷可有之ト、有志ノ所憂ナリ、  
 只今ノウチニ儲君ヲ御定メ被成候儀、一刻モ早ク致度ト  
 存候故、登城ノ節順聖公ヘ拝柴之節御話シ申度ト存候得  
 共、突然ノ儀ユヘ差扣居候処、公被仰候ハ何分儲君早ク  
 御定メ無之テハ天下ノ安危、徳川ノ興廢大切ノ場合也、  
 先ツ考ヘミレハ一橋慶喜公ナリト被申タリ、慶永御同意  
 ノ旨申述、コレヲ発端トス、順聖公ハ老中阿部伊勢守ヘ  
 御内話有之候哉ニ承及ヘリ、此時ハ各藩士此儲君ノコト  
 ヲ主張スルコトナク輿論ニ不到ナリ、

順聖公營中ニ於テ御懇話ハイタシタレトモ、此儲君ノ儀  
 ニ付テハ別段御相談ハ不申上、中根雪江・橋本左内等尊  
 藩ノ人々ヘ来話等有之、昨夢記事ニ記載アルベシ、幕政  
 ヲ改良スルノ計画深淺迄、前後関係ノ顛末種々打合セト  
 申程ノ事モコレナシ、書通ハ屢々アリ、  
 墨夷登城ニ至ルマテノ云々ハ、慶永幕政ニ関セサル故機  
 密ノ儀ハ心得不申、一二度登城シ老中ヨリ質問有之、一  
 二度建言（攘夷）致候、尚昨夢記事ニ可有之、乍併雪江等

各藩有志ノ面々奔走談話有之哉ニ存候、

順聖公西郷君ヲ差遣サレシ件、一向覚へ申サス、當時ハ

中根雪江專ラ担任致シ為取計申候、西郷君ヨリ本丸奥向

等ノ密書ヲ呈覽シタルノ顛末、覚へ不申、昨夢紀事ニ可

有之ト存候、

戊午正月廿八日云々、順聖公近衛家始へ御建白ノ事ハ慶

喜公儲君ノ事カト存候、御密旨アリシ事ハ覚へ不申候得

共、以御直書被仰下候哉ニ覚申候、信義ノ捷書ハ矢張覚

不申候、此時分ハ一々帳面ニ認メ不申失念勝ニテ候、幕

吏へ申立ノ事ハ先無之ト申テヨロシ、申立ハ表向老中エ

申立候儀ニハ決テ無之、懇意ヨリシテ老中備中守田堀へ申

立、其他川路左衛門尉・永井玄蕃頭・土岐丹波守・駒井

山城守・水野筑後守・岩瀬肥後守・鶴殿民部少輔等、登城

ゴトニ面会シ、儲君ノ件ヲ相談セシニ、何レモ同意ニテ

尽力可致旨申聞候、是皆懇意情ニシテ、決テ申立ノ部類

ニアラス、伊達宗城へ御聞糾シアルベシ、此件ハ筆紙ニ

難尽事有之、略之後日御親話  
別録ニアリ

戊午大獄事件ハ慶永致仕閉居ノ後ユへ、櫻田事変前後各

諸侯ノ拳動承知不致候、櫻田變動ハ閉居後居閉居後ノコトユ

へ承知無之候得共、前年儲君一条橋本左内等死罪ニ関係

セリト存候、此橋本事件ハ筆紙ニツクシ不能、御親問候

ハ、口演可致候後日御親話  
別録ニアリ

總裁職ニ相成リシ以来、幕政改革之儀顛末格別ノ事モナ

シ、京都往復頻繁、諸大名国住居、井伊掃部頭跡御咎、

島津公大森ノ件大森ハ生妻、  
事件ヲ云フ、大原卿勅使、三條公勅使等ニ

テ候、是等御親問候ハ、口演スヘシ、筆紙ニツクシカタ

シ後日御親話ニ中根ニ書セタル昨夢  
紀事ニ詳記セリ、就テ見ルベシト

將軍上洛攘夷内勅降下ノ際ニ処セラレタル顛末、筆紙ニ

ツクシ難シ、口演スベシ上

京都本願寺(東)三條公以諸下公卿ト論議ノ事ハ口演ス

ベシ後日御親話ニ、此事ハ久光公能ク内外ノコト御承知ナ、乍併結  
予カ存シノコトハ他日筆記シ遺スベシト宣ヘリ

末ハ、將軍家上洛迄攘夷ノ儀ハ見合セ相成候事ニナル、

三條内大臣・東久世通禧卿・壬生基修卿へ御聞糾シ有之

度候、

久光公ト国事上引合ノ顛末、平岡圓四郎以下十人之儀ハ

慶永一向心得不申、考フルニ中根雪江、平岡圓四郎至テ

懇交候、十人ノ分モ雪江・左内心易ク交リ候故、薩藩之

人西郷君其他へノ紹介ハ、右兩人ノ所為ト存候、左内ハ

順聖公ノ御時ニテ、久光公ニハ関係セサルナリ、

青蓮院宮御評判ハ一向心得不申、將軍家上洛前上京ノ節

初テ御対面申上ル、此時ハ獅子王院宮ト稱シ、後ニ中川宮ト稱ス、憶測ノ考ハアレトモ略之、伊達宗城ニ御聞被下度候、乍併此宮ノ御人トナリハ中々六ヶ敷可畏御氣質ト存候、委クハ面会ニアラサレハ言ヒカタシ後日御親話別録ニアリ鷹司閔白ノ評判ハ一向承リ不申、九條閔白同断、井伊掃部頭ト懇意ノ由承候、大久保一翁、其他久我従一位、嵯峨従一位杯ニ御聞合セ可然候、三條實萬公モ兩従一位ヘ御聞合セ可然候、橋本左内上京ノ節、毎度三條公ヘ出テ御相談申上候哉ニ承候、水戸派ト存候容堂ハ至テ懇切ニ致候、山内家ニハ手紙抔残リ有之事ト存候、又々考フルニ、青蓮院宮・鷹司・九條・三條之事ハ近衛老公ヘ御伺可然候、

家定將軍ハ御病身ニテ有之、家慶將軍ハ尋常ニテ可モナク不可モナシ、家茂將軍ハ未タ御若年ニテ候ヘトモ、中々御発明ニ候、將軍ノ事ハ勝先生ヘ御聞候ハ、少シハ可分候、

岩倉ノ事ハ、將軍家茂公上洛ノ節頃ハ一向沙汰モ不承候、最モ當時ハ近衛老公・鷹司熙通公・二條閔白様ヘハ面談毎々致候得共、公卿方ヘハアマリ交際モ不仕候間、此段ハ矢張近衛老公ヘ御聞合セ可然候、

岩倉公之御名ヲ知リタルハ、慶應四年十一月御維新前三日ヨリ承知仕候、岩倉公ハ靜寛院宮御下向ノ頃ヨリ頗ル尽力之趣ハ承及ヘリ、公卿方ニテハ必ス評判アル人ト存候、大原卿ノ為人才学ハ、第一江戸ヘ勅使被下候節、久光公御隨行ユヘ久光公者ハ篤篤カト御承知可被為在、慶永御面会ハ當時勅使御下向ノ時初テ也、其頃ハ徳川家之政治ニ関シ居、大原卿ト談判スルハ慶永ナリ、夫故互ニ無服藏話候事無之、攘夷論ト慶喜ヲ後見、慶永ヲ大老云々之故也、

右故卿ノ為人一向心得不申候、明治維新之翌年正月英佛公使於紫宸殿拜謁之由ニ付、大原卿歎息ニテ慶永ニ懇々密談セリ、初テ正直忠誠之志ヲシル、才学ハナシト存候、中山ノ為人評判、堂上方當時優劣ノ評定ハ、一向不心得候、中山ハ可ナク不可ナシ、才力学問ハ無之様被存候、嵯峨欽近衛老公ヘ御聞可然候、

御維新前之公卿ニテ評判宜キハ姉小路・東久世・澤等也、是等モ近衛老公ヘ御聞可然候、

先帝鷹司公ヲ師父ト仰カレシ話、一向承知不致候、今ト違ヒ聞ク処ニ抛レハ、昔閔白・左右大臣・内大臣・准大臣杯ハ折々夜ニ入り御酒宴ニ被為召候事有之、又ハ從御

内儀奥女ヨリ内々御直書下シ賜ハリタル事、段々有之ヨシ聞及ヘリ、モシ右等ノ節ノコトカト存候、尚ホ近衛公ヨリ外シルモノナシト存候、後日近衛殿ニ窺ヒシニ、能ク御話ナシ御老体故御言語分明ナラズ、惜ムベシ貴問ニ答候程之事ニハ無之候ヘ共、思フ俣ラ書認メ申候、愚筆愚文御海有有之度候、尚御尋之儀モ候ヘハ無御遠慮被仰下度候也、

市來四郎殿

松平慶永

舊邦秘録御編纂材料蒐集ノ為メ、在京諸名家ヘ御訪問トシテ、明治二十一年五月十六日午前十一時頃、家令東郷重持・編集掛市來四郎、並ニ御談話書取ノ為メ寺師宗徳同道、小石川区關口町松平正二位旧越前家慶永号春岳ノ邸ニ参殿シタリ、乃チ名刺ヲ通シ、兼テ照介ノ為メ携ヘタル高崎式部次官ノ添翰ヲ差出シ御面謁ヲ乞ヘリ、家人之ヲ受ケテ退キ、姑クシテ面会所ニ引ケリ、御座ハ春嶽公平日御学問所ト見ヘ、机辺各種ノ書具等陳列シアリ、取次ニ引レ、三人次ノ間ニ出テ拜謁シタリ、公立テ次席ニ降り玉ヒ、手ヲ据ヘ丁寧ニ御挨拶アリ、強テ上席ニ請シ、温言寒暑ノ時礼ヲ述ヘ玉ヒ、又従一位

公久光薨去ノ御吊詞アリ、且ツ正二位公忠義・従五位公忠濟ノ御出京ヲ祝シ玉ヒタリ、姑クシテ東郷重持ハ今日参館ノ旨趣タルヤ、前左府公御在世中ヨリ舊邦秘録テフ歴史ノ編集アリシ願末ヲ陳ヘラレ、就テハ公ニハ、順聖公從カ順一位公ニモ御旧誼アラセラル、ニ由リ、当時ノ事蹟等御記憶ノ箇条、又ハ御書付等拜承願度旨演述ス、公快ク承允シ玉ヒ、左ノ數項ヲ御談話アリタリ、

齊彬公ニ對セラレタル御感情

齊彬公ハ予ノ親ク御交際致セシヲ以テ、公ノ人トナリハ詳ニ承知セリ、実ニ公ハ非凡ノ御方ト申スノ外ナシ、思フニ今後ト雖モ又公ノ如キ人物ハナシト申スモ宜シカラシ、御行為ト云ヒ、御談話ト云ヒ、今日ニ至リ益々感覺ヲ探フスルノ思アリ、又公ハ御学問ハ浅カリシヤニモ聞キ、又思ヒタルコトモアリ、然レトモ聞ク処ニヨレハ、公ハ常ニ夜陰ニ於テ研学セラレシトモ承レリ、又感心シテ惜カサルハ、公ハ假令学問幾干アラセラルトモ、之ヲ人ニ表白スルカ如キコトヲ為サス、胸間十分ニ知了セラル、トモ、漫リニ之ヲ言外ニ出スカ如キコトナカリシ

ト思ヒリ、故ニ 公ノ學問ハ必ス並々ナラザリシヲ知レリ、又 公ノ御書面等ハ字体モ溫柔ニシテ強堅ナラス、文体モ平易ニシテ克ク其旨義ヲ尽セルニハ反ス、モ感服ノ外ナシ、文意簡略ニシテ尽セルカ如キハ、非類ナキモノト申スベシ、

又古ヨリ明君等ノ事蹟尠カラサルモ、齊彬公ノ如キハ例シナキ人ナリ、予ハ思ヘリ、古時明君ノ龜鑑トモ云フベキ（松平定信、江戸中期の白河藩主、老中）白川樂翁公ニモ、遙カニ優ル所ノ御行跡アリシ方ト信セリ、

又 久光公ハ御勲功高ク、朝廷ニモ御厚待アラセラレ、從二位ニモ叙シ玉ヒタリ、 順聖公ニハ從一位御贈官アリヤトノ御尋アリ、コレナシト申上ケシニ、 公ノ事蹟世ニ顯ハレサルモノ多ケレハ、世人ハ之ヲ知ラサルモ、予ハ思フニ 順聖公ヲコソ御贈官アラマホシトノ御話ナリキ、

其他ノ公ノ御事蹟ニ就キ御談話アル毎ニ、齊彬公ハ感服セリトテ、心中感戴ノ情溢レテ思ハス言外ニ出ルカ如キ趣アリ、一同御話アル毎ニ、思ハス感戴ノ情ヲ深カラシメタリキ、

#### 電信時計ヲ日本ニ開始シタル件ニ付御話

電信ノ如キモ今日世ニ普ク行ハル、ニ至レルモ、之ヲ我國ニ開始シタルハ實ニ齊彬公ニアリ、又時計ノ如キ、昔時ハ旧風ノモノ、ミニシテ、時間ヲ知ルニモ四ツ・八ツ・七ツ等ト數ヘタルモノナリシカ、今日一般ノ用フル一時二時ノ時計、乃チ袖時計ヲ用ヒ始メラレシモ公ニアリ、當時金側時計ノ如キモノハナク、銀皮時計ナリシモ、公ハ主トシテ之ヲ携ヘ玉ヒ、一時二時ヲ弁ヘ知ラレタリ、又磁針モ始メテ荷蘭ニ注文シ、三個拵ヘラレ、予ニモ一個（脱アル也）ラレタリ、今日其所在ヲ失ヒ残り惜ク思ヘリ、此ノ如ク事毎ニ公ノ開始ニ依ルモノ多キモ、當時世間ノ人ハ公ノ公タル所以ヲ知ルモノ少ナシ、公ノ御話ヲ為スハ、予モ實ハ喜ハシキコトナリト御話アリキ、

#### 順聖公ノ御美德ヲ稱賛シ玉ヒシ御話

順聖公ハ平素誠ニ質素ノ御方ニテ、少シモ豪華ヲ誇ルカ如キコト在ラセラレサリキ、其一ヲ拳クレハ、 公ノ携ヘ玉フ烟管ノ如キハ、黃銅製ノモノ、外見タルコトナシ、大概大名ナトノ用フルモノハ銀製等ナリシモ、 公ハ更ニ是等ノモノヲ持タレタルコトヲ見タルコトナカリシハ

感服致スコトナリト 春岳公ノ御容体ヲ何フニ尋常一ト通りノ御服等ニシテ、座具等皆平人ニ比シ勝レタルヲ見ス、且ツ携ヘ玉フ烟管ノ如キモ乃チ尋常黄銅製ノモノト見受ケ上ケタリ之レ自ラ 順聖公ニ御旧誼アラセラレシニ由リ、尋常ナラサル所アリト感シ合ヘリ

又順聖公曾テ予ニ御話ナリシコトアリ、之レ誠ニ感服ニ堪ヘサルコトニシテ、今日ニ至テモ、公曰ク、予ハ一步 (符丸) 二歩二歩乃チ百疋二百疋ノ金ハ寔ニ吝シム、与フベキ訳アリテ与フルトキハ一万両、二万両ノ金モ少シモ惜シト思ハスト御話アリタリ、此ノ御話ハ実ニ確言ニシテ深ク心ニ銘スヘキコトナリトノ御話アリ、

此一話ハ、頗ル 春嶽公ニモ御感動深シト察セラレ、幾度モ繰返シ仰アリシ、其一話ノ旨義、堅ク御心衷ニ銘シタルカ如ク窺レタリ、

織屋御設立ニ就テ春嶽公へ御戒言アリシ御話、及反 (射カ) 財炉ノ事

順聖公予ニ御話アリ、曾テ鹿兒島ニ於テ織屋ヲ開キ、一日ニ数十百反ヲ織出セルヨリ、人々之ヲ需ムルモノ多ク、従来織屋ヲ業ト為ス者トモ自然其業閑散ニ成行キ、頗ル困惑ノ致サシメタルコトアリ、之レ予ノ深く思考ノ足ラサルヲ悔ル所ナリ、因テ若シ公 越前公 指スニモ此ノ如キコトヲ

起シ玉フトキハ、宜ク前後ヲ考ヘ克ク御思慮アラサレハ計ラサル過失ヲ醸スモノナレハ、深ク御思慮アラセラルベシトノ御戒言アリシコトアリ、此ノ如ク自ラ為シ玉ヒシコトタリトモ過アリト思召ストキハ、深ク之ヲ悔ヒ玉ヒ、将来ニ再ヒ過ナカランコトヲ慎ミ玉ヒ、又人ニモ之ヲ伝ヘ玉フカ如キ、及ハサル所アリトノ御話アリ、

按ニ、織屋トハ田上村及永吉村ニ御設立アリシ大和機ニテ、四反幅等ヲ織ラシメ玉ヒシコトナラン、其事世ニ影響アリシコトヲ聞カサルモ、蓋シ 公少シタリトモ民業ヲ妨ルカ如ク形跡ノナカランコトヲ企望シ玉ヒタル微意アラセラレテ、御話アリシコトナラント察セラル、

又反財炉 (射カ)ヲ設ケラレシコトアリテ、御話ニ反財炉ハ佐賀家 鍋島家ニ及ハス、佐賀ハ寔ニ克ク出来レタリ、且ツ炉ヲ造ルニモ佐賀ニハ宜シキ土類モアリテ、実ハ之ヲ貰受ケテ 土類ノ見本ヲ送ラレタリ、則チ天草産ノ磁器土 稍ク成就シタリナリ、因テ此石粉ト指宿 上等ヲ混和シ用ヒタリトテ、頗ル佐賀家ノ成蹟 (功)ヲ御賞讃アリタリ、此等モ一寸トノコトナルモ他ノ美ヲ蔽ハス、我カ拙ヲ隠サ、ル御心情、感スベキコトナリト御話アリ、

此時公重持ニ向テ順聖公ニ奉仕セシヤトノ御尋アリ、

重持十五六歳ノ比君側ニ侍シタル旨ヲ申上ケ、更ニ市來ハ乃チ當時親ク順聖公ノ命ヲ受ケテ、反財炉ノ築造ニ従事セシ者ナリト陳ベラレタリ、市來又親ク命ヲ受ケテ従事シタル旨ヲ陳ベ、佐賀侯ヨリ教師二名御雇入トナリ、終ニ築造成タル旨ヲ申上ケタリ、又蒸氣船ノ製造モ、順聖公始メラレシナラントノ御尋アリ、東郷又市來杯親ク之ニ従事セシ旨ヲ陳フ、公一々御了得ノ色アリ、

又上下服地質ノ御尋ニ、諸家ハ麻上下ナリシモ薩摩ノミハ地質違ヘリ、何ト申スヤトノ御尋アリ、東郷乃チ麻入り龍門ト申スモノナリトテ、其地質ヲ申上ケタリ、

#### 天璋院殿御輿入ニ付御話

天璋院殿御婚礼ニ就テハ、予モ多少御世話致シタリ、公予ニ御依頼アリシニ由リ、予モ宜シカルベシトテ彼是心配シ、又阿部伊勢守ノコトナラン、当時老中ニシテ執権家ナリニ御相談アル様申入レタリ、且ツ廣大院様重豪公ノ女御統合モアリ、宜シカルベシトテ極リタリ、尤モ公ニハ女子ナカリシヤニ聞ケリ、故ニ一門ノ子ヲ養ヒタルモ、公ハ表面ニハ部屋住ノ内ニ薩摩ニ下リ、其折侍女ニ生マ脱島津安芸忠剛ノ女レ子別巻ニ詳記スナリト申サ

レタリ、又大名ノ子トシテハ如何トテ近衛家ノ養女トナシ、入興アリタリ、時ニ一切ノ道具等、悉ク公之ヲ指揮シテ調弁シ玉ヒタルヨシ、其手厚キコトモ感スベキコトナリト御話アリ、

#### 順聖公ニ西郷隆盛ノ事ヲ御尋アリシ話

西郷ハ庭方ヲ勤メタリトカ聞ケリ、依テ或ル時順聖公ニナゼ重ク用ヒサルヤト御尋セシニ、公ノ仰セニ、彼ハ用フル道アリテ庭方ニナセリトノ御答ナリキ、聞ク、庭方ハ直々種々内密ノ用向ヲ申付ケ、諸方ニ遣ハスニハ手カラ金杯ヲ与ヘラレタル由御手自ラ金ヲ賜フハ事衷ナリ、広貫モ琉球渡海前ニ御煙草盆ノ抽戸ヨリ御取出紙ニヒネリ三十金ヲ頂戴シタルコトアリタリ、又在琉中江夏直義ヲ以テ家族ヘ内賜二十兩賜ヒタルコトモアリ、機密ノ用ニ関シタル故ナラン、如此ノコトアリシ故西、阿部家ニモ度々使ニ行キシコト郷カ如キハ無論ノコトト思フアリト云ヘリ、同家ニ就キ問合セハ、当時ノ事情モ多少明メルコトアルベシトノ御話アリ仰ニ隨ヒ阿部家質問シタルモ分明ナラス、書類ハ先年焼亡トナム

#### 久光公ニ對セラレタル御感情

久光公トハ維新前後ヨリ明治六七年ニ御面謁セシモ、予ノ齊彬公ニ知ラル、如ク深くハアラサリシ故、公ニ對

シテハ少シハ為人ヲ知ラサルモ、概シテ申サハ予輩ト均シク先ツ固陋ノ人タリト申スベキモ、親シク接シテ互ニ談話シタルトキハ決シテ頑固ノ人ニハアラサリシナリ、中々時勢ノ事杯ハ克々明ラメ、感服シタルコト多シ、齊彬公ヨリハ学問等ハ余程上ナリシカトモ思ハル、モ、稍堅固ナル資質ナリシト思ハル、ナリト御話アリ、

談次 薨去ヲ惜マセラル、ノ御容状ニテ、容ヲ改メ言ヲ反シテ御話アリキ、

聖主御学問並ニ御出行ノ御話

久光公曾テ御談アリ、然シ此談ハ此座席限ニ致シ、歴史等ニ載スルコトハ断ルナリ、其話ハ寔ニ御尤ノ御事ニテ中々容易ナラヌ御心底ナリ、

聖主ニモ今日ハ宜ク学問ハ御一向ラニ御研究在ラセラル今迄ノ通一ツノ学問ニテハ足ラス、必ス和漢洋トモ御学ビ遊ハサレサレハ相叶ハス、今後ハ外国人等ニ御応接遊ハサル折ニ、何ニモ御話ナクテハ如何カニ在ラセラルレバナリト御話アリ、此程ハ余程重々シキ御事ニシテ御尤至極ノコトナリト御話アリ、

公在京ノ折、 聖上屢々御行幸アラセラレ、 觀兵式等ノ

如キ常ニ御行幸アルニ付、 公御話アリ、 予ハ 聖上ノ斯ク屢々行幸アラセラル、ハ如何ト察ルナリ、余リ度々御行幸ナキ方願ハシク存セリ、未タ 聖上ニハ御若年ニモ入ラセラルレハ、自然思召ヨリ出ルマテハ脇ヨリ夫々申上ケ、強テ御行幸アルトモ別ニ著シキ効モ尠シト思フ、曾テ聞ク、先年<sup>明治四年</sup>獨佛戰爭アリ、普軍戰克チテ凱旋ノ日ニ当リ、出戦ノ諸軍列ヲ為シタルトキ、獨帝親ク出テ戰勞ヲ謝セラレタリト、其折獨軍ノ大将何某<sup>春岳公名ヲ忘レタリト</sup>テ御話シナシ、按ニ当時獨軍ノ參謀トシテ軍ヲ指揮シタルハ將軍モルトツケナリ、恐クハ氏ナリシナラン 八年齡ハ高キ老将ナレトモ、戰陣ノ間ニ馳驅シ、彈丸ノ中ヲ潜リ毫モ恐懼ノ色ヲ顯ハセシコトナキ程剛勇ノ人ニシテ、今回ノ戰爭ニ大功勲アルニ由リ、帝ハ親シク老将ニ其戰勞ヲ謝シ、即時ニ之ヲ賞セント欲セシモ、生憎即時ニ勲章ノ与フベキモノ無カリシ、依テ帝ハ近侍ノモノヲ願ミ、其者ノ携ヘタル勲章ヲ借受ケ、直ニ之ヲ老将ニ當ヘラレタレハ、老将ハ欣喜ノ情ニ堪ヘス、サスカニ剛猛ノ人ナリシモ感泣シテ之ヲ拝受セリト云フ、之ヲ見ル諸軍勢一同ニ帝ノ公正ニシテ臣民ヲ敬愛スルノ心厚キヲ感激セサルハナカリシト聞ケリ、斯ク獨帝ノ為スカ<sup>如カ</sup>為ク、自己ノ御心意ヨク斯ク迄モ御思召サル、ニ至レハ、何事ナリトモ

遂ケサセラル、コト易カルベシ、又斯クマテモ思召サル、ニ至テハ、假令屢々行幸アルトモ宜シカルベキモ、効ノナキニ屢々行幸遊ハサル、コトアリテハ、恐多クモ御(殿カ)威嚴ニ障アランコトヲ憂フト御話アリキトノ御話アリ、

### 廃藩置県ニ付御話

予思フニ、久光公ハ廢藩置県ハ少シク意ニ満サリシカト思ヒリ、公ノ意ハ一時ニ大変革ヲ見ス、漸次制度ヲ改メラルノ意ナリシカ、乃チ太閤時代ノ如ク、又今日ニテハ樞密院ノ如ク、諸大名中ヨリモ顧問官ノ如キモノヲ置キ、勅裁ヲ仰テ天下ノ政務ヲ執行セラル、ノ意ナリシカ如シ、然シ既ニ置県トナリシ後ナレハ致方モナカリシモ、已ニ公ハ国家ノ事ハ重大ナレハ、一時ノ計図ニ出テ将来ノ利害ヲ顧ミサルカ如キコトハ好マセラレス、慎重ニ慎重ヲ加ヘ後々ニ至テ悔ルコトモアルモノナリト、御話アリト御話アリキ、

此御話ハ、春嶽公ニハ頗ル御旨意アラセラレタル如ク久光公ノ御先見ニ御感ノ容状ナリキ、

### 久光公ハ頑固ノ御方ニアラサリントノ御話

久光公 曾テ予ニ御話アリ、世人ハ予ヲ頑固ト見做テ非評スルモノアルモ、予ハ少シモ頑固ノ説ヲ主張シテ世ニ逆フノ積ニアラス、今日ノ如ク、一般ノ風潮西洋風々々ト皆々西洋ニ酔ヒテハ、後ニ必ス後悔スルコトアルト思ヘリ、予カ頭髮ヲモ截ラス矢張旧時ノ結髪ニ致シ居ルハ頑古(固)ノ様ナルモ、予カ如キ老年ノ者ニシテ頭髮位ヲ存スルモ存セサルモ世ニ害ヲ及ス程ノコトモアルマジ、若キ者ニアリテハ各々今日ノ勤ムル所サヘ弁ヘ、彼我ノ差別ヲ明ラメ、時勢ノ緩急サヘ誤ラサレハ、頭髮ヲ截ル位ノコト何事ヤアル、申サバ一瑣事ナリ、固ヨリ古今ヲ問ハス彼ノ長ヲ取り短ヲ補フハ、治國ノ要務ナレハ怪ムヘキコト更ニナシ、我國ハ旧時ヨリ外國ノ文物制度ヲ取リタル例ハ數フルニ違アラサラン、旧時ノ漢土モ今時ノ西洋モ、長ヲ取り短ヲ補フハ異ナル所ナシ、然シ処世ノ要ハ務メテ善惡ノ差別ヲ明ラメ、緩急ノ機会ヲ失ハサル様ニ心掛ケサレハ、瑣末ノ小事ト雖モ國家ノ大計ヲ誤ルニ至ルモノナレハ、克々慎ムベキコトナリ、予ハ他人ニ異リテ意地ヲ張ルコトヲ好ムモノニアラス、予ノ如キ老人ノ禿頭ヲ截ルモ截ラサルモ詮ナキナリ、従前ノ慣習ニテ結付ケ置ク方心持モ宜シケレハ、其假ニ致シ置クコトナ

リ、夫ヨリハ御互ニ今日ハ國家ノ為メ心思ヲ練リ、粉骨碎身シテ尽スベキコトハ幾干モアルベシ、予ハ一身ノ頭髪位ハ思フノ邊ナシ、夫ヨリハ我國將來ノ為メニ計図スヘキ事柄ニシテ容易ナラサルコト多キモ、世人ハ輕々傍觀シテ、瑣末ノ事ニノミ泥ミ易キ風アルハ、予ノ歎息ニ堪ヘサルコトナリ、又宮内省ヨリ御馬車ヲモ賜ハリタレハ、之レニ乗ルモ易シトイヘ、之レ又從來ノ慣習ニテ駕籠ノ方心持モ宜シケレハ、老人ノ身ヲ以テ態々辛防シテ乗ル程ノコトモナシ、然シ又國家ノ為メ乗ラサレハ叶ハサル時機アレハ、勤トシテ乗ルノ決心ナリ、凡ソ人ハ分別ノ臆サヘ固メ居レハ、如何ナル境遇ニ沈ミ、如何ナル風潮ニ誘ハルトモ恐ルベキコトハナキモ、人情ハ一時ノ虚勢ニ迷ヒ易キモノナリ、今日乃チ明治六七年頃ヲ云ノ人心稍ヤ此傾アリト申スベシ、之レ予ハ多少今日ノ風潮ヲ矯ムルノ微意アレハ、ワザト頑固ノ体ヲ妝ヘリ、予マテ之ニ倣フコトアレハ國家ノ先途憂フヘキコトナラスヤ、今日苟モ上位ニ居ルモノハ確固タル思想ヲ有シ表準標トナリ、下ノ望ヲ繫クノ心掛ナケレハ、國家ノコト又為スベキコトナカラントノ御話アリキ、寔ニ御卓見ト感服セリトノ御話ナリキ、

此ノ御話ハ、春嶽公ニモ余程御感覺深カリシ様ニ伺ハレ、膝ヲ進メ、言ヲ強メ、幾回モ繰返シテノ御話ナリキ、

海軍擴張スヘキ御話

久光公 曾テ予ニ御話アリ、日本ハ海國ニシテ敵國外患ハ外ニアレハ、防禦ノ要ハ擴張スルニアリ、故ニ何ヲ差置クトモ海軍ハ必ス擴張シテ置キ度モノナリ、然レトモ之ヲ擴張スルニモ、其方法ヲ撰ハサレハ徒ラニ虚飾ニ流レ、實用ニ立タサルコトアリ、故ニ軍艦ノ仕立、軍隊ノ組立等モ悉ク西洋ヲ真似ルニ及ハス、我國相当ノ方法ヲ考案セサレハ、如何程心配シテモ、限アル国力ヲ以テ一時ニ西洋ニ勝ル程ノ準備ヲ齊ヘルコト六ヶ敷カラシ、無理々々為ストモ形ハカリニテ實用ニ立タサレハ詮ナキナリ、予ハ見様ノ立派ナルヨリハ役立ツ方ヲ好メリトノ御話アリキ、御尤ノ御意見ト心得タリトノ御話ナリキ、春嶽公家人ヲ召ビ、高崎式部次官持參ノ巻物持參スベシト命シ玉フ、家人之ヲ携フ、公取テ開キ示シ玉ヒ、之レ久光公ノ建言書ナリ、高崎予ニ序文ヲ書キ呉レトノ頼ミナリ、予之ニ書クノ積ナリ、此御書ヲ拝読スルニ益々公ノ心事ヲ見ルカ如シ、寔ニ感服ノ外ナシ、斯クマテモ國

事ノ為メ心慮ヲ勞シ玉ヒシヤト思ヒハ、吳々モ疎カニ思フベカラズ、故ニ予モ一片ノ心哀ヲ記シ置ク積リナリトノ御話、

春嶽公 久光公ノ御写影アルヤ否ヤヲ御尋アリ、之レナシト申セシニ、公家人ヲ呼ヒ、真影ヲ持チ来ラシメ、三人ニ示シ、之レハ慶應年間中ニ條城ニ於テ將軍慶喜公ノ望ニ由リ、予 久光公 宇和島 容堂ノ四人ヲ写セシモノニテ真物ナリ、世ニハ又ナカルベシ、アリトモ偽物ナラントノ御話アリ、写真ハ四公ノ写真ヲ并べ額面ニ拵ヘアリ、写真ノ上部ニ一々左ノ名記アリ、

參議正四位上兼行大藏大輔源慶永字公寧号春嶽

文政十一年戊子九月二日生

從四位上行左近衛權中將兼大隅守源久光字君輝号雙松

文化十四年丁丑十月二十四日生

從四位上行左近衛權少將兼伊豫守藤原宗城字子藩号藍山

文政元年戊寅八月朔日生

從四位上行左近衛權少將藤原豐信字巖璋号容堂

〔改〕文化十年戊亥十月九日生

表面ニ春嶽公御自筆ノ銘記アリ、左ノ如シ、

此写慶應三年五月十四日 大樹公召余与島津君輝・伊達子藩・松平巖璋、於京都營中令俱議国事、是日為慰其勞賜酒、又出写真鏡所俾描四人象者也、故裝以為小屏、書其由於背云、春嶽永識

□ □

四六九 産物販路拡張及ヒ佐賀候ト交易取結ノ

事实 山本藤助家記抄

一 御船開運丸五百石積

一 全大順丸八百石積

右二艘、日州御手山御産物江戸運漕船トシテ、於江戸安政四年巳十一月御買入相成候、

一 御手山御産物ノ外御国産硫黄・煙草・陶器・織物、其外ノ品類江戸へ御積登セ相成、築地御屋敷<sub>江戸築地ナリ</sub>ニ於テ御売捌相成候事、

一 高岡去川山御通行ノ節、往還最寄へ立居候「ホサ」大樹一本、御目ニ被目<sub>被目</sub>ニ被為付、是ハ当時大砲船御造立ノ際ニテ、右御用材適當ノ木柄ニ付、至急御取下シ<sub>採伐</sub>

運輸ノ方之儀  
通語ノ方之儀

御沙汰被為在、十二月五日柚子相掛伐木致シ、早速ヨリ村口ノ加勢人夫夥敷打寄り、牛四五十疋ヲ掛ケ、夜中ニ二里余ノ難場山道ヲ経テ、去川山下へ容易ク引キ出シ方相成候儀ハ、実ニ

御名君ノ御威勢奉感服、夜中多数ノ明松ヲ相用ヒ一統競立出精致シ、賑々敷盛ナル次第ニテ御座候、左候テ去川山下ヨリ高岡町迄川下シ方迄モ速ニ相運ヒ、御駐在へ御届相成候、尤此材木ハ直ニ鹿兒島へ御積廻シ相成候事、

一御手山御産物柞灰ノ儀、嘉永五年ヨリ肥前表へ御商法御開相成候処、安政四巳年ヨリ御手許御計ヲ以テ、肥前佐賀御藩主様ト彼方産物米ト御交易被相始候事、山本ナル者ハ鹿兒島下町ノ商賈ナリ、藤助ト呼ビ、尋常ノ商估ニ非ラス、実直ナル者ナリ、曾テ仏直(道心)ヲ南林寺ノ僧若谷無山ニ学ヒ得道セリト云、山林繁殖ヲ業トシ、傍ラ椎茸檜木炭製ヲ事トシタルハ上文ノ如シ、

四七〇 寺島宗則記述

一順聖公ハ賢明ノ君ナリ、且ツ其度量ノ遠大ナル、凡情

ノ能ク窺ヒ知ル処ニアラサルナリ、○初公江戸ヨリ帰リ国ニ就キ、西郷盛隆氏ヲ布衣ヨリ挙ケ、園庭ノ事ヲ掌トランメ、樹木ノ事ニ諳シ、天下ノ事ヲ議シ給ヘリ、之ノ時ニ当テヤ西郷ノ傑士タルヲ知ルモノアルコトナシ、然ルニ公久敷江戸ニ在リ、国ニ就クノ日即チ尽ク国中士人ノ才不才ヲ識別シ、特ニ西郷ノスサマシキ人物タルヲ見出し給ヘリ、是レ順聖公ノ豪氣ナル処ニアラスヤ、

一順聖公ノ人ヲ用ユルヤ、卑ヲシテ尊ニ踰へ、疏(ヲカ)キンテ威ニ踰ヘシメ給ハス、其西郷氏ヲ用ヒ給フ事ノ如キ見ルベシ、蓋シ時勢然ラシムルナリ、新納駿河ノ輩ハ尋常ノ士、然ルニ是勲旧ノ臣故ニ、以テ重臣トシ給ヘリ、一市來四郎 所述中、水雷及汽船創造ノ事アリ、嗣君忠義公ニ至リ之踐ム所アルニ至ルハ、乃チ順聖公明鑑ノ実施ニ遠カラサルヲ証スルニ足ルナリ、水雷ノ例ハ文久二年七月英艦魔港内ニ戦フノ前二日、忠義公宇宿彦右衛門ニ命セラレ、櫻島ト小島ノ間大船ノ通路ニ水雷ヲ設ケ、英艦通航ノ時之ヲ発セントノ予備ナリシニ、夫ノ船此峽ヲ通過セサリキ、若シ此峽ヲ通セハ幾何ノ害ヲ加ヘタルノ功アルベシ、又小形汽船創造ノ時ハ宗則

モ与カリシカ、江戸ニテ成功ノ后麗水ニ廻送セラレ、其后長崎阿久ノ浦幕府製鉄所ニテ改造中、公薨去ノ后ニ成功ニナリ、更ニ魔湾ニ還レリ、其兩歲後頻リニ勤王ノ举起リ、京・薩ノ間兵員銃器運送ノ功アリシハ皆爾後購求セル汽船ニ因レルナリ、蓋シ從來薩人先公ノ創造セラレシ船ノ機工ヲ知ルヲ以テ、他藩ニ先チ數艘ノ汽船ヲ得テ、維新ノ功ヲ全フセシモノ公ノ遺業タルコト明ナリ、

一 公製鉄ノ事ヲ大ニ研究シ、江夏・市來・宇宿等ニ命シテ反射竈ヲ作ラシメ、黒沙ヲ溶解シテ鉄トナス業ヲ興セリ、宗則モ命ニ依テ、二三夜ヲ徹シ試験セシコトアレトモ、此砂ヲ以テ西洋風ノ大竈ニ入レ、炭ト共ニ溶化スルニ、砂ノミ早々落ち下リテ火力十分ナラス、惟從來ノ和製ヨリ勝レリトスルノミニテ、洋鉄ニハ遙ニ下レリ、故ニ砲銃ニハ適セス、他ノ器械ニハ好シ、製鉄ノ研究ニハ相応ノ費アツテ未タ其功ナシト雖モ、公兵備ノ為メニ心ヲ尽サセラレタルヲ想フベシ、

一 汽船兵器試製ノ頃、幕府ニテ和蘭ヨリ買ヘル汽船一艘長崎ニ致レリ、(釣)公速カニ之ヲ見ント欲シ、同港ニ來学セル勝麟太郎安房守旧名等ニ乞ヒテ廻航セシム、勝氏演習ト

称シテ山川灣ニ入ル、此時公ハ指宿温泉入浴ノ時ナレハ、直ニ海浜山川ニ出テ、親ラ夫ノ汽船ニ乘リ、其結構中鉄板ノ大ナル、其面ノ平滑ナル、機関ノ工妙ナルノ類、皆我邦ノ模シ得ヘキモノニアラスト称セラレ、

半ハ成功セル大汽船機関ノ木形ヲ直ニ廢シ、市來正右衛門四郎旧名球行セシメ、佛人ヨリ汽船ヲ購ハントノ計画ニ變シ、又蘭人ニモ一艘ヲ送ルベシト約セラレタリ、

是ヨリ蘭船ハ鹿港ニ低リ、(低)蘭人其他下町ニ上陸セシニ鹿人ニ對シ失敬アリシカ為、公浴泉ヨリ帰府ノ後、蘭人ノ再來ヲ乞ヒ、更ニ同船咸臨丸稱ス來ル時公親ヲ出テ之ヲ

迎ヘ、磯別邸ニ接遇セラル、幕吏木村攝津守・勝麟太郎・伊澤慎吾・榎本釜次郎・松平良順(本心)・肥田濱五郎及ヒ赤松大三郎等ナリ、公右諸官及蘭人ヲ園中ノ食堂望岳樓ニ引キ饗セラレ、日々兵備等ノ質問多シ、其數日前國中ニ布令アリ、其文ハ公親ヲ筆ヲ執リテ書セラレ、洋

法ノ長ヲ採リ我短ヲ補ンカ為メ彼等ヲ聘セルニ、之ニ對シテ失敬アルベカラストテ警戒セラレシモノナリ、

此布令ハ必鹿人ノ手ニ存スベシ、今公ノ政蹟ヲ追述スルニハ欠クベカラサルモノナリ、其時「ハントロウウエン」ト謂ヘル蘭ノ兵家、公ノ質問ニ答ヘテ砲台ノ位

置ヲ指示シ、此レニ依テ湾内各所ニ新築ノ着手及ヒ天保  
山・桜島洗ヒ出命セラレシカ、薨去前成功ニハ至ラス、惜  
ムベシ、

一 公政庁ニアルモ燕居ノ時モ、侍従吏又ハ侍女数員側ニ  
在ラサルコトナキヲ以テ、内命ノ事アルニ当テハ、某  
臣ヲ喚ヒ、庭外ニ下リ、之ヲ從ヒ樹木間ニ歩シテ密談  
ニ涉ラル、西郷隆盛ヲ京ニ発シテ斯ク着手セヨト言フ  
ノ類、皆園中ノ歩談ナリ、故ニ此人ニ命セラレタル件  
々ハ、當時一人モ之ヲ知ル、(知ルナシカ)独リ西郷ノミナラス、他  
人ニ命セラル、モ亦同シク別人ハ決シテ知ルコト能ハ  
ス、是公施政上不凡卓絶ノ所為ニシテ、恩ニ感シ身ヲ  
棄テ、危ヲ顧ミサラシム、故ヲ以テ衛ム処ノ事益洩レ  
ス、今日ニ至リ其遺事ノ詳悉ヲ得ルコト能ハサルハ遺  
憾ナリ、

一 江夏十郎云、余童時三位榮翁公重蒙ノ左右ニ侍シタル  
ニ、其室内ニ西洋舶来ノ器物甚タ多カリシ、順聖公深  
ク三位公ニ鍾愛セラレ、常ニ祖父公ノ側ニ在テ洋器ヲ  
玩賞セラレタリ、故ニ思ヘラク順聖公ノ洋事ニ精シキ  
ハ是ニ起因スルナラン、

一 或ル時公ノ雑話ニ、今ヨリ廿年前公廿七歳ノ頃蘭学者宇田川

榕庵ニ托シテ、育兒院ノ事病院  
ト別巻ニモ記スカ如シ諸書ヨ  
リ拾ヒ訳セシメタルコトアリ、斯ク多数ノ幼児ヲ養フ  
ニ、此ニ応スル乳母ハ如何シテ得ベキヤ、此処分今ニ  
至テ詳カナラスト、其時宗則モ答フルコト能ハサリシ  
カ、其後歐州ニ航シ、始テ牛乳ヲ以テ之ヲ哺養スルヲ  
視テ前疑ヲ釈ケリ、然レトモ公既ニ早ク此等ノ注目ア  
リシヲ見レハ、旧政ヲ改良セントノ新意、周密一朝ニ  
アラサルヲ知ルニ足ル、

一 公ノ言ニ、人ヲ用ユルニ各一事ニ適セサルモノナシ、  
此ニ短ナルモ彼レニ長スル処アリ、仮令ヘハ江夏十郎  
ノ如キハ、単ニ君命ヲ貫徹スルノ任ニ堪フ、曾テ磯ニ  
製鉄竈ヲ築ケト令シタル時、福崎助八等頻リニ其浪費  
ヲ嫌ヒ異議セシモ、彼之ヲ推シテ建築成功セリ、是等  
八十郎ニアラサレハ他人為スコト能ハスト、今當時在  
官ノ人ヲ想ヘハ多クハ尋常ニ抜出スルコトナシト雖モ  
公之ヲ適宜ニ使用セラレシハ、実ニ止ムヲ得サル時勢  
ナリト雖モ、容忍ノ君才アルニアラサレハ此ニ至ルコ  
ト能ハス、

一 公言語寛徐ナリ、然レトモ性敏鋭、少時モ無事ナルヲ  
苦ミ、毎朝十時政庁ニ出、午後二時燕居ニ退カレ、更

ニ宿直ノ侍者ヲ召シテ公事ヲ命シ、或ハ各藩主等往復ノ書翰ヲ親ラ復読シ、或ハ簡ヲ書シ、同時他臣傍ニ在テ公用ヲ弁スルヲ聞キ、又案前ニ書ヲ講読スルモノアルノ類、必ス一時ニ二事三時四事(事カ)ニ涉ラサルコトナク、如斯多忙ヲ常トセラレ、毎事明決、其計画立処ニ成サルコトナシ、

一藩風、從來武ヲ嗜ミ文ニ疎シ、公ノ時ニ至テ大ニ其弊風ヲ正サントテ、文武併行ヲ主トセラレタリ、江夏十郎・平川宗之進・郡山一介・清水源兵衛等ハ、人之ヲ學者ト称シテ用エス、蓋シ學者ハ迂濶ノ謂ナリシ、然レトモ公無學ノ徒ニ勝レリトテ之ヲ拳用セラル、又航海學ノ為メ五代才助・鎌田某(諸右衛門ヲ云)五六名、及ヒ通弁ノ為メ上野敬助(眞鶴影)等五六名ヲ長崎ニ出サレ、又砲術學ヲ以テ中原猶助・成田正右衛門・木脇嘉左衛門等、漢學ヲ以テ重野厚之丞(安)・町田民部・久木山泰藏・上原源之丞等、医学ヲ以テ八木穠平(有馬意雲・小倉玄・昌兎山泰順等遊學ス、)曾テ狩野画ヲ學フ者、及漢醫生ノ遊學ヲ命セラレタルコトアレトモ、総テ此時ノ盛ナルハアラサリキ、

一公ノ時用ヒラレタルハ島津下總領主・新納駿河・島津登・三原藤五郎・豎山武兵衛・福崎助八・早川五郎兵衛・

山田壯右衛門・井上庄太郎・重久玄積(眞)・江夏十郎等トス、皆無學ナレトモ、或ハ方正ヲ以テ称セラレ、或ハ吏務ニ長セリ、島津豊後ノ如キハ奸アリトテ甚タ任用セラレス、公薨去後、豊後(宝直)ニ宰相公(資眞)ニ寵用セラレ、四方ニ遊學セルモノヲ一時ニ還ヘシ、三州内ニ新ニ設置ノ諸件ヲ廢シ、悉ク公ノ政跡ヲ壞却シ、口以テ之ニ唾シ、足以テ之ヲ蹴ルカ如キ状ヲナセリ、薨後半歳中ニシテ藩政皆俄ニ旧政ニ變シタリ、恰モ公在世ノ時ノ怨望ヲ報シタルモノ、如シ、當時公ノ明君タルニ服スル諸士其廢ヲ嘆シ、夫ノ奸ヲ惡マサルハナシ(島津豊後・新納駿河ヲ巨魁トシテ、三原藤五郎・福崎助八、小吏ニハ福永直之丞・山口喜三左衛門等數名カ所為ナリ)

一公謂ヘラク、善政勸誘ノ功ハ、交際相通シ情誼相貫クニアラサレハ之レヲ遂クルヲ得スト、故ヲ以テ幕府當時ノ顯官ニハ阿部伊勢守・堀田攝津守等、及藩主ハ蜂須賀齊昌(裕九)・黒田齊溥・鍋島齊正・松平春嶽・伊達宗城・藤堂高猷・山内容堂等ト交リ、来往断ルコトナク、在東ノ時ニハ日々來客ナキコトアラム、席上ニハ天文・測量・物理・舍密・写真・電信・物産・銃砲等ノ諸器械ヲ賓客ノ所好ニ從フテ陳列シ、其性理ヲ論シ、施法ヲ説キ、或ハ直ニ之レヲ庭上ニ試テ其実用ヲ証セリ、

宗則ノ觀ル処ヲ以テスレハ、人々公ノ十一ヲ知ルモノ  
 ナク、皆公ノ説ヲ聞テ始テ理ト用トヲ悟ルカ如シ、公  
 交際、親切施恩活潑(発)ノ一例ヲ揚クレハ、安政二年乙卯  
 十月二日夜地大ニ震ヒ、江戸人民家屋倒壊甚多ク、薩  
 藩邸屋モ過半ハ破レタレトモ、其翌朝平日顯官ニ慣ル  
 、所ノ近侍医輩ヲ遣リ、各々金數百円ヲ送り、其無事  
 ヲ問ハレタルニ、顯官等大ニ感服セサルハナシ、此等  
 処置ノ速カナルコト尋常賄賂ノ卑劣ナル類ニ似ス、或  
 ハ幕府ノ洋艦ヲ造ルコトヲ托セルカ如キハ、公ノ工業  
 當時ニ率先セルニ服セラル、ニ在リ、天璋君將軍家定  
 公ニ嫁セラル、モノハ、近衛公ノ養女ト称シ、京武間  
 ノ親睦ヲ計ル特策ニシテ、其成功容易ナラス、世才超  
 絶ナルノ外ハ凡庸ノ企図スベキ処ニアラス、皆略略上  
 大關鍵タレトモ、時ノ臣僚其濫與ヲ解シテ参与スル者  
 ナク、公独リ之レヲ総攬措置セラル、廿年来ノ今日ニ  
 至リ、漢土歐米ニ遊學巡視ノ徒駸々輩出シ、始テ公ノ  
 明識ニ感服スルモノ不尠ト雖モ、當時之ヲ知ル者ナカ  
 リシナリ、  
 一公専ラ國學ヲ愛シ、尋常ノ国史ハ侍者ヲシテ傍ニ朗読  
 セシメ、他ノ事務ヲ弁セラル、時ト雖モ、之ヲ聞クヲ

喜ヒ、又江戸ニアリテハ碩儒ヲシテ政事道德ノ學ヲ講  
 セシメラル、但水戸風ノ學ハ甚タ称セラレ、祖先廟祭  
 ノ外佞僂ノ事アルヲ見ズ、屬城ニ在テハ日常乘馬射銃  
 ヲ愛シ、又内海ニ漁シ、磯山ニ獵セラル、コト少カラ  
 ス、座間ニハ囲棋(碁カ)・将碁(碁カ)モ亦タ近侍ト之レヲ弄テ消光  
 ノ具トシ、夏日ニハ牽牛花數千種ヲ育テ、其花ノ年々  
 変シテ奇葩ヲ生スルヲ賞セラル、公ハ酒ヲ嫌ヒ、茶ヲ  
 嗜マレタリ、或ハ自ラ釣漁セル魚ヲ以テ製セル酒釀(俗字)  
 鮎(俗字)ヲ嗜食セラレタリ、然ルニ安政五年戊午ノ夏、  
 之レヲ一日貯ヘ釀シテ食セラレタルノ後同年七月一日直ニ  
 下痢ヲ発シ、之レカ為メ十五日後終ニ不治ナリシ、此  
 年露船長崎ニコレラ患者ヲ搭シ来リテヨリ、各州ニ流  
 行セリ、此病鹿兒島ニ入ル時ノ少シ前ニシテ、公ノ下  
 痢ハコレラニハアラス、宗則ハ公ノ罹病間長崎ニ抵レ  
 リ、其時ノ事ハ婦鹿ノ後ニ聞ケリ、一時ノ下痢ヲ濟フ  
 コト能ハサルハ恐ラク藥効ノ足ラサルニヤ、実ニ此明  
 君ヲ失フ(ヒカ)タルハ、薩藩ノミナラス皇國ノ不幸ナリ、宗  
 則ノ愚見ヲ以テ公ノ學トオトヲ追測スルニ、學ハ後人  
 及ハサルコトナキモ、其天稟ノ才幹ニ於テハ実ニ稀世  
 ナリ、没後人ノ行狀ヲ陳フルニ幾許ノ虚飾ヲ加フルモ、

公ノ人ト為リ、且其政跡ノ卓拔ヲ尽スコト能ハス、且之ヲ知ルヲ得サルハ大遺憾ナリ、今聊カ他ノ処述ノ遺漏ヲ補ヘンカ為メ、愚ノ僅ニ記憶スル処ヲ錯雜条述スルノミ、

明治十七年九月

寺島宗則

明治十八年乙酉自記抄

一月三十日、発京、下總成田不動堂ニ抵リ、翌日下總種畜場ニ行キ、二月一日帰京、

余曾テ華盛頓(ワシントン)ニ在ル時ノ小写真ヲ龍動(ロンドン)ノ石筆画工某ニ送り置キシニ、墨画成リテ二月五日之ヲ得タリ、其額ヲ新築ノ高樓ニ南面セシム、余カ齡五十二ノ時ノ面貌ナリ、

四月二十一日、薩人市來四郎(旧名市來正右衛門ト称ス、島津齊彬公在世ノ時、余ト共ニ化学試験ヲナセシ人ナリ、後園田某ト琉球ニ使シ、公薨去ノ後帰鹿セリ)伊地知貞馨・東郷重持ト共ニ来リ、齊彬公ノ言行ヲ記録センカ為メ、其時ノ事跡ヲ談話セリ、余モ記録スル所ヲ録シ、市來等ノ録スル所ノモノヲ併セテ、之ヲ伊地知ニ託セリ、今二十年春伊地知没後ハ、其編纂如何ナリシヤ未タ知ラ

ス、

市來廣貫曰、本紙ハ寺島氏明治十八年自記セラレシ者ナリ、抄シテ事情ノ参証ニ供ス、事実正確、氏カ記憶実ニ驚クベシ、

四七一 福陵新報 明治廿一年八月十一日、第二百八十四号

黒田長溥公遺事

公ニハ此数輩ノ脱藩者井上出雲守・木村仲之丞・岩崎仙カ申立ル趣キヲ思召シ、国事ヲ患ヒテ御絶リ申上ル至情、且御親藩ノ事ナレハ所詮御傍可被遊筋ニ無之、更ハ迎テ国憲ヲ犯シテ脱藩士ノ者モ御困ヒ有テモ濟セラレス、彼是容易ナラス御配慮在セラレ、先ツ国情如何ヲ探視ノ為メ、侍臣ノ内ニテ老功ノ土吉永源八郎ニ密意ヲ御含メニ相成リ内使トシテ彼藩ニ遣ハサレ、二党ノ情実ヲ探ラセ給ヒシニ、誠ニ錯雜ナル国情ニテ、所詮一朝一夕ニ鎮定スベキ次第共思ハレス、此事ニ付テハ吉永源八郎再応彼藩ニ往復シ、篤ト内情探知アリ、一方ニハ彼ノ脱走シ来リタル面々ニ能々御説諭ヲ加ヘラレ、公然ト福岡城近辺ニ召置ル、事モ成リ難キ情合ニテ、御領内宗像郡大島ニ屏居セシメ、皆姓名ヲ変シ、公ヨリノ御賄ニテ置レタリ、然ル

ニ彼藩ノ軋轢ハ、弥々双方意地ヲ張りテ熱度ヲ増シケル故、明年ノ春公江戸御参府遊ハサレ、其頃閣老ノ上席タリシ備後福山ノ城主阿部伊勢守殿ニ、彼藩ノ国情党派ノ次第詳シク御内談在セラレ、閣老ノ賢慮ヲ以テ、差立ス党派首領ノ者ヲ云々ノ手段ヲ以テ御諭シアリテ彼藩ノ鎮静ヲ御計ヒ遣ハサレ度旨懇々御依頼成サレシカハ、勢州阿部伊勢守殿逐一領承アリ、其後勢州殿ヨリ内密ヲ以テ、彼藩江戸詰ノ家老<sup>島津老殿</sup>何某モ党中首領ノ一人ナリシカハ彼ヲ阿部家ノ邸ニ召寄セラレ、勢州殿閑室ニ招キ仰セケルハ、今日ハ極密ノ内談有テ其元ヲ招キタリ、ソハ余ノ儀ニアラス、<sup>(内匠カ)</sup>灰カニ聞ケハ其藩ニハ匠作殿世継キノ事ニ付、藩士ノ議論ニ派ニ別レ、軋轢甚敷為メニ国情穩ナラス、動モスレハ騒擾ニ及ハントスル勢ヒナル由、元來本腹ヲ嫡子トシ、妾腹ヲ庶子トスルハ天下ノ公法、現在貴藩ニハ匠作殿<sup>(内匠カ)</sup>誤<sup>平</sup>ル本腹ノ世子何某殿アツテ既ニ参府ニモ召連レラレ、諸侯ノ面々ニモ交際アツテ賢愚ノ程モ人ノ知ル処、決テ一向ノ暗主ニアラス、又妾腹ノ何某殿如何ニ賢明ノ質ナレハトテ、顯然タル世子ヲ廢シテ之ヲ立ルコトハ公法ノ赦サ、ル処、且順逆ノ道ニ違ヒ決テ出来得ヘキ限ニアラス、其出来サル事ニ意地ヲ張り、色々奸策

ヲ廻ラシ、國家ヲ攪亂シ、國辱ヲ招キ、却テ忠臣ヲ氣取リ居ルハ実ニ辟事ナリ、故ニ國家ノ老臣タル者ハ真正ノ道理ヲ弁ヘ、藩士多数ノ人心ヲ誘導、嫡庶ノ分ヲ正シ、國家ニ間隙ヲ生セサル様輔翼ノ任ヲ尽スヲコソ、誠ニ老臣ノ職分ト申スベケレ、貴藩ノ事、公刃大目付杯ノ耳ニモ薄々相達シ居ルヤニモ聞及ヘリ、若シ表沙汰ニ及フニ至レハ、<sup>(内匠カ)</sup>匠作殿ノ榮辱ニモ係リ、藩ノ体面ニモ響クベシ、貴藩ノ事ハ大藩ト云ヒ、家筋ト云ヒ、等閑ナラス存スル故ニ、事ノ破レニ至ラサル以前ニ、我等寸志迄ニ貴殿迄申聞ルナリ、速ニ党派ノ軋轢ヲ止メ、一藩協合ノ道ヲ計ラレ然ルベシト有ケレハ、老臣何某カ此某カ此説論ヲ聞キ、背中ニ汗ヲ流シ、顔ヲ赤メ、慚愧ニ堪ヘサル模様ナリシカ、扱低頭平身シテ申シケル様、重々難有閣老ノ御助言、私共老職ニ居ナカラ実ニ恐縮ノ次第、早速重役トモ申合せ、一人國ニ馳セ下リ、鎮定ノ道相計ラヒ申スベシ、尚ホ公道向宜敷御執成シ頼ミ奉ルト御答ヒ申シテ退キ出ケルカ、此頃マデハ徳川將軍ノ威強盛ノ時ナリケレハ、右ノ老臣直チニ大早ニテ國許ニ馳セ下リ、勢州殿内意ノ条々ヲ縷陳シテ、党派鎮定ノ令ヲ布キケレハ、所謂鶴ノ一声、沸騰ノ水モ音ナラス、二党ノ軋轢即時ニ鎮靜

ニ及ヒケリ、此即チ我老公ノ方寸ヨリ出テシ御策略ニシテ、サシモ大藩ノ紛擾モ力ヲ費サスシテ間接ニ鎮靜セシメ給フ御英敏ノ御計ラヒ、実ニ感佩ニ堪ヘサルナリ、其後彼ノ脱藩セシ数名ノ士モ、三五年ヲ経過シテ後チ、又々吉水源八郎等ニ周旋セシメ、無異ニ元藩ニ御還シアリシナリ、

編者云、此章一二故老ノ記憶ニ存スル話説ヲ以テ編述セシ故、間ニハ事実相違ノ廉アルヤモ計リ難シ、且他藩ノ非ヲ訐タラ憚リ、態ト国名・藩名ヲ洩シ、人名ヲモ著サ、レハ、看官ニ於テ隔靴搔痒ノ感少ナカラサルベケレトモ、只我老公ノ御遺事ヲ世ニ知ラシメントノ微意ヲ以テ編述シタレハ、読者請フ、之ヲ諒セヨ、

此書事実ノ誤謬甚タ多シ、之レヲ訂正スルモ益ナシ、廣貫カ黒田長成公ノ需メニ応シ演説筆記ヲ見テ弁明スベシ、

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

自文久二年  
至明治二十九年

〔扉に表紙の文字の外に、「元國事鞅掌史料(紙數五十八枚)」の記載あり〕

## 目録

照國公御贈位

御贈官位御札御獻納品ニ対シ女房文

御贈官位告祭文

照國公御贈官位並社号及ヒ社殿創建之事実

元治元年甲子八月七年祭久光公御祭文

明治二年御贈官位記

八田知紀・後題院眞柱ガ久光公ニ奉リシ和歌

後題院眞柱長歌

勅使岩倉具親卿ヲ以テ照國神社江御劍御下納

御巡行之際勅使御社參之事実

官弊社被列ノ願文及ヒ事実

丁丑九月社殿焼燼ノ事実

再ヒ御劍御下納

臨時祭ノ為メ忠義公御下向大祭執行ノ事実

照國神社例祭日達書

造士館再建之願

御肖像複写ノ事実

贈從一位島津公記念塔募疏戸塚文海記述

仮殿改造弘告

## 四七二 照國公御贈位

文久二年壬戌十一月十一日達、明十二日御用之儀被為在

候ニ付、太守様茂久御名代御登城アルベキ旨、幕府ヨ

リ御留守居ヘ達セラレタリ、依テ島津淡路守忠殿御登城

アリケルニ、御白書院縁頼ニ於テ閣老井上河内守正殿ヨ

リ御達書左ノ如シ、

先代薩摩守儀存生中為國家抽誠忠、病末ニ及ヒ実弟三

郎久光公ヘ遺訓之儀共達

叙聞 御感不斜候、先代家久雖存命中權中納言  
宣下之家例モ有之候間、以格別之

叙慮贈權中納言從三位可被

宣下旨從京都被 仰進候故、薩摩守奇彬公 在生中彼是抽

丹精候趣有之候ニ付、

叙慮之通被追贈權中納言從三位之旨被 仰出候、

文久二年壬戌十一月十一日

右閣老列座河内守直申渡、若年寄中侍座、

如此

朝廷特旨ヲ以テ幕府へ命セラレ、幕府循奉シテ御贈官

御拝承、而シテ後尚 近衛殿ヲ以テ神号請申セラレシ

カハ、 照國大明神ノ号ヲ下サレタリ実ハ勅撰ナリ、而  
ト忠熙公親話

シテ翌文久三年癸亥二月三日番頭島津季ノ領主・御近習

番松方金次郎正義  
旧名

口宣ヲ守護シ着魔セリ、 太守公 国父公久御拝戴ノ

式鄭重ニ執行セラレ、神殿御造營マテノ間ハ

口宣及ヒ神符ハ談政ノ間ヲ或ハ大菊ノ間トモ云フ、菊  
ヲ画スルカ故、斯ク通唱ス 飯り

ニ御安置所トセラレタリ、文久三年四月社地ヲ城西南

泉院ノ境内ニ撰定セラレ、社殿御造營ハ元治元年甲子

ノ冬十一月ニ至テ落成シ、同十二月十九日ヲ以テ正遷

宮ノ大祭典ヲ執行セラレタリ、○社地撰定或ハ社殿造  
營正遷官式ハ元治元年ノ部ニ記載ス、  
斯ノ如ク御贈官ノ

宣下アリシ其因テ起ル所以ハ、本年五月 国父久公

勅使大原三位重德卿ニ御差副、關東へ御下向御滞府中、

主上ニハ 国父公ノ御功蹟蹟軽カラス、且幾久シク御頼

母シク

思食ス特旨ヲ以テ、官位御叙任アルヘキ旨幕府へ

御内示アリケルニ、 公ニハ素ヨリ功名利達ノ為メ御

竭力ニアラサル故、固ク御辭退被 仰上シカトモ

主上ハ尚モ

思食シ止マセラレス、再三ニ及ヒ

叙意之趣 仰セ下サレシニ依リ叙慮之趣 近衛殿大原  
卿ノ御内書ニ詳ナリ 已ム

ヲ得ラレサルノ事情ニ御迫リ、 近衛殿ニ就テ、奏請

セラレシ趣ハ、斯ク迄不肖ノ身殊ニ家督ニモアラサル

者ニ

叙念ヲ懸サセラル、ノ厚キ、寔ニ恐縮ノ至リ、

叙慮ヲ空フスルモ甚タ恐懼スル処ナリ、伏テ願クハ修

理太夫へ中将叙任アラシコトヲ懇請セラレシニ、其時

ハ既ニ關東へ

御内命ヲ下サレタル後ナリシトソ、然ルニ 大守公此  
由ヲ聞召サレ大ニ驚カセラレ玉ヒ、忝モ 国父公ノ御  
功蹟ヲ賞セラレ御任叙アラントノ

叡慮ナルヲ御謙讓、転シテ寸功モナキ我ニ讓ラセラル  
、ヲ夫形リニ甘ンジ、拝承スヘキニアラスト、強テ辞  
讓セラレ、御父子ノ間ニ於テ此如キ御謙讓アルカ故、  
遂ニハ聖慮ヲ煩ハシ奉ルノ恐アルニ立到レリ、故ニ国  
老其他要路ノ吏員等議スルニ先公御易簪ノ後、天下ノ  
形勢漸ク危殆ニ切迫シ、御遺志御継紹ノ御誠心ニ他ナ  
ク、御上落白刃ヲ踏ミ、御身ヲ犠牲ニ拱シ玉ヒ、一大  
偉功ヲ揚ケラレ、全国一般尊

王ノ道立チ、人心ノ方向定リ、  
皇威復旧ノ緒ニ就キタルハ衆ノ知ルカ如シ、其本源ニ  
溯レハ、齊彬公起因ナルハ多言ヲ要セス、茲ヲ以テ厚  
キ叡慮ヲ空フセス、転シテ 齊彬公御贈官ヲ懇請セラ  
レタランニハ、 御父子ノ間御謙讓ノ美事モ亦空シカ  
ラス、二ナカラ完全ナラント議決シ、而シテ上言シ、  
国老小松帶刀上京シ<sup>九月</sup>、 関白近衛忠熈卿ニ就テ  
事情ヲ申述シ懇願ニ及ヒシカハ、殿下ヲ初メ議伝ノ両  
奏、其他公卿方大ニ感嘆セラレ奏

聞ニ及ハレシニ、御父子御謙讓ノ次第  
叡感浅カラス、御懇請ノ如ク 先公御贈官ノ  
勅詔ヲ幕府ニ下サレタリ、而シテ

叡感浅カラサリシ旨、及ヒ幕府へ  
勅命ヲ下サレタル趣トモ、十月三日ヲ以テ 関白忠熈  
公ヨリ 太守公・国父公へ御書翰ヲ以テ内示セラレタ  
リ、○如此御父子ノ御間御謙讓、遂ニ 先公<sup>照</sup> 御贈  
官ニ転シ懇願セラレタル趣、悉ナ人洩レ聞キ大ニ感嘆  
シ、當時ノ言ニ類ハ素ヨリ異ニシテ同日ノ談ニ非ス、  
又譬フルモ畏ケレト古

仁徳天皇ハ御兄弟ノ間ニ於テ御位ヲ謙讓セラレタルハ  
千載ノ美蹟、今亦御父子叙任ヲ謙讓セラレタルモ稍類  
似ノ御言行ナリト成人感泣セリト、○近衛殿御書翰左  
ノ如シ、

追々寒氣相増、弥御揃御勇猛之御事令賀候、尚承度  
存候、抑故薩摩守殿贈官位之儀、兼テ其刃之処  
叡慮モ被為在候旨ニテ、早速

御沙汰ニ相成、別紙之通幕府へ被仰出候、仍内々右  
之写御目ニ掛ケ置候、小松帶刀へモ右写内々遣置候  
事ニ候、仍荒々右之段申入候、勅使明後日発足ニ付

御用繁取紛大乱書御免可給候也、

十月十日認置

忠熙

修理大夫殿

三郎殿

尚々、寒氣專御自愛ニ存候、当地ハ今朝初雪ニテ  
寒氣相増候也、

別紙

松平故薩摩守儀、存生中国難ヲ憂抽丹誠種々勘考苦心、病末ニ及弟三郎等へ奉為國家遺訓之儀共、達

叡聞

御感不斜候、先代之家久存命中權中納言

宣下之家例モ有之候間、以格別之

叡慮贈權中納言從三位可被

宣下

思食候、左右之様早々御取計有之候様、宣下申入聞

白殿被命候、仍申達候事、

十月

上卿

坊城大納言

文久三年二月二日

宣旨

故左近衛權中將

源齊彬朝臣

宣贈權中納言

藏人頭右大弁

藤原長順奉

口宣案

坊城大納言

文久三年二月二日

宣旨

故從四位上

源齊彬朝臣

宣贈從三位

奉藏人右少弁

藤原俊政

口宣案

故左近衛權中將

源朝臣齊彬

正二位行權大納言

藤原朝臣俊克

宣奉勅件人宣令贈權中納言者

文久三年二月二日

文久三年二月二日

奉  
大外記兼掃部  
頭造酒正助教

中原朝臣師身

二品行中務卿

職仁親王宣

薩摩贈中納言

正五位下守中務大輔臣

卜部朝臣教久奉

贈從三位

正五位下行中務少輔臣

藤原朝臣資生行

全

上卿

坊城大納言

正二位行權大納言臣

家信

職事

坊城右少弁

坊城大納言

正二位行權大納言臣

忠禮

上卿

坊城大納言

坊城大納言

正二位行權大納言兼左近衛大將臣

公績

職事

葉室頭右大弁

葉室頭右大弁

正二位行權大納言臣

實愛

故從四位上

源朝臣齊彬

源朝臣齊彬

正二位行權大納言臣

忠房

右可贈從三位

源朝臣齊彬

源朝臣齊彬

正二位行權中納言臣

實德

中務武威外耀忠精内成一言遺教万世揚名宜贈榮級式慰

幽魂可依前件者主施行

正二位行權中納言臣

實順

從二位行權中納言臣 爲理

從二位行權中納言臣 重胤

從二位行權中納言臣 實則

權中納言從三位兼行左近衛權中將 輔政

權中納言從三位臣 等言

制書如右請奉

制附外施行謹言

文久三年二月二日

制可

月晨時正四位上行大外記兼掃部頭造酒正助教中原朝臣師身

左中弁經之

関白從一位朝臣

大政大臣闕

從一位行左大臣朝臣

從一位行右大臣朝臣

内大臣正二位兼行右近衛大將朝臣

式部卿闕

正三位行式部大輔在光

参議正三位行左大弁胤保

告贈從三位源齊彬奉

制書如右符到奉行

正四位下行式部少輔兼備前守義脩

大録重慶

少録友也

少録

文久三年二月二日

四七三 御贈官位御礼御献納品ニ対シ女房文

さつまの少将より故權中納言贈官位の御礼として、黄

金百兩・御きぬ三十疋しん上おはしまし、ひろう申て

候へは、おもしろく思しめしよし、よくこゝろへんお

し、御心えまてつたへさせまへらせ候、かしく、

以上

御いまの御局

御もとへ

仰 文久三  
五十五

右ニ記ス処ノ女房ノ文ハ、御贈官位ノ御礼御献納品御受領

ノ御文ナリ、○官位宣下ニ就テ朝廷へ献品、各藩食品物ノ多寡アルノミニテ、御家ハ御先代ヨリ如斯ノ例規ナリ、斯文御拝受ノ式ハ、御例規ノ如シ(御先規ハ御家譜ニ詳ナリ)、此御文ハ文久三年癸亥五月十五日拝受セラレタリト雖、御贈官位ノ部ニ記シテ便覽ニ供ス、

四七四 御贈官位告祭文

天皇<sup>良方</sup> 詔旨<sup>止</sup>、故從四位上行左近衛權中將源朝臣齊彬<sup>爾倍</sup> 詔<sup>止</sup>勅命<sup>平</sup> 聞食<sup>止</sup> 宣布<sup>常</sup> 爾食<sup>乃</sup> 無事<sup>乎</sup> 謀<sup>利</sup>、寤<sup>毛</sup> 疾<sup>毛</sup> 至忠<sup>尔</sup> 至誠<sup>乃</sup> 心<sup>乎</sup> 以<sup>尔</sup>、雄々<sup>志</sup> 烈烈<sup>久</sup> 憂國<sup>志</sup>、不慮<sup>毛</sup> 罹病<sup>此</sup> 國<sup>乎</sup> 去<sup>利</sup> 冥途<sup>尔</sup> 寵<sup>奴</sup>、于今遺教<sup>乎</sup> 弟<sup>乃</sup> 受<sup>繼</sup> 尔<sup>淨</sup> 久貞<sup>尔</sup> 國家<sup>乎</sup> 安<sup>久</sup> 護<sup>禮</sup> 留<sup>者</sup>、誠<sup>尔</sup> 汝<sup>續</sup> 奈<sup>利</sup> 止<sup>惜</sup> 美<sup>給</sup> 比<sup>憐</sup> 美<sup>給</sup> 布<sup>故</sup>、是<sup>以</sup> 声<sup>乎</sup> 後<sup>世</sup> 尔<sup>顯</sup> 志<sup>武</sup> 將<sup>乃</sup> 鑑<sup>止</sup> 毛<sup>為</sup> 止<sup>所</sup> 念<sup>行</sup> 尔<sup>今</sup> 更<sup>權</sup> 中<sup>納</sup> 言<sup>從</sup> 三位<sup>尔</sup> 上<sup>給</sup> 比<sup>贈</sup> 布<sup>給</sup>、  
天皇<sup>我</sup> 勅命<sup>乎</sup> 遠<sup>聞</sup> 食<sup>止</sup> 宣<sup>、</sup>

文久三年二月二日

四七五 照國公御贈官位並社号及ヒ社殿創建之事

実

文久二年壬戌十一月十二日、尊王ノ御功蹟偉大ナルヲ

以テ、特ニ照國神社ノ社号ヲ賜ヒ、全三年四月<sup>(ヲ)</sup> 日<sup>(ヲ)</sup> 日詳ナラス) 城西旧南泉院趾ニ社殿創建ニ着手セラレ、御贈官ノ口宣ハ番頭島津左(久徴)、御小姓役松方金次郎ト俱ニ護送ス、四月三日御着城、神符ハ京都吉田家ヨリ授ケラレタリ、口宣及ヒ神符ハ談政ノ間(談政ノ間<sup>一名大ハ奥御書院ノ裏ニアリ、談政ノ二字扁額ヲ掲ク、齊興公<sup>卿ノ間</sup>ハ御筆ナリ)へ、仮ニ御鎮座(御在世中ハ從四位上行左近衛中將ノ御官位ナリキ)</sup>

○社地ハ南泉院趾ナリ、忠義公(当時茂久公)・久光公御一同御側役中山中左衛門、大久保一藏、其他数名ヲ具セラレ、二ノ丸穴門ヨリ御出アリテ、社地撰定セラレタリ(文久三年十二月廿八日、即チ公御正辰例月祭日ナリ)、這地ハ旧南泉院境内本門前広場ノ一部、觀世音又ハ辨才天堂或ハ蓮池等ノ在リシ趾ナリ、現存社殿前ニ在ル大松数株ハ池辺ノ堤上ニ在リシ古松ナリ、文久三年夏造営中英船ト戦争アリテ一時中止、同年十月末再ヒ着手、元治元年十二月十九日正遷宮式執行セラレタリ、

四七六 元治元年甲子八月七年祭久光公御祭文

公弟久光七年祭(元治元年甲子)ヲ營ム、文ニ曰ク、

照國大明神者、故薩隅日三州太守兼領琉球國贈中納

言從三位源齊彬、之具也、神克修德尊 王朝敬幕府

忠貫日月迄比易簣憂世、將 徵余久光有所願命故銜

遺託、文久二年趨京及東、繼兄誠忠建白公武一和

皇國厚蒙 叡感、幕府亦褒賞、而十二月贈官如右寔

特恩也、因及嗣侯少將茂久議請崇神建社、越翌五月

神祇管領卜部良義服其精忠荐授神宜特諭例規陞右神

号、於是創社於城隣南泉門外、命鑄一鏡刻概於陰崇

神体迎季祭祀焉、伏願神威明赫益輝島邦・永鎮

皇國封内寧謐子孫昌盛土励文武民各勤業、莫歲不熟

以至無窮、元治甲子八月穀旦從四位上中將兼大隅守

源久光謹書

四七七 明治二年御贈官位記

太政官ノ印



贈權中納言從三位 源朝臣齊彬

贈從一位

右大臣從一位 藤原朝臣實美宣

大弁從三位 藤原朝臣俊政

御璽

明治二年己巳十一月二十二日

奉行

從三位 源朝臣忠義

贈權中納言從三位源齊彬朝臣

先朝多事ノ際ニ方リ、身外任ニ在ト雖モ、心乃チ

王室ニ存シ、子弟ヲ督励シ、闔藩ヲ鼓舞シ、上書獻策

忠ヲ尽シ義ヲ表ス、終ニ厥謀ヲ貽シテ後裔ニ垂レ、以

テ今日盛業ノ基ヲ開キ候段、深ク 御追感被為遊候、

依之贈位

宣下候旨被

仰出候事、

十一月

太政官

四七八 八田知紀(顯)後題院眞柱カ久光公ニ奉リシ

和歌

久しく世治り、いつとなく弓矢の道おとるへ来ぬれば、  
夷の国々よりさる時をうかゝひて、すてにこの年比船  
とも寄せ来つゝ、おふけなくいひふるまふ事ともあ  
りけるを、さるへきつかさ人達ををしりそくるちから

なく、かへりてかれにおもねり、かついにしへの

御詫にそむぎとかくほしいまゝにて、民草の上など露  
おもはぬさまなりければ、こゝろあるかきりは更にも  
いはす、下か下までも恨嘆かさるはなかりき、されと  
ふたゝひまで江戸の大城のもとにて、うたてしき事と  
もの出来ぬるもさるへき事にて、近比はみたりに世を  
みたさむとするものさへ蜂のことおこりて、上にもも  
てあましたまふ勢ひなりしを、独り

我国父の君、さきつ君のみこゝろさしをつき給ひ  
朝廷の御為めつとめ給ふ事せちにおはしませは、はる  
／＼都にのほひたまひ、みまつり事の上につきねもこ  
ろに聞へ上げ給ふ旨ありければ、みけしきなめなら  
す、いともしこきみことのをうけさせ給ひぬ、先  
かのしれものどもを伏見の駅にうちきため、それより  
おほ之使にしたかひて江戸にもし給ひ、頻りにはか  
り給ひし事とも、すへて御心のまゝに成にければ、と  
く立掃り、そのよしつはらに聞へ上げ給ひしかは、や  
かて大前ちかくめされて、二つなき御いさをほめ給ひ  
たふとき御剣をさへ賜りしよしを承るは、世にためし  
なくめてたきことのかきりにて、とかく申もおろかな

れと、

雲はろふ君か息吹に天の原

照る日の光いかにそふらん

大君のみてにひかれて万代の

光やそむむ弓張の月

万世もうごかぬ国のまもりには

二つともなき天の賜もの

かくよめりしはいにし秋のころなりしを、又こたひさ

きつ君御贈官 宣下ありしは、いちしなき天津神の幸

ひにて、数ならぬあたりまでなみたおとして悦ひ奉る

になむ、

のちの代をかけてつかへしみいさをは

くらの山とあらはれにけり

いまはきみいよ／＼君をまもるらん

神のみかとの宮人にして

文久壬戌の冬詠

藤原知紀 花押

四七九 後題院眞柱長歌

文久の二とせといふ年、大殿都より東の方へおもむ  
き玉ひて、こたひ御館に帰り入らせ玉ふを拝みまつ

りてよめる長歌并短歌

さわ／＼に物いふこの世、東辺に君をいませせていかならむと神に幣向祈りつゝ、我居る時に真心の行通らして都辺に雄々しく清くさわやかなる御名を揚げまし、東辺にみいづがくやき稲妻の、光のごとく平らけく喪なく事なくすみやかに、御馬の足音の聞へ来る、けふは心の落居つゝ膝折ふせて、うれしみの余りに涙地に落つゝ、

この時 天賜の御劔を御先にもたせ玉へるを

天降るふつの御霊をおろがみて

をえつる心おきたちにけり

いさ子とも心ふりおこし天降る

劔のいづを輝してな

後醍醐眞柱

四八〇 勅使岩倉具視卿ヲ以テ照国神社江御劔御下

納

明治三年庚午十二月二十三日ヲ以テ、岩倉大納言具視ヲ 勅使トシ、照國神社へ御社參、御劔 下納セラレタリ（栗原信秀作）、御祭式ニ就テ布達

一明二十三日（十二月廿三日）十字（當時時間ヲ唱フルニ字ノ字ヲ用フ）

勅使御本丸へ（鹿兒島城ヲ云）被為入、從四位様（忠義公）勅旨被 遊御拜請管候ニ付、八等官以上任職之面々、一同改服ニテ（改服トハ上下ノ服ヲ云）罷出候様、向々へ早々可申渡候、

但勅使方關係ノ面々朝六ツ半時揃、其外諸向ハ五ツ半時揃、十二月知政所（庚午十二月廿二日布達）

一御名代從四位様（全上）御衣冠ニテ被 遊 御出、御先立ニテ御本丸へ被為入候事、

但大參事權大參事ノ間、一人隨從（久光公へ勅使御達ノ御事ナレトモ、当日ハ忠義公御代理ニテ御拜請、依テ御名代ト記ス、御衣冠ニテ云々、勅使御旅館へ御越シ、夫ヨリ御城へ御先導ヲ云フ）

勅使御行列左之通、

但内務局受持（内務局トハ君側ノ事務局）

一勅使御道筋御旅館御門ヨリ（御旅館旧御春屋内客屋）御出、客屋本門通（客屋御成門ヨリ御出入ナリ）、伊勢健彦屋敷掛角ヨリ、枳形学館前通（学館トハ旧造士館ヲ学館ト改唱ス、和漢洋ノ各字課ヲ置レタルニヨリ、単ニ学館ト改唱セ

ラレタリ)、兵士学問所(陸軍兵士ノ学校ヲ云フ)ニノ丸  
下御通行、御楼門ヨリ屏重門御対面所御輿台ヨリ御上  
リ之事、

但勅使御供方扣所ハ杉之間、差引書記(接伴掛ノ役員  
ヲ云、書記トハ知政所書記役)

一右之節御楼門外ヨリ、道具方空焼キ可相勤(旧名茶道方、  
ソラタキ  
空焼トハ貴重ナル来客、又ハ重キ礼式ニ焼香スルヲ云フ、則チ  
茶道方ノ吏香炉ヲ携ヘ先導ス)

一御楼門(城門ノ通唱)橋涯ヘ、大参事・権大参事・監察  
総裁・伝事・監察・書記伺候、

一諸所掃除方又ハ盛砂飾桶等營繕奉行請持、

一御中途警衛辻堅メ檢事、

但取締向都テ監察局請持、

一御行列前後ニ檢事拾人足輕召列、警衛可相勤候、

一勅使御書院ヘ御着座

從四位様御侍座、此時御茶菓子御尉斗上ル、侍直勤之、

一勅使御対面所ヘ御出座、此時從四位様御中段ニテ

御平伏、

勅使御意有之候、塗敷居御上リ

勅旨御拝請、

一右之節大参事以下一同平伏、

一右畢テ

勅使御書院江御復座、夫ヨリ引統照國神社ヘ

勅使御勤被為遊、神前ヘ御供物被為在候ニ付(御

供物ハ則チ御劍ナリ)、從四位様被為在御奉持、御先

立御道筋御楼門ヨリ御出、社殿御神前迄御先立御

着座等之御次第神前御式別紙之通、

一勅使御退出之節、御出之節通從四位様御先立、客屋

御旅館ヘ御送り被遊候テ、当日ノ御礼被仰上候事、

一照國社江

勅使御勤之節ハ、大参事・権大参事・監察総裁・伝事

・監察・書記社内庭上ヘ伺候、

一同日於

勅使御旅館御料理御進上之事、

一勅使御旅館ヘ御帰リ之節ハ、諸事御出之節通り、

一当日出役之面々都テ改服、

一勅使ヘ被進物等家令受持、

一勅使御逗留中、御馳走向並朝夕ノ御膳部等ハ、諸財掛

出納奉行書記膳所頭受持、茶煙草盆等ハ道具方頭受持、

一右之通於向々致手当得差図候儀ハ、其通ニテ諸事致急

埒候様可取計旨向々へ可申渡候、十二月二十二日知政所、

一 從三位様明後二十四日四ツ時御供揃ニテ、二ノ丸御本門御出、枳形・伊勢健彦屋敷掛ヨリ客屋

勅使御旅館へ 御出被 遊候条、可承向へ可申渡候、十二月廿二日知政所、

一 勅使御本丸へ御出之節、御道節<sup>節カ</sup>ノ御順次等左之通り、御先弘檢事足輕（左右二行）、同シク檢事足輕二段、

從四位様（御乘輿）侍直四人二行ニ家令一人、

勅使御供廻リ数人、檢事足輕左右二段ニ四人、以上右之通、

一 勅使照國社へ 御参向、神殿ニ於テ之御次第左之通、

勅使神前ニ設座台一脚、其上ニ疊二枚ヲ鋪ク、

一 勅使座鋪疊二枚、其上鋪褥、

一 勅使弍城内、藩知事公御先導、

一 神社 御参着、次ニ藩知事公先導拜殿神前告

勅使参向、此間

勅使立拜殿前、了 御着座（拜殿右之方）

一 勅使直前向神前参拜、祈誓了就座（拜殿左ノ方）、次テ

神主從傍前テ奉玉串、次テ

勅使前拜殿中央自分拜礼、次ニ 知事公如初御先導下階、

勅使繼出、

以上

明治三年庚午十二月二十三日

勅使御社参

御劍一振

特旨ヲ以テ 御下納、其式嚴肅ナリ、本藩ニ於テ

勅使 御下向、特ニ

御劍社納等ノ御栄典前代未聞ノ事ニテ、御家千歳ノ御名譽、加之 從三位公（久光）江ハ特別ノ

勅旨御拝承アリシトナン（事機密ニシテ当時知ルニ由ナシ、後廣貫久光公ヨリ親聞ス、後卷ニ記スル如シ）

勅旨御拝承畢テ御扣席へ御引取、重テ

勅使江 御対面、稍久シク御談話被為在タリト、

將タ安政四年ノ春近衛家ニ於テ、三條實萬公ヲ以密勅

ノ趣、当時ノ機密知ル者ナシ（廣貫明治十八年十二月編輯

上ニ就テ本書中近衛殿ニ於テ、密勅ノ趣奈何シノ御事柄ナリシ

ヤヲ久光公ニ伺ヒシニ、公宣ク、密勅ノコトハ御上京御促シヲ

主トシテ、御警衛云々、或ハ幕政匡正ノ意見、將軍繼嗣等ノ御

言ナリシト窺ヒタリ、公ノ御言ニ福岡侯ト御相談アリシハ、京都御警衛、幕政改革、外国処分ノ二件ナリシト、西郷カ御密使動メタルコトアリシト聞ケリ、福岡ニハ其密計ノ次第モ伝リ、御書翰モ果シテ存在ナラム、鎌田出雲カ家ニモ伝ハリシナラム、近衛家ニハ御記憶モアルナラム、後日親シク伺ヘヨトノ御言ナリキ、是ヲ以テ考フレハ鎌田カ家ニ御所御警衛云々、月照僧ニ関スル書類アリ、蓋シ公ノ御言ト符節ヲ合セタルカ如シ)

#### 四八一 御巡行之際勅使御社参之事実

〔頭注〕当時ノ供奉員徳大寺及ヒ児玉愛次郎等ノ人々ニ質問スヘ)  
明治五年壬子六月廿日御巡行之際、宮内卿徳大寺實則ヲシテ社参セシメ玉ヒ、金幣下賜セラレタリ、

#### 四八二 官幣社被列ノ願文及ヒ事実

明治五年壬申ノ夏廢藩置県ノ後、全国大小神社ノ祭式、其他ノ制度モ改革セラレ、(マ)全六年 月県社ニ列セラレタルハ、御功蹟ノ偉大ナルニ対シタル多言ヲ要セス、然ルニ社殿ノ修造祭式等政府ノ関セサルハ不都合ナリト有志者議スル旨アリテ、左ノ願文ヲ呈シタリ、

県社照國神社ヲ官幣社ニ被列度義ニ付願

鹿兒島県薩摩国鹿兒島山下町鎮座県社照國神社ハ、

旧鹿兒島藩知事從二位島津忠義ノ養父薩摩守從四位兼行左近衛中将贈權中納言島津齊彬ノ神靈ヲ(祭)齊祀スル所也、抑齊彬夙ニ

皇威ノ不振ヲ憂ヒ、報国尽忠ヲ旨トシ、旧幕府ニ建言シ、西洋各国ノ良法ヲ取テ吾朝ノ闕漏ヲ補ヒ、

皇化万国ニ照輝センコトヲ述ヘ、且ツ継世ノ初入部以来軍備充実ノ令ヲ國中ニ下シ、士族四十歳ヨリ十

五歳迄城内ニ操練ノ場所ニ(丸郭内文武講習館ヲ云)ヲ設ケ、或ハ不意ニ練兵ノ令ヲ下シ、練達ノ者ハ特賞

シ、不熟ノ者ハ怠惰ヲ責メ、従前ノ学校武館ヲ改正督勵シ、文弱ニ流ルノ弊ヲ防キ、皇漢洋ノ三学ヲ講

明シ、鎗・劍・騎馬一般ノ武技ヲ研究セシメ、実地ノ用ニ適ス可キノ懇命ヲ下ス、就中門閥ノ輩ニ至テ

ハ、重役委任ノ家格ナルカ故、十五歳以上ハ他国修行ノ命ヲ下シ、父母ノ姑息ヲ離レ、柔弱ノ弊風ヲ除

カシメ、或ハ諸業技芸ニ志アル者ハ、撰テ西洋各国ノ機器良法・医業・天文・地理・軍艦・銃砲・彈藥

等ニ至ル迄、製造施設ノ術ヲ盛大ニ振起セシメ、第一忠孝節義ノ者、及ヒ長寿ノ者ヲ賞獎撫卹シ、或ハ

常平倉ヲ設立シテ凶歳ノ料ニ供シ、或ハ夜中卒丁一

二名ヲ具シテ潜カニ市街ヲ巡視シ、政事ノ得失如何ニ注目シ、其治民ニ心ヲ用ユル率ネ斯ノ如シ、故ニ国政面目ヲ改メ、土氣大ニ振ヒ、軍備修整シ、弊習革除ス、人民ハ仁徳ヲ悦ヒ、役員ハ勤務勉勵シ、往來ノ国民城門ヲ望ミ拝伏尊敬スルコト恰モ神祇ノ如シ、

先帝嘗テ護身刀一口ヲ獻スヘキノ

密勅ヲ賜ヒ、新藤五國光ノ刀ヲ奉呈セラル、當時ニ對シ深ク秘スル処ニシテ、重役ト雖モ之ヲ知ル者鮮シ、然ルニ中道ニシテ病没シ、素意十分ノ一ヲ遂ケス、故ニ士民痛惜追慕シテ、墓前ヲ礼拝スルコト生前ニ増レリ、文久三年ニ至リ、其功蹟ヲ追尊シ、社殿ヲ經營、照國神社ノ号ヲ賜ヒ(勅撰ニ出タリト雖モ、表ニハ近衛忠濃公ノ名ヲ以テセラレタリト、同公親話)、茲ニ神靈ヲ(祭)齊祀、以來藩内四方ノ諸民參拜、四季絶ヘルコトナシ、終ニ戊辰ノ大挙ニ及ンテ、藩士等身命ヲ投シ、王事ニ斃レ、以テ榮トスルニ至ル、是レ齊彬ノ遺徳許多ト言ハサルヲ得ス、茲ニ明治三年ニ至リ

今上皇帝其勲功ヲ賞シ、中納言岩倉具視ヲ

勅使トシテ、權中納言ノ贈官宣下且ツ御劍一振下賜、全六年ニ至リ県社ニ列セラル、然ルニ齊彬生前先帝ノ恩遇ヲ蒙リ、且ツ志業ニ依リ、贈官宣下迄モ有之程ノ御崇重ニ奉對セラレ、更ニ官幣ノ社格ニ列セラル、コトヲ得ハ、氏子其他一同ノ懇願請求ヲ遂ケ、誠ニ感激ニ堪ヘサル所也、仰キ冀クハ前頭ノ事実深ク御洞察ヲ垂レサセラレ、特典ヲ以テ臣等ノ素願上達センコトヲ、此段氏子其他ノ惣代トシテ、俯テ奉懇願候也、

明治十三年八月

鹿兒島県下薩摩國鹿兒島郡鹿兒島山

下町県社照國神社祠宮教導職試補

龜山 久 晴印

右全掌

山内 賢 介印

右全氏子人民惣代士族

堅山 八 郎印

右全

島津 壬 生印

右全

太政大臣三條實美殿

島津久明印

這ノ請願者五名ノ中ニ、豎山八郎ハ父ヲ武兵衛ト呼ヒ、積年公ノ御側役タリ、八郎モ少年ヨリ御小姓役後御小納戸ニ転シ、内外ノ機密ニ預リタリ、故ニ此請願及ヒ社殿再建(明治十年九月兵火燒燼後)ニ尽力シタルハ、専ラ山内ト俱ニ奔走尽力セリ(御腰物役刀劍類野村助七ナル者、御秘藏ノ大小刀數百口ノ中ヨリ撰出シタル國光ノ短刀一口ヲ尊覽ニ入レ、而シテ白鞆ニ取立等晝夜ニカケテ急カセタリ云々、野村日記鈔、野村等ニ密示セラル、処ハ表面近衛殿ヘ御献上ノ為メナリト、野村親話)

御拵書左ノ如シ、

新藤五國光作長一尺八寸

御縁頭 頭黒漆菊繪蒔繪烏金餉子蜻蛉金

御目貫 赤銅銀色繪斑兎

御柄 惣金波高彫

毛拔形 惣金雲平彫

御目釘 金菊表裏

御鴈目 烏金蜻蛉金

御帶留 同

御鯉口 同

御 鍔 金粉

御 鞆 黒漆藤蒔繪金銀

御下緒 萌木紅梅綾

御小柄 裏金浪平彫  
赤銅色繪兎

御小刀 薩摩国平正良作

御袋大和錦 地杉裏白小菱紋紐紫

裏紫浮線綾丸

薩摩中将

近衛忠熈公ヲ以テ伝獻

右ノ書面豎山ナル者携帶上京、宮内大臣ニ就テ奉呈セリ、

照國神社別格官幣社被列ノ事実及ヒ大祭執行

鹿兒島県 照國神社 祭神贈從一位源齊彬

薩摩国鹿兒島郡山下町鎮座

右別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事、

明治十五年十二月十五日

太政大臣三條實美印

一今般照國神社別格官幣社へ被列候旨、別紙ノ通御達相成候ニ付、此段相達候事、

明治十六年一月四日

鹿兒島県令渡邊千秋印

別格官幣社照國神社ノ義、自今常盤社（水戸齊昭公ヲ祭ル、水戸ニ鎮座）次列ニ被相立候旨、内務省ヨリ被達候条此旨相達候也、

明治十六年九月二十六日

鹿兒島県令代理

大書記官上村行徴印

一照國神社宮司 島津珍彦拜命ス 辞令書略ス、

一別格官幣社 宮司

奏任九等月給十円一員

禰宜判任十三等月給八円一員

主典判任十七等月給六円二員

一照國神社給費

金三百六十円 俸給金（宮司其他神官俸給）

金二百八円 雜給金

金五十九円 庁費

金九十六円 祭典費

金八十円 營膳費

合計 八百〇三元

上文ノ如ク別格官幣社ニ列セラレ、明治十六年三月七日奉告祭執行セラレタリ、

勅使鹿兒島県令渡邊千秋之ヲ勤ム、祭式ノ次第略ス（宮司島津珍彦、旧重富郷ノ領主前左大臣久光公第三子）、公ノ徳沢治ク貴賤敬慕シタルハ多言ヲ要セス、惜ヒ哉天年ヲ借サス、僅々七年余八年ニ充タサルニ易寶セラレシハ、実ニ国家ノ不幸ト云フベシ、今数年ノ命ヲ保チ玉ハ、國中ノ享慶ハ無論、天下ノ幸如何許リカ知ルヘカラス、国民悲歎ヲ極メタルノ状ハ筆舌ニ悉シ得サルナリ、今ニ至ル迄三尺ノ童兒モ、順聖公ト謂ヘハ尊崇敬慕セサル者ナシ、○奉告大祭ノ当日ハ男女老幼參拜者、社地ノ内外立錐ノ隙地ナシ、市街又ハ近村ノ者ハ種々様々ノ歌舞ヲ催シ、或ハ捧獻ノ物品菓肴山ヲナセリ、本県ニ於テハ前代未曾有ノ盛典ナリキ、

一劔一口 焼刃乱レ長二尺五寸、在銘備州国分寺住助

國作嘉曆云々月日裏銘アリ、

右齊彬在世中所持ノ刀ニ候也、

此ノ御刀則チ衛府ノ御太刀ニテ、今ニ社殿ニ納ム(斯ノ由緒ハ、御家督御初部五社 御參詣ノ条ニ詳記ス)

四八三 丁丑九月社殿燒燼ノ事實

明治十年丁丑九月八日兵火ニ罹リ社殿燒亡ス、神符・神鏡御下納ノ御劍、及ヒ衛府ノ御太刀等ハ、近傍鶴ヶ峰社郭内石庫ヘ納メアリシニ由リ災ニ罹ラサリキ、御下納ノ御劍及ヒ衛府ノ御太刀ハ何者ノ所為乎、石庫ヲ破リ一時失セタリシカ、後ニ発見シタリト云フ、紛失セシハ官軍兵卒等ノ所為ナラン、其証ハ黃金ノ御拵ナリシカ悉ク剝キ取リタリトソ(後日龍尾町若宮社殿ノ後ニアル竹藪ノ中ニ打捨アリシヲ近隣ノ者発見シテ、警察所ニ訴ヘ出タリ、拵ノ金具黃金ノ分ハ悉ク剝取リタルヲ、島津家ニ於テ再ヒ裝飾シ社納セラレタリ)、其後明治十二年ノ春山内賢助・堅山八郎利器等首唱シテ再建ノ許可ヲ得、普ク醜金ニ尽力シ、十四年ノ夏ニ至リ宝殿ノミ造建セシト雖モ、資金ニ乏シク、拜殿其他再建ノ力ナク如何ントモスルコト能ハサリシ故、島津家兩邸負担シ、全十三年〔マ、マ〕月日落成、遷宮式執行セラレタリ、○廢藩置県後県社ニ列セラレシカ、同十年九月兵燹ニ罹リ、旧藩ノ士庶一般疲弊困頓、再建ヲ謀ルニ術ナク

悉ク人嘆息極リタルニ、山内・堅山其他有志者奔走シ醜金シタリト雖モ、落成スルノ費途ニ充ルニ足ラサリシトソ(醜金ノ金額五千円ニハ及ハサリシト)、兩邸負担ノ費用凡ソ五千余円ニ余レリト云フ、旧社殿ハ美ヲ尽シタル建築ナリシカ、丁丑ノ擾亂ニ兩島津家モ巨額ノ損亡疲弊ナルカ故、仮殿再建セラレ今ノ社殿是ナリ、○御下納ノ御劍ハ上文ノ如ク紛失セシ故、山内・堅山等上陳シテ、明治十三年二月五日ヲ以テ再ヒ下納セラレタリ、

四八四 再ヒ御劍御下納

鹿兒島県、其県下照國神社ヘ先年(明治三年十二月廿三日)下賜候御劍一口、十年兵乱ノ際紛失ノ趣被 聞召、思召ヲ以更ニ備前介宗次ノ 御劍一口下賜候条、此旨該社ヘ可相達候事、  
明治十三年二月五日

宮内卿徳大寺實則印

堅山八郎東京ニ於テ拝受護送セリ、  
○因ニ記ス、堅山ナル者ハ 御在世中御近習ニ 召仕ハレ、殊ニ御近習奉職多数ノ中ニ御殊遇ナリシト云フ(父武兵衛ハ積年御側役奉職)、茲ヲ以テ奮然力ヲ再興ニ

竭シタリト雖、奈何セン、兵燹後一般疲困極リタルカ故、落成ニ至ルノ金額ヲ募ルコト能ハス、中道ニシテ死セリ、旧藩士民ハ今ニ至リテモ公ヲ慕フ慈母ノ如シ、社殿焼亡ヲ嘆スト雖モ、糊口ニ苦ム際ナルカ故意ノ如ナラス、爰ヲ以テ両邸ニ於テ負担仮殿再建セラレタリ、

#### 四八五 臨時祭ノ為メ忠義公御下向大祭執行ノ事

実

忠義公ハ廃藩置県以来、東京在住ナリシカ、照國神社別格官幣社ニ列セラレタルニ就テ、臨時祭執行ノ為メ御下向ノ許可ヲ得ラレ、明治十六年十二月十三日御着県、全月十六日臨時大祭執行セラレタリ、当日ハ忠義公御夫婦及ヒ御女子方御参拜（久光公ニハ御所勞故御参拜無シ）、直之助濟君及ヒ珍彦殿・忠欽殿、其外御一門ノ人々或ハ旧臣ノ輩祭式ニ臨席ス、当日ハ神舞種々ノ興行、尋テ社前ニ於テ競馬及ヒ上下町ヨリ手踊、或ハ近在ヨリ棒踊、太鼓踊等ヲ催シ、尤モ盛ナル祭式ナリキ、社前ノ広場ヨリ旧枅形辺拜観ノ人立錐ノ隙地ナシ、鹿兒島開始以來如此ノ盛況ハ未聞ノコトナリシト云フ、ル殊ニ市街近村、又ハ遠ク数十里ノ各郷ヨリ誰促シタ

モノナキニ出魔シ、剩サヘ思ヒノニ興ヲ催シ、或ハ奉獻ノ品物山ノ如シ、或ハ遠近遙々出魔シタルモノハ入費モ尠カラサルハ勿論、拜観ニ出テタル人毎ニ多少ノ経費モ厭ハサルハ、全ク公ノ徳望洽キニ外ナシ、今ニシテ三尺ノ兒童ト雖モ、尊崇敬慕セサルハアラサルナリ（本県ニモ近頃両三派ノ眞宗寺開ケ、信仰者多ク、堂宇建設等ノ際、手踊其他種々歌舞ヲ催シ、信者連中カ遠近各所ヨリ来集シ、其熱鬧一方ナラスト雖モ、信者世話役トカ云輩カ煽動ニ依レルモノニシテ、其中ニハ経費ヲ厭ヒ、農工等ハ光陰ヲ費スヲ嘆キツフヤキナカラモ、信者中實際上已ムヲ得サル者半バ以上ニ居レリト、之レニ反シテ、這ノ臨時祭ニハ誰之ヲ促ス者ナキニ、旧殿様カ照國様ノ御祭リニ御下リニナリタリトテ、各競ヒ争フテ、我先キニト種々ノ踊ヲ催シ、或ハ参詣セント来集セルハ眞ニ御徳沢ノ洽キト旧情ノ厚キ、此一事實ヲ以テ知ルヘシ）

御祭典ノ次第左ノ如シ、

一 前日ヨリ齋戒シ、神宮ノ長官幣物ヲ点検シ、次官以下

ニ之ヲ附ス、

一 当日早旦社務所ヘ参着、神殿ヲ裝飾ス、

一 十時齋主御参向、禰宜以下神門ヨリ御扣席（御案内、

一 齋主御装束畢テ拜殿ノ東脇へ御着座、副齋主宮司西脇

へ着座、

一 執事棧具ヲ供へ切麻ヲ頒ツ、

一 稜主中央ニ進ミ稜詞ヲ奏ス、

一 吠人発吠、

一 副齋主神扉ヲ開ク此間

一 禰宜以下神饌ヲ伝供ス此間

一 神馬行事此間

一 齋主版位ニ候シ祝詞ヲ奏ス、畢テ一拝、

一 齋主玉串ヲ献リ、一拝四拝八平手短手一拝、

一 西殿副齋主以下做之、

一 御前様御子様方御代拝、

一 御邸任職ノ面々拝礼、

一 舞樂但壹番

一 禰宜以下神饌ヲ伝撒ス此間

一 吠人発吠、

一 副齋主神扉ヲ鎖ス此間

一 齋主御扣席ニテ直饗ノ御神酒ヲ奉呈ス、

以上

神饌品左ノ如シ、

御神酒五升

玄米一升

小豆一升

麻守一斤

真綿一斤

和妙羽二重布一反

葱 二把

櫻島大根四本

山芋三十本

菜 四本

薑 十本

人參二把

鶏卵六十

密柑 百

柿 五十

荒苔一斤

淺草海苔二帖

鯉節二連

目差魚一把

中鯛二尾

精米一升

大豆一升

塩 一升

綿 一斤

五色絹一反宛五反

荒妙白晒布一反

大根二十本

椎茸一斤

午房二把

蕪菜二把

春菊二把

鶏 二羽

水鳥二羽

九年母三十

菓子三色数平、高麗餅  
輕藥各一箱

昆布一斤

餅一重

鯛二十枚

大鯛二尾

小鯛二十尾

猪肉二枝

鹿兒島県

右外諸人奉献ノ品物山ヲナシタリ、

其管内照國神社例祭日之儀、別紙之通相達候条、此旨

祝詞

相達候事、

掛卷母恐支

明治十六年七月五日

照國神前乃御前尔 齋主從二位勲二等島津忠義畏美畏用

白久佐

内務卿山田顯義

印

明彦神勲照國神斗 御名波白久称辞意奉留神命波現

別紙

照國神社

天皇朝廷乃 大御政乃古乃真盛奈利 大御世乃御風尔 立復

支奴部事能深久思比 広久議奏比 空蟬乃身毛 棚不知耳支

其神社例祭日自今十月廿八日ニ被定候条、此旨相達候

勤給留最母 貴支御功坐尔頼天

天皇朝廷乃 大久賞美賜比曩尔 別格官幣社尔 定賜比条々

乎、此忠義我身須甚嬉美 悦美都 悦申乃 御祭祀仕奉事

遠主止思尔侍天、今般從東京遙々尔 参来天今日乎 活日

乃足日止齋比 定女慰尔 献留珍乃幣帛乎 宜御心毛平久

所聞食三

内務卿山田顯義

印

天皇我朝廷乎 始互 我島津家門波更奈、氏子乃 青人帥尔

至末天茂昌尔 立榮衣女志 賜止畏美畏毛白須

右副齋主朗読ス、

達書ノ如ク以来十月廿八日ヲ以テ祭日トセリ、毎歲氏子

中ハ毎戸ニ神酒供物ヲ捧ケ崇敬尤モ厚シ、如此被達タリ  
ト雖、氏子中ハ素ヨリ、一般旧慣ヲ以テ正・五・十月ノ三  
回大祭類似ノ祭式、或ハ六月ハ燈籠、九月ハ方祭ト唱フ  
ル祭式ヲモ行ヘリ、他ノ神社ニ比スレハ三四回私祭ヲ為

四八六 照國神社例祭日達書

スモ、公ノ徳沢治キ所以ナリ、

#### 四八七 造士館再建之願

安永中先祖重豪旧藩子弟ノ為ニ学校ヲ創立シ、造士館ト称シ、父齊彬ニ至リテ更ニ之ヲ宏張シ、親シク学問ノ趣旨ヲ書シ、名分大義ヲ明ニシ、本来順序ヲ詳ニシ、節義ヲ尚ヒ、浮薄ヲ戒メ、切磨磨励ノ方法ヲ教示シ、爾後相繼テ訓督致シ来リ、廢藩置県ノ時ニ至リ始テ廢絶セリ、其後県下設立ノ学校アルヲ以テ、其補助トシテ年々每若干円ヲ寄附シ、全額殆ト五十万円ニ及フト雖モ、其効驗少ク、学業熟達ノ者アルヲ見ス、且予約ノ期限既ニ終ルニヨリ、一時之ヲ廢棄セリ、抑教育ハ一日モ忽ニスヘカラサルノ要件ニシテ、徳義ヲ涵養シ、終身ノ目途ヲ定ルハ、全ク少壮ノ時ニ在リ、其時ニ及ヒ教導ノ道ヲ尽シテ、其方向ヲ誤ラシメサルハ、在上父兄ノ責ナリ、今ヤ県下人士多クハ資産ヲ失ヒ、其志アリテ其業ニ就クコトヲ得サル者多シ、吾家数百年ノ情義アルヲ以テ、之ヲ不問ニ置キ座視傍觀スルニ忍ヒス、是ニ於テ父祖ノ遺意ヲ継述シテ造士館ヲ再興シ、県立学校ノ免許ヲ受ケ、教則ハ文部省ノ布達ニ基キ、

年々金円ヲ寄附シテ費用ニ充テ、其主管ヲ県令ニ委託

シ、県下子弟ヲシテ入学セシメ、忠孝粹倫ノ道ヲ本ト

シ、敦厚純樸ノ風ヲ養成シ、才徳智能各其所長ニ從テ

暢達致サシメ所存ニ付、其筋ヘ申請ノ儀相願候也、

明治十七年十一月 日

從二位公爵島津忠義印

#### 鹿兒島県令渡邊千秋殿

斯ノ如ク造士館再興上申セラレタル其因テ起ル所以ハ、去ル明治十年鹿兒島擾亂後、一般疲弊困頓、兒童ハ素ヨリ、丁年前後ノ輩就学ノ資ナキ者多シ、故ニ公ハ大ニ憂慮シ玉ヒ、戊辰戦争ノ賞典禄拾万石ヲ半切シ、一半ハ久光公別家ノ財産ニ、一半ハ学校資金ニ充ラレ、鹿兒島学校ト名ツケ旧城内ニ設ケラレタリ、而シテ又文部省ト交渉シ中学校ノ位地ニ進メ、旧名ニ則リ造士館ノ名称ヲ以テ、文部省所轄ニ請願セラレ、資金ハ依然旧ニ依リ、校長其他ノ館員ハ文部大臣ノ管轄トナレリ、之レ生徒力成学ノ後進途ノ権ヲ得セシムカ為メナリキ、○再興ノ許可ヲ得テ校長ハ島津珍彦ヲ以テシ、其他ノ役員モ島津家ニ因由アル者ヲ用ヒラレタリ、○再興地ハ陸軍省所轄旧城趾ニ移サレ(前ニハ旧城中大奥趾ナリキ)、旧城門趾(御

樓門)ヲ通用門トシ、講堂ハ旧御対面所等ノ趾ニ新築セラレタリ、

#### 四八八 御肖像復写ノ事実

暑氣相催候得共、弥御清康御勤務奉賀候、陳ハ順聖公御画像一先ツ整頓仕候間、御披露奉頼候、尤着手之順序不相分候テハ、諸人之評可モ分離之義ト存候間、「キヨソネ」氏之書面、良瑤院・花野(公ノ側女中)之評可相添差上候間、諸人へ御糾合之折ハ、右之書面モ御示シ、可否御取纏御下附相成候様、御取計被下度、右之始末相纏リ候ハ、彫刻ニ為取掛可申ト存候、右御依頼呈寸毫候、頓首、

七月十九日<sup>明治十六年</sup>

得能良介

内田正風殿

研左

順聖公之銀版

御写真巻枚(此御写真則チ前巻記ス処、安政五戊午八月奉写シタル者ノ其一ナリ)、先年長崎江御廻相成、複写之事御

下命有之候処、既ニ錯決画様模糊トシテ、再照不相調世々遺恨ニ存シ、今般有名ナル銅版画教師「エトワルド、キヨソネ」氏(紙幣寮雇印刷者ナリ)ニ囑シ、描写ヲ試ミントシテ、御肖像拜見奉願御許可ヲ蒙リ、其着手之次第ハ別紙教師陳述之通ニテ、良瑤院及花野之賛成討究ヲ得テ、御画像相調候間、乍恐御高覽之上、二位様久御覽相成、思食被為在候ハ、拜承仕、尚刪正之上彫刻取掛可申ト奉存候、且写真八枚差上候間、拜見可仕者江教師之相認候書面御示之上拜見被仰付、異見御取纏メ被遊御下付相成候様仕度、此段奉願候、恐懼頓首、

十六年七月

得能良介

口上

今日モ御画像拜見被仰付トクト拜見致候処、此節ハ誠ニく結構ニ御出来上リニ相成リ、少シモ申上候処モ御座ナク、御十分ノ御成就ト拜見仕候、全ク御マエ様御ホネ折リユヘト、私共ニ至候テモ誠ニ有難事ニ存

上候、以上、

七月二日明治十  
六年

良瑤院

花野

得能良介様

千八百八十二年<sup>明治十五年</sup>三月十日、印刷局長得能良介閣下  
 ハ余ニ望マル、ニ、今ヲ去ル凡ソ二十年前ニ薨去セラ  
 レシ故島津公ノ画像調製ノ事ヲ以テセラレタリ、抑モ  
 公ノ肖像ニシテ今存スルモノハ、唯同家ニ蔵スル所ノ  
 良好ナラサル銀板<sup>タゲロチーブ</sup>写真一箇アルノミ、然ルニ該銀板写  
 真ハ公ノ長病タリシ後ニ撮影セシメラレタルモノニシ  
 テ、甚タ不良好ノ成就、且全面模糊トシテ明カナラサ  
 ルノミナラス、其方向異常ニ下俯スルヲ以テ、両眼ハ  
 勿論、其他面上視認スヘカラス、特ニ額上非常ニ高キ  
 状ヲ呈セリ、畢竟該写真ハ公ニ親ク接近シテ其容貌ヲ  
 知レル人ト雖モ、公ノ肖像ト覚知セスト云フ、即チ是  
 レ特ニ得能局長閣下及良瑤院・花野ノ二貴女、黒田（  
 長傳公）・佐土原（島津忠寛）・伊達（伊達宗城公）等ノ  
 諸侯確証セラル、所ナリ、

然レ共其他ニ模範トスヘキモノナキヲ以テ、該写真ニ  
 抛リ、先ツ子備稿画トシテ其影状ヲ替ヘス、其形ヲ延  
 大ナラシメテ画像ヲ調製セハ、之ニ由リテ尚否ノ批評  
 ヲ惹起シ、然シテ当時既ニ企図スル所ノ精正ナル画像  
 ヲ製スルニ有要ナリ、告知ヲ蒐集スル便ヲ得可ケレハ、  
 前述ノ如ク、先ツ稿画ヲ製スルコト可然ト信シ、之ニ  
 着手シタリ、偕余カ最モ注意シテ成功シタル第一画像  
 ヲ、得能局長閣下ハ良瑤院・花野ノ二貴女ニ閲覽セシ  
 メラレタリ、然ルニ右二貴女ノ見ラル、所ニテハ、額  
 ノ下部及蟬谷頰口等稍彷彿タリト雖、鼻容ニ於テハ其  
 似タル所僅少ナリ、是レ併ナカラ頭面ノ形容臆ノ部等、  
 即チ病痾ノ為メニ衰瘦シ（御病後ニ非ラス、写真ノ良好ナ  
 ラサルハ写術ノ未熟ニアリ）、及銀板写真ニ依テ変相セシ  
 部分ニ至テハ、更ニ公ノ肖像ト視認スル所ナシトノコ  
 トナリ、於是局長閣下ハ種々修正ノ要点ヲ示シテ、之  
 ヲ修正セシメラレ、而シテ又余ノ目前ニ於テ二貴女ノ  
 意見ヲ問ハレ、尚之ヲ修正セシメラレシコトモ数回ナ  
 リキ、  
 局長閣下ハ修正ノ材料ニ供スヘキ最良ノ告知ハ、到底  
 得難シト覚知セラレ、余モ亦然ルヲ知ルヲ以テ断然精

正ノ画像調製ニ着手スルニ決セリ、乃チ局長閣下ハ故  
島津公ノ容貌ヲ周密ニ余ニ口授セラレタリ、即チ左ニ  
記載ス、

島津公ハ信義強壯且ツ活発ニシテ、寔ニ智勇兼備ナ  
ル国士ノ主公タルノ器量ヲ備フ、其起居身体直立動  
静秀然、頭容殊ニ端正ニシテ視狀尊嚴靜肅ナリ、眉  
ハ稍弓形ニシテ兩眼窪マス、眦少シク上レリ（眦ハ大  
ナラス小ナラス、宜シキヲ極メ、通言引キ渡シ長シト云ヘ  
リ）、鼻ハ甚高カラサルモ亦卑矮ナラス、頬ハ頗ル  
豊大ニシテ且ツ丸ク、顔ハ褐色ナリ、齡ヲ得ラル、  
五十二年市広曰、記ス、延ノ御年齡誤レリ、文化六己巳四月  
二十八日江戸芝ノ藩邸ニ生ル、逝年五十年ナリ  
此貴重ナル告知ト併テ示サレタル、良瑤院・花野ノ二  
貴女ノ意見ト論議トヲ以テ第二画像調製ニ着手セリ、  
着手ノ始メヨリ局長閣下及二貴女ノ批評ヲ乞ヒ、且ツ  
華族黒田公ニモ一覽ニ入レタルニ、懇切ナル批評ヲ受  
ケタリ、但シ局長閣下ノ電覽ニ供スルコト六回、局長  
閣下ハ又之ヲ二貴女ニ転移セラレ、終ニ本年七月二日  
（明治十六年）局長閣下及二貴女ノ満足ナル認可ヲ得タ  
リ、  
右ハ印刷局長得能良介閣下ノ需求ニ依テ記スト云フ、

於東京

千八百八十三年七月五日明治十  
六年

エドアルド、キヨソネ

此御写真及ヒ銀版写真（這御写真ノコトハ安政五戊午ノ卷ニ  
詳記ス、参照スヘシ）ト俱ニ、明治十八年十一月忠義・久  
光二公ノ尊旨ヲ以テ照國神社ニ納メラレ、祭式ヲモ舉行  
セラレタリ、

四八九 贈従一位島津公（記）紀念塔募疏戸塚文海  
文海謹啓ス、故薩摩藩主贈従一位權中納言島津齊彬公、

幕府ノ末造ニ当リ天下ノ衰頽ヲ憂ヘ、尊王ノ大義ニ明  
カニ經國ノ遠略ヲ抱ク、當時列藩ノ賢君ヲ語ル者必ス  
先ツ指ヲ公ニ屈ス、蓋公天資聰明器宇深遠、其世子タ  
ルヤ学ヲ好ミ、士ニ下リ早ク譽ヲ都下ニ馳セ、位ヲ嗣  
クニ及テ精ヲ勵シ治ヲ図リ、大ニ望ヲ封内ニ繫ク、時  
ニ昇平日久ク上下恬熙、公独リ疆場ノマサニ事アラン  
トスルヲ虞リ、孜々トシテ海外ノ事情ヲ講究ス、米國  
ノ使船浦賀ニ来リ、貿易ヲ要請スルニ迫テ、有司倉皇  
答フル所ヲ知ラス、幕府令ヲ列藩ニ下シ意見ヲ開陳セ

シム、公乃事宜ヲ条列シ、首トシテ水戸老侯ヲ起シテ  
 辺海ノ務ニ任セシメント請ヒ、尋テ又洋船ヲ製造シテ  
 航海ノ術ヲ盛ニスルヲ論ス、言多ク採納セラル、是ニ  
 於テ西洋ノ法ヲ採テ兵士ヲ訓練シ、製鉄所(製鉄所ハ則  
 集成館ヲ云フ)ヲ建テ、器械ヲ造リ、百事彬興將ニ大ニ為  
 ス所アラントス、而シテ天之カ年ヲ假サス、中道ニシ  
 テ世ヲ棄ツ、惜哉、然トモ一藩君臣心ヲ協ヘカヲ国家ニ  
 効シ、遂ニ王室中興ノ偉業ヲ翼成スル者、豈ニ公ノ遺  
 緒ヲ続クニ由ルニ非スヤ、嚮ニ嗣君朝ニ請ヒ公ノ祠ヲ  
 麗城ニ建ツ、朝廷号ヲ賜テ照國神社ト曰ヒ、以テ崇享  
 ノ典ヲ叙ス、文久二年ヨリ明治二年ニ至ルマテ累リニ  
 官爵ノ褒贈アリ、又専使ヲ遣シテ、御劍ヲ照國神社ニ  
 賜ヒ以テ其忠誠ヲ表ス、誠ニ曠古ノ異数ナリ、願フニ  
 予カ先人靜海曾テ刀圭ヲ以テ其左右ニ侍ス、公常ニ諮  
 詢スルニ西洋各国ノ情勢ヲ以テス、先人亦公ノ知遇ニ  
 感シ、心ヲ悉クシ啓沃スル所アリ、公造ル所ノ戦艦昌  
 平号品海ニ至ルニ会ス、當時ノ碩儒鹽谷世弘文ヲ作り、  
 之ヲ記シ大ニ其偉拳ヲ賛ス、先人之ヲ石ニ刻シテ世ニ  
 表章セント欲ス、公ノ名ニ近ツクヲ嫌ヘンコトヲ憚リ、  
 未タ果サス、已ニシテ公溢焉仙逝爾後中外多事ナルニ

際シ、未タ其志ヲ竟ヘスシテ、先人亦世ニ即ク、不肖  
 文海先人ノ余業ヲ守リ、之ヲ海軍々医監ニ承ク、目  
 曠古ノ盛事ヲ觀、身聖明ノ隆恩ニ沐シ、先人遭際ノ故  
 ニ感シ、公ノ英風ヲ欽シ、窃ニ遺志ヲ継キ、公ノ為ニ  
 地ヲ東京ニ相シ、記念ノ塔ヲ建テ、以テ其功德ヲ揚  
 シ、併セテ昌平艦記文ヲ刻シテ其傍ニ置ント欲ス、庶  
 幾クハ公ノ志業天下後世ニ照耀シ、而シテ先人生前ノ  
 素志モ亦隨テ達スルヲ獲シ、又思フ公ノ言論行為、其  
 規模弘遠ニシテ詭激ノ跡ニ涉ラス、崎々ノ節ヲ屑トセ  
 サルニ由テ、或ハ流俗ノ未タ窺測シ易カラサル者アリ、  
 而シテ方今万国交通風化大ニ開ケ、格致ノ学芸ノ道  
 日ニ新ニ月ニ進ム、公屯蒙ノ時ニ在リ、創始經營大ニ  
 力ヲ為難キ者ト同シカラス、故ニ世或ハ久クシテ遂ニ  
 其始事ノ功ヲ忘ル、ニ至ランコトヲ恐ル、以為ラク是  
 レ独リ文海一己ノ私ニ非サルナリ、宜ク四方諸君子ト  
 同謀共成スヘシ、因テ從二位伊達宗城君ニ請テ此事ノ  
 管長トナリ、從四位黑田長溥君之カ副トナリ、勝安芳  
 ・吉井友實・重野安釋・嘉納希芝・斯波良平等ノ諸君  
 ヲ以テ其事ヲ幹理セントス、以上諸君皆公ノ親旧ニシ  
 テ將サニ担当尽力シテ、此拳ヲ襄成セントス、冀クハ

世ノ同志者各捐助スル所アリテ、亟カニ成功ヲ奏スル  
コトヲ得セシメヨ、

明治十五年十月

戸塚 文海

同志加入ノ諸氏ハ、左ノ役員ノ許ニ通報アランコ  
トヲ請フ、

管長

浅草区今戸町  
二十三番地 伊達 宗城

副長

赤坂区福吉町  
一番地 黒田 長溥

幹理

赤坂区水川町  
四番地 勝 安芳  
京橋区本材木町  
三丁目廿四番地 戸塚 文海  
麴町区永田町  
二丁目十五番地 吉井 友實  
神田区駿河台  
袋町十五番地 重野 安繹  
深川区佐賀町  
二十四番地 嘉納 希芝  
芝区白金丹羽  
町七番地 斯波 良平

會計

京橋区築地二  
丁目廿五番地 川崎 正藏

(現今神戸川崎造  
船所持主ナリ)

如此計畫セラレ賛成者多数ナリシモ、何等ノ事故アリシ

ニヤ、遂ニ其事遷延、今ニ至リテハ奈何ノ説モナキニ至  
レリ(明治廿六年十月十日)、賛成者名簿略ス、大数三百余名ナリシ  
ト云フ、

四九〇 仮殿改造弘告

書

贈從一位島津齊彬公靈祠照國神社改造資金募集趣意  
邦家ヲ以自ラ任シ、難ニ処シテ苟モ避ケス、忠誠ノ節  
アルニ非レハ能ハス、世運ヲ機微ニ察シ、大計ヲ未然  
ニ定ム、英明ノ識アルニ非レハ能ハス、若能之ヲ該ル  
亶ニ曠世ノ傑ト謂ツヘシ、而シテ余輩此ヲ島津齊彬公  
ニ推サ、ルヲ得ス、公幕府ノ末路内憂外患並ヒ臻リ、  
国家多難世論紛擾ノ時ニ方リ、西南ノ巨鎮ヲ以、天下  
ノ重望ヲ負ヒ、尊 王ノ大義ヲ闡明シテ、衆心ノ嚮フ  
所ヲ指導シ、朝幕ノ間ニ出入シテ忠ヲ輸シ、誠ヲ竭シ  
献替宜キヲ失ハス、辺防ヲ嚴ニシ、兵式ヲ改メ俊髦ヲ  
育ヒ民業ヲ興ス等、武備ニ文事ニ率先シ、維新鴻業ノ  
地ヲ為シ玉ヘリ、其偉勲至績ハ举世景仰スル所、今又  
贅言スルヲ要セサルナリ、惜哉天年ヲ假サス、維新ノ  
鴻業ヲ親ルニ及ハスシテ薨セラル、然リト雖モ、休光

赫々威靈昭々以百世ニ廟食シ玉フヘシ、朝廷照國ノ号ヲ賜ヒ別格官幣社ニ列シ、其功勲ヲ寵彰シ以崇享ノ典ヲ拳ケ玉フ、固ニ宜ナラスヤ、令嗣忠義公嚮ニ地ヲ鹿兒島城西ニ相テ、靈祠ヲ經營セラル、規模宏壯輪奐ノ美觀ル可カリシ、惜ムラクハ明治十年兵燹ニ罹リ、殿廡燹圯一朝烏有ニ歸ス、明治十二年有志者ノ再建ヲ企図セルアリシモ、時干戈ノ後ヲ承ケ民力凋弊、事久ク行ハレス、久光公・忠義公假殿ヲ營ミ繼ニ其祭享ヲ絶タサラシム、今ノ社殿是ナリ、而シテ其經營固ヨリ一時ノ急ニ応スルニ過キス、其規模偏小社格ニ副ハス、衆ノ以深憾ト為ス所ナリ、是以這般廣ク有志ノ人士ニ謀リ、規模ヲ旧殿ニ則リ、更ニ社殿ヲ建營シ、以神靈ノ威徳ヲ旌表シ、又以

朝廷崇享ノ盛典ニ奉答スル所アラントス、冀クハ大方ノ諸君余輩首唱ノ微忱ヲ〔符カ〕諒シ、公ノ勲業令徳ヲ追想セラレ、以此拳ヲ贊成シ玉ハンコトヲ、

二十九年八月

當時ノ宮司島津忠欽、禰宜島津久實、發起人松方正義其他数名、略ス、

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

文久三年

〔扉に表紙の文字の外に、「元国事帳掌史料（紙数四十八枚）」の記載あり〕

## 目録

齊彬公御贈官位

齊彬公御贈官并社号賜及ヒ社殿創建ノ事実

勅使岩倉卿ヲシテ照國神社ニ御劔ヲ下納シ玉フ

御巡行之際勅使御社参ノ事実

照國神社別格官幣社ニ被列請願ノ事実

丁丑九月 〔天〕 日社殿兵燹ニ罹レル事実

臨時祭ノ為メ忠義公御下向大祭御執行ノ事実

照國神社例祭日達書

造士館再興願

御写真復写事実

以上十條

四九一 齊彬公御贈官位

四九一の一

○この文書は、本文第四七二号文書と同文重複により略す。

四九一の二

○この文書は、本文第四七三号文書と同文重複により略す。

四九一の三

○この文書は、本文第四七四号文書と同文重複により略す。

四九二 「照國公御贈官位并社号賜及ヒ社殿創建之事実」

四九二の一

○この文書は、本文第四七五号文書と同文重複により略す。

四九二の二

○この文書は、本文第四七七号文書と同文重複により略す。

四九二の三

八田知紀・後醍院眞柱が久光公に奉りし和歌

○この文書は、本文第四七八号・四七九号文書と同文重複により略す。

四九三 勅使岩倉具視卿ヲ以テ照國神社へ御劍ヲ

下納シ玉フ

○この文書は、本文第四八〇号文書と同文重複により略す。

四九四 御巡行之際勅使御社参之事實

○この文書は、本文第四八一号文書と同文重複により略す。

四九五 官幣社被列ノ願文付事實

○この文書は、本文第四八二号文書と同文重複により略す。

四九六 丁丑九月 (マ) 日社殿焼燼ノ事實

○この文書は、本文第四八三号文書と同文重複により略す。

四九七 臨時祭ノ為メ 忠義公御下向大祭執行

ノ事實

○この文書は、本文第四八五号文書と同文重複により略す。

四九八 照國神社例祭日達書

○この文書は、本文第四八六号文書と同文重複により略す。

四九九 造士館再建之願

○この文書は、本文第四八七号文書と同文重複により略す。

五〇〇 御肖像復写(複)ノ事實

○この文書は、本文第四八八号文書と同文重複により略す。

五〇一 贈従一位島津公(記)紀念塔募疏戸塚文海記述

○この文書は、本文第四八九号文書と同文重複により略す。

## 補遺

齊彬公史料本編に収録されていない島津齊彬の書翰  
・内諭・諭書・届、及び家老達など重要関係文書を  
収める。

### 第一巻追加分（嘉永六年以前）

五〇二 名越盛光へ書翰（天保九年頃カ）二月十日

口上

<sup>〔ちよつと〕</sup>千世と一筆書添申入候、弥気丈の事と悦入り候、扱ハ  
此一封内々用向ニ付、早々笑左衛門へ遣し度存候ゆへ  
早々相渡し候様ニと頼入候、右此一封差出し候用向、  
少しわけやひ有之ニつき、花うら藤田よりハ極内々ニ  
て岡野江手わたし致、内々書役よりわたしさせ出させ候  
やう申つけたく、何もく其心得にて、上京ノうへけ  
つしてく詰所にてはなしなきやうニと及存候、何も  
く心せき用事のみ早々、猶其御ち御発駕被為有之候  
ハ、はやく上京のやう待人候、めて度かしく、

〔印（緘）〕 二月十日夜認

内用

一筆申遣候

<sup>〔盛光、高房〕</sup>  
彦太夫へ

〔鹿児島市磯崎古集成館所蔵〕

五〇三 清国阿片戦争始末に関する聞書 天保十

三年

一唐国とエケレス国と戦争有之、騒動いたし候おこりは、  
和蘭一千八百三十八年唐国ニおゐて阿片商法を停止之  
儀、きひしく相成候ゆへ之事にて御座候、一体唐国に  
て阿片相用ひ申事、既に三百余年ニ相成候、歐羅巴人  
いまた唐国に通商いたさる以前之事にて、アラビヤ  
国及印度の地より唐国に弘まりたり、一千七百九十六  
年寛政八辰年の頃<sup>〔飛〕</sup>尤盛に有之、同年に阿片の不宜事をし  
りて、阿片相用ふ事を厳しく制禁に相成候、其比唐国  
ニおゐて焼捨ニ相成たる員数一千箱なり、其後一千八  
百十六年文化十三年に又々三千二百箱焼捨ニ相成申候、  
其後制禁も有之候得共、追々相ゆるみ申候、右は全く  
諸所政道を司候官人等、賄賂のため見遁し、其金を以  
て己か昇進の助の為と成し候ゆへ候なり、エケレス人  
印度辺に采地を得てより、其所に阿片を制シ益となし

てよりは、此商法年々増長いたし、一千八百三十六年にいたりては、唐国江渡す処老万七千箱、其翌年は三万四千箱ニ及び、銀高四千八百万ギェルデン一キェルデン五匁余ニ相当なり、右之通ゆへ、唐国より代物として渡す所、

已前は茶二千二百万ポント百廿八匁、白糸七万ポントニ限りたりしに、当時に至りては茶四千五百万ポント、白糸百五十万ポントに相成候、是にて商法の盛なる事知るべきなり、しかる所に前に云ごとく、一千八百三十八年天保九年にいにしへのことく阿片之制禁厳しく相成候、其比も密買ありし故重き刑に処せられ、廣東奉行も罪せられしより甚々厳しく相成申候、是に依唐帝の寵を蒙らんとて、厳しく法をたてたるより騒動を引出したり、其始末左之通り、

一 曆数一千八百三十八年十二月ニ阿片を積だる唐船見改られ、持主及其仲ヶ間之もの、囚人と成たるもののおひたゞしく、既本商人首械を入られたり、

一 外国人等ワンホー地名より廣東江スクーネル二本橋の西洋船及び其外の船にて荷物運送いたし候、制禁元ニ復阿片密売買するものあらば、唐国の役筋にて商売差留メ、住所追出すべきとの事なり、其後密売有之、スクーネ

ルより阿片取上られ、エケレス商人を廣東より追放シ申候、其外歐羅巴州の商人を唐人囲ひおくことを禁し、若不聞入ものは其家を打毀可との命有り、是ニ依て外国人等訴へしは罪を犯したるものを追払ふことは、唐国の法度に従ひ可申、其家取崩し等も有之間三日程猶子致しけれ候様、其余は急度守るべきと申出候事、

一 エケレス方にて阿片密売せざる様申談し、其外唐国商売を全く止メたり、

一 曆数一千八百三十八年十二月十二日、唐国酋長の命にてアメリカ商館の隣所にウエルクパール首をしめて死罪を行ふ柱を建たり、是は制禁の品商売をなしたる唐人を、死罪に行なふかためなり、

一 此商売をなしたる外国人の住所の毀たれざるに心得違して、其商館の様子を窺ふ唐人等最初は物静成りしに、唐人の倅(倅)にて騒ぎ立たるゆへ、外国の商人等追出せし処、唐人とも外国人に対し礫を打、大ニ騒たり、外国人は棒を引提ヶ唐人を防きたりしに、唐人の勢七千人に相成ゆへ、外国人等防ぎ兼て、各其館に立退きたり、これに依て唐国の役人等兵卒を引つれ制したれとも、外国館ニ乱れ入たる雑人の勢ひ夥しきゆへ、何れも逃

退たり、其時雜人の礮役人の頭に疵を受け倒れ、全快の程無覚束体なり、唐国の雜人は礮を打つ事に妙を得たり、

〔この簡条は、前掲「外國人等ワンホーより廣東江云々」の條の次にあるが、頭注にて「其後廣東都督の命令には、仮令外國人たりとも決して其此條十二月二十八日之上三可入事ならぬ此所三可入事」とあるに依り、假いたし置訳無之、住所は唐国のものなれば、密売買この簡所に移したるをせしものあらは、用捨なく唐国より追払との事なり、

一十二月十八日にエゲレスの重役より商人江申渡せしは、若阿片商売したるものは廣東の川より追はらひ、其罪人はエゲレス役人用捨すへからざる旨申渡し有之、

以後一千八百三十九年第一月一日に赦免有る様、エゲレス重役より廣東都督江申談、同廿二日に赦免有て、船六艘廣東とアマカハとの通路をなし、書状を通ハセ〔マカオ〕などとする事を得たり、

一其比廣東・亞瑪港〔亞瑪港、マカオ（澳門）の稱〕・ワンホーにて、外國人此度制禁をしらすしてもち渡し阿片をも、理不尽に唐国役筋もの取揚げたり、

一唐国高官の人々存寄を申立、阿片を禁する法をもふけ、千八百三十九年天保十年第一月一日、大清帝より廣東澳におゐての調役兼奉行を林則除に命シ、阿片商売の停止の命有り、此人はウラクワンのランドルコーニンク

也、此人勇にして甚々嚴なり、此後の取計らひを以てするべし、且又国中江阿片用ゆる事を禁し、其器物ニ至迄持扱ふものは死刑に行ふべき旨なり、しかれども此事とても制禁行届かぬ事あり、其訳は唐国之商人も莫大の利益ありて、其利益にて渡世する者数千人に及ふ、其上一旦亜片をのみならひしものは、是を止むる事難成ゆへ、互に手段をつくして密売たゆる事あるべからず、

一全体唐国の定メは、外國人と交ることは、本商人の外は制禁たり、しかるに此比緩ミ市中の人と往来自由なりしも、第二月一日定メ之通り嚴しく制禁あり、

第二月廿六日、外國館の前にて阿片を密売せし唐人を死刑に行ふたり、此事外國人の讐をなさん事を恐れける也、外國人の船遊山の時を見て死刑に行ふたり、しかるに外國人等歸館之上此事をいかりて、商館にたてたる旗を引卸シたり、此事は唐国の命令を用ひず、和好をやふりたる印なれば、唐人等大驚事也、其後商人等色々申立る事あれども、一切取揚無之候、

一第三月七日、エケレスの重役より唐国通ひを免されざる船を川より追払、再び來らざる様に申達したり、

- 一 第三月十日、林氏廣東下着以後之義、左之通り、
- 一 第三月十八日、林氏書面二通を出す、一通は本商人、
- 一通は外国人江相渡たり、外国人江申渡せしは、廣東に有る所のエケレス船廿二艘に積たる阿片を可渡、且以来持渡るまじ、若持渡るにおいては、其船及び荷物取上ケ、乗組の者はいつれも死刑に可行となり、否の返答三日程有免いたすとなり、エケレス人も初メは拒ミたれとも、第三月十九日、廿一日に至て、アマカワ(マカオ)及びワンホーの通ひ口を兵卒にてかため、川筋は武器を備たる船にて立切りたれば、詮方なく一千三十七箱之阿片を可差出と承諾したり、然ル処林氏エケレ人商(スエ)人の重立たる人を招呼、僅計りにては受納なりかたきよし申渡たり、其後成丈逃んと為たれとも、第三月廿三日、本商人ニ足械ヲ入、エケレス館の前に引出シ、意に逆ふものは死刑に行ふべきとなり、
- 一 第三月廿四日に外国商人江食用の品を与ふる事を禁す若与ふるものは死刑に行ふとの命令、依て外国人江仕へ居し唐人共、其死刑を恐れて其手を離たり、右之取しまりの為に川手は三隊の兵船を出シ、外国館の前をは四五千人の勢にて囲たり、依之エケレスの重役唐国江掛合しは、此地を離れん事を乞たれとも不許此義阿片を渡したる後許されたり、
- 一 阿片密売買はエケレスのみにて、和蘭人・佛蘭察人・亜墨利加人はしらぬ事なれとも、其差別なく廠敷取扱に逢たり、
- 一 第三月廿六日に唐方より制札を出したり、其趣意は阿片の四分一を差出さは、エケレス人ニ仕ふ処の唐人を返すべし、半高を渡しなは食物の品を送り与へ、廻船へ通行を可免、四分の三を差出せは商売元之如く免し、万事是迄之通り致置べきとの事なり、
- 一 右之通ゆへ、エケレス商人も詮方なく、且エケレス商館之重役も差嵌、エケレス商人江申渡せしは、エケレス奉行所江は自分より申訳致し遣す間、残らず差出すへき旨申し渡したり、阿片の箱数二万二百八十三、其価二千四百万ギユルデンなり、
- 一 右之通相成迄、唐方役人とエケレス重役と数度会合あり、其節唐方より阿片持渡るにおひてへ、船ならひに積荷物取上、乗組のもの死刑に可行となり、此事エケレス重役不承知にて相談整ひ不申、其訳は船荷物取上死刑との事、外国江対しては無法の事なれば、重役得

心不致候、

一 第四月三日に阿片を渡しはしめ、十六日に四分の一を渡したり、是によりて召仕之唐人を元之如く仕ふ様にゆるされたり、四月廿日に半高渡したれとも、通ひ船の通行ゆるされざるにより、渡す事を見合せるに、第五月四日に通ひ船の通行及び商売免されしなり、同日林氏之命にて唐国に留置し阿片商人十六人追放たり、一 翌五月五日阿片一万八千箱渡したり、其日五十人程も外国人を払ふとなり、しかし唐国役方の心得にて翌日まで用捨あり、其時申渡せしは、此度追はらひしもの<sup>(渡力)</sup>再度成さるとの事なり、

一 其後不殘阿片相渡せしなり、エケレス重役商人も貨物の事はさて置き、<sup>(マカオ)</sup>亞瑪港にのかれんと思ひ立て立退たり、夫に效ひて其他の外国人も二百八十人居たりしに、追々廣東を引はらひて、六月一日には漸々廿五人残りし計りなり、

一 エケレス重役より商人江申渡したるは、此節之損亡高を書記しいだすべし、其次第エケレス役筋に申達すべきとて、其次第を書出させたり、

○ 第一、商売の為に持渡りし品を無法に差留られたる

事、

○ 第二、廣東に居る処の外国人を重役の無差別理不尽に捕へ、阿片を残りなく取上げたたり、此阿片は歐羅巴人或は印度人の物に価二千四万ギユルテンより三千六百万ギユルデンを渡したり、

○ 第三、阿片を渡さる以前外国人申渡せしは、唐国の法を背かは死罪に行ふべきとの廉急の令あり、

○ 第四、阿片制禁以前より参り居たる外国人は勿論、新渡之右之訳をしらざるもの迄も同罪に行ふへしとなれとも、是は非道の訳とて拒たれとも、林氏より号令を下せしはいつれも罪を免さるとの事也、

右之趣書ととのへ、エケレス国役筋江申立たり、一 第六月五日林氏申渡せしは、外国人是迄申立し訳も有に依て、船を廣東の湊に入れ、元之通商売を免し、故障なく国に帰る事をも免すととなり、

一 亞墨利加人のミ申談を承知して、第六月十一日商売元に復したり、エケレス人は承知せず、模様を伺て船を湊に入れ、船中に潜居たり、

一 エケレス人廣東を立退たる後、第五月二十五日大清帝より命令有りて、阿片二万二百九十疋箱を用に立ぬ様

なすに依て、土人は勿論外国人も承知いたすべくと申渡しあり、此九箱は廣東之外にて取揚たるなり、右取あつかひの次第は、エケレス商人の内罪を免されて、第六月十七日唐船を以て送られしものニ見聞せしなり、左之如シ、

一 阿片を囲し場所はチュンホウより至て近き所にて、テイギリス川之口より東に當る所なり、所此に四五百フート一フート曲尺一尺〇二の四角の竹牆あり、此方に通ひの口ありて番所を建つ、通札所持せざるものは入事をゆるさず、出入のものも能く吟味し糺す、土地之もの等は船中或は其辺の家、或は山の上より阿片滅却する様子を見る、其時数手の軍勢牆の南北に勢揃したり、牆の内、西の方に三ツの壕あり、其壕は東より西に長さ百五十フート、幅七十フート、深サ七フートなり、底に敷石あり、周井大なる柵ありて、門を設け、壕の中には深サ二フートの水を入、山より流るゝ様ニ仕かけたり、其壕の中に二三フートツ、間を離し、板を置、人夫とも籠入の阿片を板の上はこひ、籠より出し、足にて踏碎き壕の中に蹴入る、外之人夫鋤鎌を以て上下に攪<sup>カキマ</sup>セ、又外之人夫塩并石灰を投してこれに交へ、よ

く水に和したる時、阿片水を川江送出したり、其人夫凡五百人なり、其差引の爲六七八十人の兵士あり、此兵士は皆屋根のある棧にありて守りたり、其外の兵士は箱より出し運ぶ所を守りたり、其箱は囲の内にて打明たり、箱并包物の番附船より卸したる節と違わざる類になしと云々、

一 第七月中旬林氏<sup>（イカセ）</sup>亜瑪港に至り、制禁之品の国中に入らざる様取りはめたり、以下亜瑪港の事を記す、尤瑣細之事は置、大凡の事をしるす、

一 林氏亜瑪港に着してより厳しき法令を出したり、亜瑪港に滞船したるエケレス船の水夫上陸して土地の唐人と交し事ありしに、其唐人死罪に行へれ、其法を犯したるエケレス人をも唐国の法通りに戒る為渡すべくと申来れども、エケレス人承知せず、依て第八月十五日に食用之品を入る事を留メ、同十八日には廣東にてせしことく召仕の唐人を無理に引取たり、如斯なす時はエケレス人も恐れべきとの考と見得たり、是によりエケレス人等の考には、此様子にては亜瑪港のホルトガ人も安心の場にあらずとて、眷属を召連船に引越すへしと申論し、同廿六日不殘引越たり、其後數艘之船

〔香港〕  
ホンコンクに至る、此所は船繫に安全の場所也、

一 第八月三十一日に唐国海浜のもの江、エケレス人の上陸を防ぐべきと命したり、是に依りエケレス人食用に難渋して、余儀なく乱妨して食を求る事を思ひ付き、

エケレス軍艦二艘一はスターネル二本櫓の船、一はコットルー

一本櫓の船唐国皆有所之近辺に押寄、其所に船繫したる唐国の軍艦にちかつき、エケレス国印有ル旗を引揚げ、唐国軍艦の頭役に知らしむるには、若食用のものを与へされは建たる旗を引下げ、直に戦に及ぶべきと也、

唐国のもの海浜に食用の品をあつめし処、唐国の酋長より唐人江エケレス船にはこふ事を禁したるゆへ、エケレス船より唐国の碁井唐船に向ひ石火矢打掛しに、唐船三艘打くだき、浜手に流れ、乗組のもの少し即死したり、エケレス方は無難にて、纔三人手負たり、其後唐人を殺せしものを差出すべくと、唐国より掛合あれとも不渡、是に依て林氏唐人江申渡せしは、エケレス人上陸せは直様とらへ殺すべしとなり、此時テイギリス川に船繫したるエケレス船大に騒ぎ立、端船にて往返したり、

一 右之通り唐国より手荒に取あつかへとも、エケレス方

にては夥しき損亡あれとも、夫にも手出シする事なく、商売の本に復する事を希たり、

一 其後第九月四日、エケレス重役と亞瑪港〔マカオ〕の唐方重役と会合ありて、唐国より左之ヶ条を出シたり、

一 第一、阿片を積たる船は唐国の渚に近寄間敷事、

一 第二、阿片を渡したる船并十六人の追放されしエケ

レス人も、子細なく唐国の地を立退くべき事、

一 第三、唐人を殺せしエケレス人を渡すべき事、

一 第四、其外ホンコンにある船ワンホーにいたるべき

#### 事、

一 右之通ゆへ、エケレス重役返答には、万事唐国趣意通り取計ふべきなれと、エケレス役筋よりも新に命令有るべき間、夫迄猶子有度段申立、エケレス人亞瑪港にて積荷する事をゆるされ、其余の商人もゆるしを得て亞瑪港に帰り、商売筋の事を本商人と談合したり、

一 エケレス方にては諸事以前之通りに商売の復さん事を計りて、船は相互に吟味してテイゲル川の外にて、再び商売を開きたり、

一 第九月十二日にテイーパーの湊に船繫したるイスパニヤ船船号ビルイーを、唐人等は阿片を積たるエケレス船

と見て、数艘の唐国軍艦を以て取囲ミ、船を焼打にせんと企しかと、其通りに行ハす、船に石火矢を打かけたり、乗組のものども恐怖して船より飛び降り、多分唐人の手にとらはれ、船をは無理取にして焼捨たり、乗組の内六人は唐人ともマカラ辺の小島に連越し、十三人は大端船に乗せ、棹も楫も奪ひ取りて沖中に衝放したる類、エゲレス見兼て、イスハニヤ人を助けてマカラに連越したり、

一唐国役筋にて阿片密売等制禁のため、エケレス人の以後制禁の品持渡らざる様にとの趣向にて、第十月廿六日比に至りてはエゲレス船の底を打碎き、又は手だてを以て商売船江火薬の箱等渡して焼払ひ、或は亞瑪港にてエケレス人を召捕て追払ひなとせし事ありて、無抛左之如き事ニ至れり、

一第十一月二日にエゲレス軍船二艘一はホラーセ、一はヒヤシント、石火矢五拾挺を備し、乗組三百人ツ、也、其船頭スミットといふ、右之船をテイゲルの川口に入れ、キユンヘイにある調役林氏江使にて申遣せしは、此間エケレス商売船を焼討に被成し通今一度可被成、其御支度整ふ迄はホンコンに滞船すべきとなり、然ル処暫

く猶予いたし呉れ候様唐国役筋より申遣たるゆへ、返答を聞かむため三里程引退きて用心いたし居たり、

一翌三日唐国より書状を其まゝ返し、何の返答もせず、引つゝきて唐国軍艦二十九艘出来りて、エケレス船に向ふの気色あり、唐方軍艦人数百人或は二百人、石火矢八挺より十六挺を備たり、是によりスミットより唐方大将江掛合しは、此方船江近らざる様、若承知なきに於ては石火矢を放つべしとなり、唐国答には、先達唐人を殺せし者を請取らむ為なりとて、追々エゲレス船に近付たるゆへ大砲を放たり、唐国の大将の乗たる船の舳に中りたり、夫より互に石火矢を打合たる処、唐船三艘沈没に及び、壹艘は虚空に打飛され、其外之船も散々に相成、多分浜辺に遊き上り、一時程を経て唐人共散北したり、大将の乗りし船も打くたかれ、大将も石火矢にて手負ひて、漸々外の船に乗りてのかれたり、エケレス人は夥しき災にあひたれとも、手負老人のみなり、唐国方は輕我人四五百人程もありしなり、

一第十一月廿日ニ又々商売船数艘と戦し事あり、是によりエケレス方談合の上、ホンコンに船繋する事も止メ、チュンコーに行、様子を窺ふべしと申合せたり、エケ

レス重役もさま／＼工夫いたし、商売の復さん事をはかりしかと、唐国方より戦争ニも及候為、テイゲル川口に船を入る事を差留メたり、

一 商売船前文之如くなしたる、第十一月廿六日林氏及其他の高官より申渡せしは、第十二月六日以後はエケレス船二艘之外都て商売差留るとの事なり、

一 第十二月三日に阿蘭陀重役唐国を立退き、同六日にエケレス東印度商館の重役共立退たり、唐国之商売を止られし上は何の望もなきゆへなり、

一 此比エケレス商人とアメリカ人と商売を元の如くなさんと計りて、其初メは都合よろしき処、十二月廿六日に唐国よりきひしく仕法をたて、エケレス商人戒めの為船并ニ荷物を取揚、翌廿七日エケレス商人荅人を唐国方江捕ハれたり、是により重役より取戻しの相談をしたれとも不聞入、依て千八百四十年第一月四日より十七日迄軍艦を以て川口に備へを立、エケレス商人荅人を取かへさむと計りたり、

一 第一月十四日唐国之命令には、エケレス船之儀不残焼捨、乗組のもの殺すべしとなり、且また亞瑪港に居るエケレス人を捕ふべしとなり、夫故エケレス人は不残

船江にけはしりたり、此法を立たるは全くアメリカ人と交らざる為の趣向なり、

一 右之通りゆへ、アメリカ人は自分要用之事も不足して、大きニ難義に及たり、

一 エケレス方にて段々手を尽し、和談を掛合たれとも唐方一切取上ケ無之、あまつさへ第二月廿八日にはテュンホーに居る商売船を焼打にせんと工ミたり、しかれとも其事とゞのはすして唐国方の火薬をたくはへたる船に火移り、大騒我出来たり、

一 第四月比迄は格別替る事もなきよし、(カラバ、ジャルカク)咬啮吧に申来たり、

一 阿片商売制禁に成りて、エケレス方の損亡十五億キユルデンにて、唐国方も損失多く、且手弘き商法一時に止たるにより、唐国の内数千人渡世にはなれたる故、終には盗賊となり、アマカハ(マカオ)・廣東辺甚しく悪行をなすととなり、

一 是迄唐国より非道の振舞に預りし事を、エケレス役人并ニ商人より其役筋江申立たるゆへ、其風聞終に風説書にのせ流布したり、是に依りエケレス本国は勿論、喜望峯并印度のエケレス領地に於て、大に武器之用意

し、軍艦の外エケレス武官の者、騎馬或歩卒等数多備を立て、用意専らなり、其趣意は廣東焼払ふのみにあらず、北京江せめ込ミ、唐国帝と盟をなして、大に商法を開き、望ミをかなへんか為なり、

〔この簡条の上に「甲」の附記あり〕

一右之通ニ天保十一年阿蘭陀人とも申出候、翌其年には蘭船参り不申候、天保十三年二艘入津いたし、夫より左之通り申参候事、天保十一年四月より天保十三年四月迄之風説書ニ御座候、

一一千八百四十年四月迄之処は、同月入津之船より申上く通之儀ニ御座候、其後追々双方之勢ひ相募り、左之通ニ相成申候、

一先年申上候通り追々阿片之義敵しく相成、〔マカオ〕 亞瑪港にてホルトガル人は商売いたし候得共、エケレス人ニは差障り、エケレス人のみならず唐方之右之渡世にて世を

わたり候ものとも、以之外難儀に及び、或は盜賊、或は家中ニ押入、狼藉ニ及び殺害等致候趣ニ御座候、〔行カ〕 一林氏よりも禁じ候へども、唐国奉行津々浦々之之密売をふせがん為にきひしく法令を出シ、唐帝に申立之趣

ニ御座候、

一右ニ付廣東にては数十艘之小船を用意いたし、土地のものトエケレス人と交らざる手段専らにて御座候、

一林氏之申渡シ且仕置之儀、手荒き事と多く有之、エケレス人已ならず唐国土地之者も不平之思ひをなし候趣ニ御座候、

一是迄唐国にて之風説、エケレス本国江相達、印度・喜望峯にて軍船用意有之候趣廣東江も相聞得、頻ニ防禦の手段をなし、亞瑪港并ニ其近辺之浦々ニ唐国より将卒を出し、用心専らに致し、エケレス軍船着迄は格別相替事も無之候、

一第六月廿一日子五月廿二日ニ当ル兼て其沙汰有りしエケレス軍艦亞瑪港に着船あり、右軍船は東印度之領地を支配するゴルドン・ブレイメル人名之一手、外ニスコート・ペイナクト官名を相勤候エルリオット之勢ナリ、エルリオットはメルヒルレ船名、ブレイメルはウエルレスレイ船名に乗組、其外大小之船数十艘なり、大将之乗たる船は石火矢七十四挺ツ、備へ、其外四十四挺十六挺之石火矢を備へたり、右之外運送船数艘并ニストームホート〔火氣を以て自由をなす舟〕 四艘、河々浅瀬之所江備へたり、エルリオット之支配之内ニは、陸戦之節之手当として

エケレス勢并弁柄人<sup>(ベンガル)</sup>老万六千人乗組たり、是弁柄人は陸戦に妙を得て、進退自由をなすゆへなり、

一第一目当と致し候は、廣東を焼払、其外要害之地を打懐<sup>(徳)</sup>ち、北京ニ討入、唐帝と盟をし、是迄之遺恨をはらし、失費を補んか為、且又元々之通商売をひらかん之為と申候、

一エケレス人ホクカーテクリスの砦を打こぼち、舟山嶋を押領可致計儀ニ御座候、其外種々之計策も御座候得共、夫をは相止め、六月廿二日五月廿三日コムモドレ官名ゴルドン・ブレールメル廣東ニ到着して、湊并ニ河口を固めて出入を許さず、商売一切相止ミ申候、同廿三日ブレールメルの勢は廣東引払ひ、落辺を伝ひ北方に趣き申候、スコウートベイナクドの勢并ニドロイト<sup>官名</sup>・フアラীগ<sup>官名</sup>・ヒヤシント同・ハルネ同、并ニストームホートのマタカスカルトいへる船にて、廣東湊并ニ河口を固メ申候、六月三十日ニ合戦相始メ申候、シユヘルインテンダント<sup>官名</sup>スコウドヘイナクトの船に乗組申候、

一唐方にては追々勢を集め、大なる石を積込候船を河に浮へおき、エケレス軍船の入る事をふせき、難有る時

は沈め候て船の通行を防ぎ申候て、大ニ防ぎ申候、

一七月四日六月六日には、唐国大将の命令には、エケレス大軍船奪取ものは二万ドルラルス<sup>十又七分計リ</sup>を取らせ、其武士を討取り生捕ものには五千トルラルス、歩卒を討取捕候ハ、百ドルラルスを取せとの事なり、夫ゆへ悪党とも褒美を得んため甚々あせり申候、

一コムモトレ<sup>官名</sup>ブレールメル之勢、六月廿三日ニ出帆して、七月三日六月五日に<sup>(廈門)</sup>アモイに着船して、コンマングダントより唐方奉行に書翰を送らんため、国旗を建たる端船一艘差遣候処、計らすもエケレス人上陸を拒ミ候間、段々と和をむすはん為參候為申聞候得共不取用、外国無道之ものとは一切交りをたつべしとの返答にて、書翰を請とらすして無体に大小之筒を打放候故、無抛本船江引返し申候、全体国旗を建たる船は和睦之ため之印なれば、いつ方にも手荒き取あつかひは無之、勿論唐国にても承知之事なるに、不法之振舞をせしゆへ、ブレールル人名も甚々怒り、此仇を報ひ以来之懲しにせん

と了簡を極メ申候、  
一同日<sup>(廈門)</sup>アモイを引退き、<sup>(寧波)</sup>ネンポーに近き舟山島に船を向け、七月四日到着いたし候、同五日朝落辺に浮たる唐

軍船に筒を打かけ候処、はしめは甚敵しく防候得共、無程浜辺にて不残射殺され申候、昼比ニいたりて城邑を領せんと計、エケレス勢三百人并石火矢一備分船卸いたし、上陸いたしたるところ、唐人等門を閉て砦櫓等より小筒を打かけ、エケレス人も少々手負も有之候得共、エケレス方より石火矢を放ち、其上ガラナート砲を打掛ケ候故、唐人等静り、翌朝に至りエケレス人城邑ニ踏入候処、其住人等仰天して、或は家を切切り、又は其場を立退申候、此後暫経てエケレスの軍卒并船方のもも上陸いたし候て、追々和談いたし、立退たる者とも過半は間も立帰り、元之如市場賑候付、エケレス人も日用之品調ふに足り申候、且また唐国官人には仇をなせとも、土人には聊も氣遣いたすましくと心を尽しさとし候得共、唐人とも其意を諭得ず、漸く安心いたし候様子ニ御座候、

同月九日十日子六月十一十二日に至りて、エケレス人ネンポー之河口いたりて和陸をいたさむ為、書翰を唐国江進達せんとはかれとも、アモイ之振合にて一切取用ニ相成不申候間、無抛亜瑪港よりネンポーに着せん為、六月三十日子六月二日コウトベイナグト官名出船したる

よしゆへ、右之到着をまち居申候、

一エケレス方に舟山攻取候得は、ネンポー其外を攻るに便り有るうへ、フラクキール地<sup>北京カ</sup>送り<sup>名</sup>の糧米を奪ひ取に弁利なり、且是迄渚に浮へ備を立候船の足立ニも相成、殊に北京其外富有の郡県に近く有之旁にて奪取候と見得申候、

一舟山嶋を取り候後、唐国之勢衰微いたし、既に舟山嶋近辺に有る唐国之大将内々コムモトン官名ブレメル<sup>名</sup>の船に参り申聞候は、其御方のことき強勢に向ひ敵対するは実に本心ならねとも、主命遁れかたく候間、患難を請るとも退陳いたしかたきよし申聞候、

一エケレス人舟山嶋を押領致候付、唐帝より官人の防禦行届さる故なりとて、官人を敵料に行候よし、

一右之次第に成行候得とも、廣東亜瑪港<sup>アモイ</sup>は其患ひもなく、只廣東には敵重に防禦の備をなし、エケレス方の障りとなるべき事を専ら心かけ、既にカブシンモーン地名にて、或は軍船を焼いたし、又は毒薬を売渡たる饑兩度も有之候得とも、其策行届き不申空く相成申候、其比林氏数多の勢を引つれ、ポッカーチグリス地名砦より二里程はなれ乗出し、碇を入れ、備を立て、エケレス

人の砦を犯さは戦はむとの趣なれば、エケレス方も七十四挺の船フレインヘイムといふ軍船老艘、外ニ小舟三艘相増し備を立、不意之用意いたし申候、

一舟山嶋前(軍政)ネンポー地名アモイ地名、并ニ其外近辺の渚に固メ罷在候、エケレス人兵糧絶し患難多く相成候、右は舟山嶋之兵糧絶し、食物あしく、水清淨ニ無之故にて、痢病・熱病流行いたし、兵士其外之もの一日に十人以上十四人も病死いたし、印度勢二百四十人死亡致し候、

一亜瑪港に居る所の亜墨利加人とエケレス人と互ニ奇怪を抱き候、畢竟はエケレスの為に廣東之商法出来ぬ事とエルリラット人名の振舞を不快ニ思ひてなり、

一和蘭七月廿六日子六月廿八日スコートベイナグト官名エルリラット人名軍勢を引つれ、舟山嶋に着船いたし相談之上、同月三十日子七月二日軍船五艘并武器を備へたるストームボート火船老艘を引つれ、舟山嶋出帆いたし、ヘイオー河の入口の渚に有之候(天津)ティンチン地名にいたり、北京に和談を訴へん為なり、

一和蘭八月上旬に唐国の砦の大将ホルトーヘルコー人名の命令にて唐国と亜瑪港との界を絶ち、(天津)亜瑪港より追

出さん手段ニ候、右之通りゆへエケレス人共大ニ恐れて、廣東を固メニ出張したるカビタイン官名スミットに加勢を頼ミたる所、八月十九日ヒヤシント船名ラルネ船名并ストームボート老艘、マカラの湊より出帆いたし、唐方のものを砦の場所より追出さむ手段をなし、

唐人二千人余乗組たる船の砦の前に船繫したる所江押寄、石火矢を打かけ、暫時之間に唐人とも船より逃申候間、エケレス方より弁柄人二百五十人船より卸候処、又々唐方より敵しく炮火を打掛け候得共、弁柄人とも頓着不致唐人ともを追討いたし、砦を押領いたし、跡に残りたる石火矢類打毀チ、砦に火をかけ申候、右之節唐人之死亡百五十人有之、エケレス方四人御座候、

右之通ゆへ亜瑪港之唐人共何れも廣東ニ引はらひ、亜瑪港土人并ニ外国人安堵の場合ニ相成申候、

一和蘭八月十一日スコウトベイナグト官名ヘイオー河(天津)口ティンチン地名に到着いたし候、唐人等浜手に屯し、スコウトベイナグト官名の到着を承知いたし、大きに驚たる様子にて、ヘセー地名の奉行河口の(大南カ)タコー地名に罷越、国帝の命令に随ひ、エケレス人の上陸を待請、書翰を請取らん事をはかると見得て、唐国之兵士老人

八月十三日子七月十六日以使者エゲレス船に参り、口上に申は、食物に相成候品相送可申との事にて、程なく差送、代料ニは及はさるとの事なり、

一唐国帝より奉行ケセン人名 使者として差遣し、エゲレス人に対し至て叮嚀に有之、都て唐人の振舞以前と変り、下賤之者迄も如何之様子も無之候、其うへ唐国奉りよりエゲレス人に申渡之書面に、バルバレーン夷と書載する事相止ミ、既にエゲレスは名譽の国杯と称し候、畢竟右様ニ相成申は、エゲレス人北京の近所に有之候を恐れての故なり、タコーは北京より九十里相隔候、右様北京近くニエゲレス人の来る事有ましきと考し処、此節に至りては北京を目掛候と唐人共相考江、仰天いたし候事ニ御座候、

一和蘭八月十五日七月十八日ケセン組アシエダント官名ソ  
ーペイピー人名と申もの、エケレス船に参り、翌十六日に罷帰り候間、書翰を相渡し奉行ケセンより進達致しくれ候様申遣候処、其後ケセンより以書状申越候は、いつれ書翰を以て返答可致間、十日程猶予いたしくれ候様参り申候、

一其後エゲレス船は近辺に有之嶋々并リヨウトウ地名の

渚を見繕候為参り申候、此リヨウトウには種々の食物用意いたし置候、此後廿七日再ひタコー地名に船繫いたし候、

一ケセンの一条何とも不相分処、八月廿八日八月二日武器を備へたる端船老艘陸より参り申聞候は、右之返書持参いたし、兩日滞在いたし候得とも、エケレス人老人も陸に参り居不申故渡事出来ず、只今持参致候趣申聞候、其趣はいつれスコウトベイナグト官名と面会可致との事なり、

一和蘭八月三十日 八月四日 海浜にて對話すべきとの事にて、ケセンは至て手鬆き出立にて、飭道具は渚に残し、天幕の下にて双方通詞之もの計りにてエルリヲツトと対談相済申候、右面会致し度趣は国帝よりケセン人名并其地の兵士ニ申付、エケレス商売其外一体の事を巨細ニ相糺候うへ事濟致し度よし、しかし糺方之儀遠路之事にて行届き兼候間、船を廣東江廻し呉候様ニとの趣、コミサーリス官名より申越候趣なり、且先達唐国帝江致進達候書翰之義ケセンより申来候ニは、しはらく猶予いたしくれ候様ニとの事なり、右之通りニ致候唐人の所存、是期を延し候ための謀事ニ有之候、和

陸之義タコにて何之返答も無之、廣東にて返答可有  
之と申候は計略ニ御座候、第一ニは引を止メ、第二ニ  
はエケレス軍船を廣東江退け、時日を引延候為、第三  
ニは北京より遠境ニ相成候、且廣東ニ引退候後風井も  
あしく相成時分ゆへ、北方ニ向ひ渡海相叶ましきをは  
かりての事なり、其上エケレス毎度之往返ニ勞れ、氣  
候ニもなれざる事ゆへ、舟山嶋同様病人も多く相成可  
申との事と見得たり、是に依て商人共杯は甚タ不承知  
ニ候得共、スコウトベイナグト官名承知いたし、九月  
十五日軍船を引つれ出船いたし、同三十日に舟山嶋江  
着船いたし申候、

一和蘭九月十八日アモイニ備へ有之石火矢二十六挺立之  
アリカトルと申軍船と唐方軍船と甚しく戦争いたし、  
唐船十七八艘も海底打しづめ、唐人数多死亡いたし、  
是に依り唐国ニても石火矢を防ぐ為に、一夜之中ニ砦  
を築き、石火矢二百四挺備置、兵卒ニ打放させ申候、  
其内ニは最大之大炮も有之候、右之砦は急ニ出来候間  
堅固ニ無之故乗取候事甚安く候得共、前日之戦に船具  
を損し候間、無抛沖江出、石火矢届兼候場所ニ船繫致  
し候処、唐国方にては大ニよろこひ、大に勝利之旨国

帝江注進いたし候よし、

一廣東・亜瑪港とて至極無事にて、只用意之為唐軍備へ  
居候得共、戦争は無之候、

一和蘭十月四日九月九日国帝より申達候は、兵士等都てエ  
ケレス人に以敵対致間敷旨相ふれ申候、右はエケレ  
ス人の心底唐国之意を背すして商売をこゝろかけ候趣  
相知れ候故之儀と被存候、

一和蘭十一月一日九月六日エルリヤット軍船五艘、ストー  
ムボート一艘を引つれ<sup>(軍船)</sup>ネンポーに趣候、其趣意は先達  
エケレス運送之船、ネンポー之渚辺にて難船いたし、  
アルテイルレリ、カビタイン官名其外乗組之者共唐  
国江捕れに相成候間、其ゆるしを毎度乞請候得共不被  
許ゆへ、右を請取らんとために参り申し候、

一ケセン北京より廣東に参り候為、ネンポーを通行之折  
節ゆへ、エルリヤットに面會いたし和談相整申候、且  
囚人之儀は大切に致し置申候間、舟山嶋引払ひ候へ、  
返し可申旨ニ付、エルリヤットも不得止事立帰り申候、  
一追々氣候もよろしく、殊にエケレス船より送越候食物  
等も潤沢に相成候得共、舟山嶋之儀病人死人弥増ニ相  
成申候、扱又冬陣之用意をいたし、ティンハイ地名辺

に砦を築き、舟山嶋之内手ニ入不申地を押領可致手段ニ御座候、

一奉行林氏は役目被召放、吾陳を捨置急々北京江参り、阿片停止之儀ニ付取計之次第申披候様ニと命令有之、既に乗船致し候処、和蘭十月廿六日国帝之命にて、ケセン当地江到着迄は控居候様ニとの事にて、ケセン到着を相まち居申候、

一和蘭十一月六日十月十三日エルリオットエケレス人江申渡せしは、ケセンとの和義之様子相分る迄は、必此方より手出し致すましく、仮令唐人とも如何様不快之事仕かけ候とも堪忍可致旨申渡したり、

一和蘭十一月十二日十月十九日エルリヤット軍船四艘并武器を備たるストームボート一艘を引つれ、舟山嶋より亞瑪港におもむき、同月廿日十月廿七日着船いたし、ケセンと和談之儀相決度段申遣す処、ケセン右一条ニ付近日廣東江罷越趣ニ候、

一舟山嶋は一大事之場所ゆへ、唐方にて取戻す手段いたし候得とも、エケレス人数多く備へ有之候付、其事遂不申候、

一スコウトベナグト官名 亞瑪港に到着之上、早速キユウ

エンと申すストームボートを將ひ、シユーンベイ地名にむけ出船致し候、右はエケレ人共来着致し候旨、書翰を以てケセン人名に掛合可申為にて候、右之船シユ

ンベイ地名 砦の前に船繋致し候上、端船一艘出し、和陸の白旗を建、陸に遣し、書翰を差出候処、是を請取、直様砦より端船に大炮を打かけ候、然る処幸無難にて本船ニ戻候得とも、右本船は大炮当り、少し破損に及び申候間、エケレス方よりも大炮を打掛候処、砦大半破損いたし候、右之始末ゆへシユンベルインテンダントはむなしく亞瑪港江帰船いたし候後、亞瑪港辺に備たるエケレス軍船十二艘ストームボート三艘之内大船三艘、翌日ポツカティギリス地名之砦ニ向け出船いたし候、右は全く唐方より武器も不備、其上和陸之旗建たる端船江大炮を打掛ケ、不法至極なれば、砦之首將ニ存意を尋ねんかために書翰を差送申候、取留メたる返答も無之候、

一和蘭十二月二日コミサリス官名ケセン人名廣東に到着致し候て、直ニ返答可致答ゆへ、ケセン義ホッカティギリス地名 砦の前に繋候エケレス舟に使を以て口上ニは、エルリヤットに面会いたし度との事ニ候、

一和蘭十二月五日スコウトベイナグト事病氣差起候ニ付  
本國江罷帰り候趣、エケレス船々且商人共江申達し候、  
首將ニはコムマントン官名フレメル立置候段申達候、  
一同七日スコートベイナグト軍船フアラケニ乗組、エ  
ケレス国に帰帆いたし申候、

一亞瑪港に居る処之エケレス軍船ホッカテイギリス辺に  
参り、若シ唐人共返答不致候節は、砦に大炮打掛ケ可  
攻取所存ニて備へ居罷申候処、和談之返答一向無之、  
翌年正月七日十二月十五日迄何たる沙汰も無之候付、エ  
ケレス人も武威を以て返答可承との所存にて、ポソカ  
テイギリス之砦を攻取へきと決心いたし候、

一和蘭正月七日十二月十五日朝エケレス方海陸之兵千三百  
人上陸いたし、シュインペイ砦之ハリサーテン柵ノ如き  
ものに近々と押寄候処、唐人共直様小筒を以て防禦い  
たし候付、エケレス方手負少々有之候得共、大炮二挺  
ボンペン等盛んに打掛、パリサーテンを燒壞し、夫よ  
り砦に討入候処、唐人等暫時は防候得とも、終には散  
々に逃去申候、

一右同時に他の軍兵上陸いたし、ワートルカステール海  
島之城郭を責取申候、尤本船よりもいたし、唐船数艘に

大炮打かけ、老艘は空に打上ケ申候、暮かたニ及ひホ  
ツカテイクリス及びシュインペイの兩砦に勝利之印と  
して旗立申候、エケレス方手負死人二拾人程も有之候、  
唐方は千人程之死亡ニ御座候、右之内マンテレイン官名  
之者も老人有之候、

一翌八日エケレス人共諸所之砦を攻取候ため、出船いた  
し候、右砦はアニンホイ地名ワンポー地名テイケル之  
三ヶ処、此砦は石火矢都合四百挺備へ、要害宜敷処な  
り、既ニ砦前ニ間近ニ船繋いたし、ストームボートよ  
りボンヘンを打掛ケ申候処、戦を相止メ候合図として、  
エルリヤット人名乗組候本船に白旗を立申候ニ付、戦  
をやめ、船々元之場に船繋いたし申候、右之戦を相止  
メ候次第は、唐方より瑞船に使者をのせ、老婦兩人ニ  
て漕候て本船江書翰を持参いたし、本船江乗移り候ゆ  
へに、白旗をたて退陳之相図をいたし候、右砦之ケレ  
イグスマンタレイ官名より差越候書翰之趣意は、三  
日程戦を相止メくれ候ハ、以前被相談候儀返答可相  
決旨申越候、依之エケレスの軍兵并商人共之内不承知  
ニ候得とも、エルリヤットは段々諸人江申ふくめ、右  
之旨致承知、合戦をやめ、返答を相まち申候、

一 ケセンも兼て剛強之ものニ候得とも、此節之戦争にて大に勇氣撓ミ候様子にて、元之通商売をゆるし可申と治定いたし候へ共、いまた廣東テイケル川に船を入る事治定不致様子ニ御座候処、和蘭正月廿日ケセンより和陸之儀掛合ニ相成候間、エルリヲットより掛合候ケ条、左之通ニ御座候、

第一 エケレス人ホンコン島を領する儀、ワンポー

地名之通ニ相心得可申事、

第二 取捨候阿片償として六百万ドルラルス一ドルラ

ルス凡十匁七分五リ計 唐方奉行所より可払事、

第三 双方商売勝手ニ可致事、

第四 エケレス商売廣東にて再び可始事、

一 エケレス人ホンコンを領し、兵をそなへ、奉行を居置候、

一 シュペルインテンタント官名 数度亜瑪港ニ罷越、和陸之儀ニ付数ケ条ケセント致相談候得とも不致決着、於唐方は兎角引延し候儀ニ候、

一 エルリヲットはケセンより和陸之返答を聞、和蘭二月十五日亜瑪港江船船いたし、翌日ケセンに書判為致候ため、取極書を為持、ストームボートを廣東江向ケ遣

し、手間取候とも相待候様申付遣事、然ル処唐人等真実和陸致し候ニは無之、矢張敵対之意味有之、諸方より軍勢を廣東に集め、大炮其外武器を調へ、手強くエケレス敵対せんと相見得、林氏之奉行職も再勤ニ相成、テイゲル河には船之通行難成様石を積込候船を沈置、猶亜瑪港と廣東との間を武器を備たる船を以て、通路を断切申候、

一 ストームボートに乗船したる使者、廣東に参り候得共、砦より直に炮火を打掛候間、彼取極書に書判致させ候取計はさて置、書面をケセンに差出事も不叶、二日程空敷日を送りて立帰り申候、

一 右之しらせニ付て早速エルリヲットより向々江唐人とも再び敵対いたし候趣相触、船々を將ひ、ホンコンを指し出帆いたし、諸船々一手ニ相成、砦に可責掛用意いたし候、舟山鳴ニも流行病少く、人死も少く相成申候へ共、寒気甚敷候故か、相惱候者専有之候、且又無

油断備へ申候、

〔この箇条の上に「天保十二年閏正月アリ」の附札あり〕

一 和蘭二月廿四日閏正月四日エケレス之諸軍船ボツカテイギリス之砦前に着船致し、同廿五日之早朝軍勢いづれも上陸いたし、ホウキツスルを船卸いたし、台場を築

き申候処、唐人共相支候得とも、同日より廿六日朝廷  
又成就致候上にて、ホーキッスルを盛に打かけ候処、  
唐人とも過半は逃去申候、其後軍船を陸手に近く押寄  
セ、大炮を打かけ候処、唐人共追々逃去、八ツ時比碧  
を乗取申候、全体ポッカテイクリス之砦は要害も堅固  
ニ有之候間、エケレス人を手軽く追散し可申と唐人も  
存居候様子之処、速に乗取られ、剩被生捕候もの千人、  
其外手負死人多有之候、且又分捕之武器は委く碧より  
はこひとり、船積いたし、大炮之類は用ニ不立様打く  
たき、砦は破却いたし候、

一和蘭二月廿四日エケレス人は舟山嶋を引はらひ候て、  
唐方江虜ニ相成居ヲフシール侍分 屯人・歩卒・水夫之  
もの共約束通り取返し申候、

一エケレス人ポッカテイグリス之砦を破却いたし候後、  
船々テイケル河を進ミ、近比築立候諸所之砦を打碎き  
申候、右合戦にて唐方之もの三百余人討死いたし、唐  
軍船一組之内一艘をエケレス人焼討いたし候、右唐船  
は大炮三十挺備有之候、右之通エケレス軍船漸々盛に  
進み候ニ付、唐方にても追々防禦いたし候得共、敵し  
難く、和蘭三月三日閏正月十一日又々唐方よりパルレメ

ンタイトル官名をエケレス船江遣し、二日程合戦猶予い  
たし呉候様申来候間、エケレス人評儀之上ワンポー之  
漢に退き申候、

一其後追々使者往来いたし、エルリヲツトより唐方ケセ  
ン江申遣候は、宜敷場所にて商売相遂、且是迄之損亡  
補ひのため千二百万ドルラルス受納いたし度との事ニ  
候処、ケセン之返答取留メ候事無之、又々以前之如く  
和蘭不相整、和蘭三月七日閏正月十五日再ひ一組之エケ  
レス軍船致出帆、廣東江着船いたし、彈丸届候場所ニ  
碇を入申候処、廣東居付之唐人共城市ニ責入らん事を  
甚タ恐怖いたし、家財雑具を持運ひ逃去候もの夥敷、  
道路に充滿いたし候付、盜賊共城市之内外に縦横いた  
し、品物を奪ひ、人を害し、或は家に火を掛候処、諸  
所烈敷燃付、美麗之街衢も過半焼失致し、三日程も火  
鎮り不申候、エケレス方よりも土人を害し、雑具等奪  
取候事抔決て無之候間、其旨心得候様土人江申聞候得  
共、五分之四は逃去申候、

一唐方にても是迄之通りきひしくいたし候ては、争乱止  
むましくと心付候や、漸々数多之ふれ書を出し、和蘭  
三月廿日閏正月廿八日諸國之商売は勿論、エケレスも又

々ワンポー・廣東にて商売相遂候様ニ相談相整ひ申候間、エルリヲットよりもエケレス商人江元之通商売可致、阿片は決て不相成段申達、若犯すものは厳科に可<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>と之趣ニ御座候、

一エケレス商人も商館を請取り、以前之如唐国商人と交易相始メ申候、且又フレメルニは和蘭三月廿六日二月四日カルキエツタ地名に赴き申候て、ブレインヘイン船名のカピタン官名を御て、首將之役をはテレムミンダに譲り申候、

一和蘭三月三十日国帝より命令有て、ケセン、エルリヲット之和儀相談不承知之事有之間、炮火刀劍を以てエケレス人を委<sub>レ</sub>可討取旨、且廣東之ミリタインコムマンダント官名に命シ、ケセン之官職を召放、手械に入れ北京に送り申候、依て親族難義ニ及び申候、右之通之様子ゆへ和義も再ひ破れと相成申候、

一廣東にてケセン之事風聞有之候は、途中にて帝之使者に出逢、其使者ケセンに絹之綱を相渡し、命令之趣申渡候処、縊死之由ニ御座候、

〔この記事の上に「この帖あり」  
〔天保十三年〕  
右之風説書昨丑年可奉差上候処、乗戻、当寅年持渡候

間、和解奉差上候、此未当年持渡候書面にて御座候、

一前条之通商売元ノ如く復し候て、諸事治まり候趣ニ候得共、唐帝江ボツカー之砦を打くたき候事聞得候て、国帝之弟メーンハン人名并ニミンストル官名ホース人名に五万之軍勢を附け、廣東ニ進発いたし、エケレス人を討取べき命令有之、若手弱き時は国帝にも自身数万之勢を引率して、成敗可致との趣ニ御座候、

一和蘭五月十八日三月廿八日再戦争之きざし起り候て、城市之土民家財をはこひ逃去、軍兵城中ニ備を立申候、右勢は北国并ニ韃靼<sub>〔タタール〕</sub>之勢ニ候、是ニよつてエルリヲットより五月廿一日四月朔日にエケレス商人共江廻文を以て、速ニ立退候様申達候、

一エケレス軍船にはホンコン引払候て、ボツカーテイクリス之砦を前ニ致船繋いたし候、

一エケレス人押寄候手当として、河辺ニ臨ミ候処毎にはゲモスケールデパツトレイ見へさる様覆ひ隠したる台場を経営いたし、廣東北方之河辺迄堅固ニ砦を建て、フランスフアルレイ并ドイツフアルレイには石火矢相備、サーションには砦を築き、夥敷フユールフロッツト樽を組其上に焼打用意之炮火を備へ有ものを浮へ、或ハフランドルを

用意いたし申候、

フランスフアラレイ、トイツフアラレイは唐国通商之歐  
羅巴人の園囿を造り候場所にて、ホルラントセキユ  
ストラルト和蘭の渚地或はエンゲルセキユストラルト  
エケレス渚地と称し候処等も有之候、

一エケレス人其外之商人皆々立退き候後承候得は、唐人  
共所存は商館江押寄、商人を可致殺害心得之由、

一廿一日商人共乗組居候アウローラーと唱候船名 スクーネ  
ル小形軍船、ロイサー船名と唱候コツトル一種之軍船、商  
館の真向ニ船繋いたし候、此辺夜ニ入候得は

賑々敷燈火照渡候得共、誠に淋敷相成申候、且またア  
ルゲリネ船名モテステ船名之船はサーシンの城市の近く  
に船繋いたし候、

一同夜四ツ時比フニールフロット前ニ註ス并ニシラントデ  
ヨンケン焼討用之船汐にて流れ、商人共乗組だる二艘之  
船危く候処、コミバグニートイン商館之園囿より右二艘  
の船に石火矢打掛申し、同時にサーシンの砦よりも石  
火矢打かけ申候、是に依コツトル船名も盛ニ防禦いた  
し、ネメシスと申火船にてフニールロットを散乱せし  
め、三十二ホントの大砲を唐方江打掛け申し、アルケ

リネ船名モテステ名船等之船よりサーシンの砦江カロナー  
テ一種の大砲を打掛け申し、右之通夜半迄打合候て、炮  
火不屈処ニ引退き申候、

一同廿二日早朝モテステ船名アルゲルネ船名ベイラーテス  
船名等之船々并ニネメシスと申火船、サーシンの砦に  
責掛け、炮火を打掛け、終に砦を微塵に打碎き申候、  
其外唐軍船四十艘余も河江追込、過半打碎き申候、唐  
方死亡多人数にて、エケレス三人死亡いたし候、右之  
通り致候上エケレス人は亞瑪港并ニハサーケ地名の船  
之參るを相まち申し候、

一翌廿三日エケレス方軍船相揃ひ、陸手の兵もバツサー  
ケに集り申候、右バツサーケは廣東より四五里もはな  
れ申候、

一同廿四日コロネル官名モウタイン名の下知いたし、二十  
六手のエケレス勢を以て、再び異国の商館を取返し、  
盜賊共を追出し、商館を不打潰様防ぎ申候、しかし和  
蘭并ニエケレス商館は手延ニ相成候付破却ニ及び、許  
多之高価之品々盗とられ申候、同廿五日エケレス船之  
兵卒上陸して廣東之北方之岳に備をたて、韃靼勢を街  
市に追込め、船よりボンベンガラナートを打掛け、韃

輦人に打掛申候、

一和蘭六月五日四月十六日エルリラットより諸人江申達候は、唐方より申越趣有之候て、左之ヶ条申談し候ニ付、敵対相止メ候段申達候、ヶ条書左之通り、

第一、廣東内外ニ居候唐国方并ニ韃靼勢不残六日之内

ニ市中引払、六十里外ニ居住いたし候事、

第二、エケレス国備銀之内六百万トルラルス一トルラル

ス銀十匁七分五リ計差出シ、右高之内百万トルラルス

は和蘭五月廿七日暮限相納可申事、

第三、当時之振合ニてはエケレス軍兵は其所ニ止り、

決て敵対不可致事、

第四、六百万ドルラルス七日之内ニ相納候事、出来不

申時は七百万ドルラルス可納、万一日之内不相

納時は八百万ドルラルス可納、若又廿日之内不相

納時は九百万ドルラルス相納可申事、

第五、右納かた相済候迄エケレス軍勢可致対陳、猶是

迄奪ひ取り有之候皆も明渡し可申、且双方和談相

整候まで、唐方より再び備候儀不相成候事、

第六、和蘭千八百三十九年九月天保十年七月ニ当ル諸商館

を毀ち、スペインフリッキ一種之小形軍船ヘルハイ船名

を被致焼討候節之失費、直様相払可申候、

一右之通之書面に猶又エルリラットより添書致候は、唐国之軍兵城市を立退、六百万ドルラルス相納候て、コミサリス唐方之官人兩人城市を立退き候て、エケレス人廣東引払、皆等を返し可遣との事ニ候、

一唐方其後ラントスーン差出金子之事を相納候て、唐方并

ニ韃靼勢城市を引はらひ候付、エケレス軍船ホンコン

亞瑪港江帰船いたし、諸砦を唐国江相渡し申候、右ニ

付亞墨利加其外異国人之商売は御座候得共、エケレス

商売は無之候事、且またエケレス商館并ニ商人之住所

を被致押領候損失を、エルリラットの命て勘定いたし

候処、三十万九千六百拾五ドルラルスに相成申候ニ付、

エケレス奉行より商人江相弁し申し候、

一右之通ニ候得共、唐方ニては高官之もの相触候は、エ

ケレス之士官并歩卒生捕討取候もの有之候ハ、大金を

とらせ可申、エルリラットの首取候もの江は十万ドル

ラルス可遣との事にて、此度エケレスより申遣候通差

免候は暫之様ニ相見得申候、且砦をかまへ、河に石を

沈め、船之通路を断切、戦争之用意専ラ之事ニ御座候、

一スコウドヘーナクト官名ウキルリヤムバルケル人名此

節フレニホーテンテイヤリス官名に相成、且又ケネラールコムマンタント官名ヒュグロウグ人名等軍船引連れ、八月九日六月廿三日亞瑪港に到着いたし候、其後八月廿四日七月六日ホンコンに二三艘之軍船相残し、都て北方ニ出船いたし候、右は舟山嶋并ニアモイ江趣候様子ニ廣東にて評判いたし候、ホンコン之軍船をはカヒタイン官名ニヤス人名支配いたし申候、

一前文之如くエケレス方にて新フレニホーテンテイヤリス官名等来着に驚き候て、韃靼勢廣東ニ立戻り、諸砦を堅メ申し候、右ニ付土人も所々江立退、且エケレス商人も商館江居住叶かたく、本船ニ罷帰り申候、

一右之通にて唐方にて戦争之用意専ら致し、河に石をつみ込候船を沈め候様子ゆへ、カピタイン官名ニヤス九月十五日八月一日軍船ヘラルト船名ヒヤシント船名スタルリンクと号する火船、且ホークレットと号する火船引つれ廣東之河に入り、翌日ワンホー地名と廣東との間ニ到り、廣東之方ニ近寄候処、唐人河に仰山の石を沈め、戦争之用意きひしくいたし候付き、ニヤス大砲を打かけ、石を積候船二三艘打放し、唐軍船も六艘打沈め、ワンテユン地名之砦を破却いたし、ホンコンに

帰船いたし申し候、其後は先ツ廣東は穩ニ相成申し候、

一前文にのふる処之エケレス方フレニホーテンテイヤリス之軍船、八月廿六日七月十日アモイの湊ニ到着いたし候間、唐方にてもきひしく防禦の手当いたし、浦々數ヶ所之砦をかまへ有、大砲八百余挺を備へ申候事候、

(鹿児島市霧島古集成館所蔵)

五〇四 徳川齊昭へ書翰 弘化三年七月二日

上

密呈

密楮拝呈仕候、最早疾ク被為聞候半ト奉存候、去月六日佛良西軍艦三艘崎陽へ渡来、何事カ歎願書差出候由之処、同九日白帆注進例之蘭商船候由、会図石火矢鳴立候後、

三艘共直様出帆仕候由、兵卒三艘にて千人余、大銃杯モ百挺余ト申事、溜球ヨリ渡来ト申出候由御座候、扱右船差出書翰限にて、別段願立候儀モ無之、速ニ出帆仕候次第、何分不可解奉存候、尤是切にてハ相濟間敷、再渡来難計奉存候、追々右願書モ手入脱カニ可申ヤト奉存候間、其節ハ早速可呈

密覽ト奉存候、為何主意ニ有之ヤ不相分候得共、追々可相分ト奉存候、此上委細ハ又奉申上ト奉存候間、聞

及候丈先々奉申上候、恐々謹言、

上 七月二日 修理大夫

〔島津家書翰集所収(日本史籍協会編)〕

五〇五 島津忠寛へ書翰 嘉永四年十一月二十九日

芳墨忝致拜見候、愈以御清福珍重ニ存候、此方相替儀無之、去ル廿四日巡見濟婦城之事ニ候、然は宮原家養子之儀、当人大望ニて取繕相成候由、右ニ付色々被仰聞致承知候、彦左衛門より委細承り申候、公私共重疊可然御安心之事ニ存申候、高不足ニ候得共四位之少將迄昇進之事候条、何寄之事ニ存申候、又又当地何も無事靜謐ニ御座候、此品龜末ニ候得共掛御目申候、此間鶴も一羽捉飼申候、追々放鷹と相乗申候、大井鳥代宜敷よし何寄之事ニ御座候、何時ニても御勝成ニ御出可被成候、取込早々申入度如斯御座候、恐々謹言、

十一月廿九日

薩州

淡路守殿

尚々、御自愛專一存申候、以上、

〔奥封ウハ書〕

淡路守殿 薩摩守

御答

〔宮崎県立図書館所蔵〕

五〇六 多紀元堅へ書翰(嘉永五年カ) 正月二十日

霜月末之貴書相達致拜見候、愈御安清奉賀寿候、然は被仰下候条々委細致承知候、御書面も忝奉存候、乍然先便御掛合申上候通江戸江申遣候、宗臈(徳)にて内々御相談ニも申上候通、江戸よりも申来候て、突留メ候処被仰聞候ハ、表向届候様、且又少々不足らしき事も申参候へ共、猶又此節申遣候は、的之なき弓は射られ(脱カ)ものゆへ、何事も御教諭ニまかせのを拵、其うへ不足之訳は、近衛殿より願立候手段にては本物ニ相成間敷ニも無之故、今一往突留メ、御聞合之御返事御座候ハ、早々取計候て可然と存候段、此度又々申遣候間、其御心得にて万事よろしく奉願度、いつれ後便何そ江戸より可申来候間、其上又々可申上候、少々実子之訳にて色々延引之処ニ相成やニも聞得申し候へ共、此義は内々ニ奉希候、其外之貴答は当月末便より万々可申上、差掛り之分貴答申上候、宗益老江も可申上処、色々用

向取込み候間、乍憚此段御伝奉希候、和菓之義も宜敷奉願候、恐惶頓首、

正月廿日

薩摩守

樂眞院様

尚々、御自愛專一奉存候、以上、

〔奥封ウハ書〕

樂眞院様

用事  
貴答

薩摩守

〔包紙ウハ書〕

樂春院様

貴答

薩摩守

〔鹿児島市磯崎古集成館所蔵〕

五〇七 島津忠寛へ書翰（嘉永五年カ）正月二十九日

芳墨忝存申候、愈御安康珍重存候、此方無異之事ニ候、扱大井も度々御出之よし、南部被仰合幾度ニても御出可被成候、今度は何寄之品御送り給りかたしけなく、当地も度々放鷹相楽しみ申候、鶴も度々捉銅都合よく大慶いたし候、此度は取込ミ御報迄早々申入候、後便

之時万々可申述候、恐々謹言、

正月廿九日

薩州

淡路守殿

御報

〔奥封ウハ書〕

淡路守殿

御報

薩摩守

〔宮崎県立図書館所蔵〕

五〇八 池田慶政へ書翰（嘉永五年カ）二月三日

雲章忝致拜見候、愈御清栄被成御座恐寿之至奉存候、然は寒中御尋として塩鶴拜受千万忝奉存候、小子も久々御無音恐入奉存候、先は貴答迄可申上如斯御座候、恐惶謹言、

二月三日

松 薩摩守

松 内藏頭様

猶々、御自愛專一奉存候、取込早々申上候、後便万々可申上候、近々御発駕之儀と奉存儀、同席中江宜

敷奉願候、以上、

〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五〇九 池田慶政へ書翰（嘉永五年カ）二月三日

雲章丞致拜見候、如仰青陽之嘉儀不可有隙限御座候、先以両御地御揃益御安康被成御重歳、御規式例年之通相济候由恐悦奉存候、歳首之御祝詞被仰下忝奉存候、先貴答可申上如斯御座候、猶永寿之期万々可申上候、恐惶謹言、

二月三日

松 薩摩守

松 内藏頭様

猶々、御端書忝奉存候、皆々様江も宜敷奉希候、以上、  
〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕  
〔参考〕（嘉永五年カ）正月三日付池田慶政書翰〕

鳳曆之御吉慶万里同風芽出度申納候、先以両御地被為揃弥御安靜可被成御迎歳欣喜之至奉敬賀候、随て私義無恙加年仕候間乍憚御安意思召可被下候、扱弊国は旧冬より歳敷寒威も無御座先凌能御座候、年始御祝詞申上度呈短札候、猶期永春之時候、恐惶謹言、

御名

正月三日

松 薩摩守様

人々御中

二白、春寒折角御自玉被成候様専一ニ奉存候、乍筆端江戸表御祖父様始御惣容様へも御序之節御祝詞宜御鳳声被下度失礼ながら奉希候、旧臘も以態飛御吹聴御内談申上候義ニ付、彼是取紛暇無御座寒中御安否も得相伺不申候段、幾重も〳〵御断申上候、此段真平御有恕可被下候、頓首、  
〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五一〇 池田慶政へ書翰（嘉永五年カ）五月二十九日

大暑之節候得共愈御安宇奉賀候、其後御不沙汰申上恐入奉存候、小子も無異罷在候、乍憚御休意可被下候、暑中御見舞迄早々如斯御座候、恐惶謹言、

松 薩摩守

五月廿九日

松 内藏頭様

猶々、御自愛專一奉存候、以上、

〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五一一 池田慶政へ書翰（嘉永五年カ）七月二十九日

華翰致拜見候、愈御安祥奉欣賀候、小子ニも無事罷在候条、乍憚御放念可被下候、暑中御見舞被仰下忝此方よりも可致呈書貴答ニ相成恐入奉存候、先は貴答旁時氣御見舞申上度草々如斯御座候、恐惶謹言、

松 薩摩守

七月廿九日

松 内藏頭様

猶々、御自愛專一奉存候、当地暑氣甚敷困り入申候、色々申上度候へ共、此度所々文通別て取込大荒申上候、御仁免奉希候、乍末

皆々様へ宜敷奉希候、以上、

〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「采御書翰写」所収〕

五二二 池田慶政へ書翰 嘉永五年七月二十九日

芳翰忝致拜見候、残暑之候愈御清榮被成御座奉恐寿候、此地相替儀も無之小子無異罷在候、然は当季為御尋何寄之品拜受千万忝奉存候、何れ近々出立ニ付拜肩之上〔八月二十三日鹿兒島発〕万々可申上、取込早々貴答如斯ニ御座候、恐惶謹言、

薩摩守

七月末九日

内藏頭様

猶々、時氣御自愛專一奉存候、此節も取込罷在大略之貴答申上候、以上、

内藏頭様

薩摩守

拜答

松 内藏頭様

松 薩摩守

机下

〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中「采御書翰写」所収〕

五二三 多紀元堅へ書翰 嘉永五年八月三日

芳翰忝奉存候、秋暑之候候処弥御清榮奉恐寿候、扱被仰下候義一々致承知候、擯榔之事申上候、其後能々相糺候処、大間違ニ御座候、蒲葵之事ニ御座候、勿論檳榔も一二本は御座候由ゆへ、折角成木相成候て、国用ニ相成候様清朝より取寄候様申付遣候、沈香は時々寄木も御座候間、是は随分少々は出来申候、寄木之事ゆへ年々定り候儀ニ無之候、丁子・犀角はとてもむつかしく、丁子も先年は中山江植付候得共、寒気凌兼候よしニ御座候、

一萬安方之事忝奉存候、古写本も参府ニ持越候様可致候、其上闕本之処拜借奉希候、

一参府出立も当廿三日之筈、十月初旬着ニ可相成、其う

へ万事可申上、要無用之候へ、道中よりは呈書仕間敷候、先は貴答迄<sup>(傳)</sup>如斯御座候、恐惶謹言、

薩州拜

八月三日

樂眞院様

猶々、御自愛專一存候、以上、

謝道承見当り候へ、持参可仕、疑筆多く候間、中々油断不相成候、以上、

〔奥封ウハ書〕

樂眞院様

用事

〔鹿児島市磯尚古集成館所蔵〕

五一四 多紀元堅へ書翰 嘉永五年八月三日

一 国産ギ子之事、急々分り兼申候、金山江承糺候上、参府迄ニ相知候へ、持参可致候、

一 洪鐘厚朴之事、宗益老被仰下候との、小子は覚不申候、

一同方近比左様之事不申参候、今一往何度奉存候、

一 萬安方之奥書別紙写差上申候、以上、

八月三日

奥書之様子にては真物にては有間敷奉存候、以上、

〔奥封ウハ書〕

添書

〔包紙ウハ書〕

樂眞院様

御答

薩摩守

〔鹿児島市磯尚古集成館所蔵〕

五一五 池田慶政へ書翰 嘉永五年十月十六日

過日は尊書忝奉存候、愈御安康奉賀候、然は昨日は拝

眉忝奉存候、先日は<sup>(十月九日、江戸書)</sup>参府為御歎見事之佳魚拜受千万忝

奉存候、早速取込延引恐入候、此鹿魚如何敷品ニ候得

共御礼迄致呈上候、御笑留被下候へ、大慶奉存候、頓

首、

十月十六日

内藏頭様

貴答

薩摩守

〔岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫文書中、来御書翰写所収〕

五一六 池田慶政へ書翰 嘉永五年十二月二日

寒冷之節愈御清安奉賀候、然此品如何敷御座候得共  
当季御見舞迄致呈上候、御入納被下候得は大慶奉存候、  
先は早々、頓首、

極月二日

猶以、御自愛專一奉存候、以上、

内藏頭様

薩摩守

〔岡山大学付風図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五二七 池田慶政へ書翰 嘉永五年十二月三日

尊書忝奉存候、今日は寒風甚敷別て甚寒之候御座候得  
共、愈以御壮栄奉賀候、叔昨日鹿品致呈上候処、為御  
挨拶何寄之品拝受千万忝奉存候、先は貴答迄早々如斯  
御座候、頓首、

極月三日

薩摩守

内藏頭様

〔岡山大学付風図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五二八 池田慶政へ書翰 嘉永五年十二月五日

拝見仕候、愈御清安奉賀候、然は今日無滞悴社参仕候  
付、見事御着御祝ひ被下幾久敷目出頂戴仕候、右御礼  
迄早々貴答申上候、且鹿着御礼迄致呈上候、其内拝眉

万々可申上候、頓首、

極月五日

内藏頭様

貴答

薩摩守

〔岡山大学付風図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五二九 池田慶政へ書翰 嘉永五年十二月十九日

尊書忝奉存候、愈御清安奉賀候、然は今般昇進ニ付何  
寄之品拝受千万忝奉存候、先は貴答迄早々如斯御座候、  
頓首、

十二月十九日

薩摩守

内藏頭様

貴答

〔岡山大学付風図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五三〇 近衛忠熙へ書翰 嘉永六年正月十一日

一筆拝啓仕候、新春之御吉慶目出度奉申上候、先々  
御所様御初益御機嫌能被遊御超歳恐悅至極奉存候、年  
始御祝義御内々奉申上度如此御座候、誠恐誠惶謹言、

薩摩中将

齋彬〔花押〕

正月十一日

謹上

〔別紙一〕

書添

書添奉申上候、西丸之御一条先便申上候、通其後様子承候処、兎角長引候模様、其上伊勢守事一体長き人物故、今一応催促仕候方宜敷旨、右ニ付私より申入候計より乍恐御直書ニて姉小路江別紙之趣意ニて御催促御座候ハ、早く様子可相分との事ニ御座候間、乍恐御書之大意書取差上候間、宜敷と 思召候ハ、

尊書御下ケニ相成候様仕度、且恐入候得とも私江も別紙之通御書被下候様仕度此段奉願上候、老中所存内々承候処、

大樹公御都合大奥様子等不存故申出兼候模様ニ承候間 姉小路江

御書被下候得は是非表江出申候間、双方之処ニて別々御都合可宜と申談候事ニ御座候、尤姉小路江之御下ケニ相成候

尊書も私迄御下ケ相成候方早く届候間、不苦候ハ、此

御返事ニ御下ケ願上度、左候ハ、早速姉小路江伝え候様可仕候、先は早々申上度如斯御座候、恐惶頓首、

正月十一日

〔別紙二〕

御書之大意

扱は一昨年申入置候西丸 御縁組之儀、其後御返事も無之候間内々薩摩守江申遣候処、内実は国元江先年出生之女子一人有之、一門之者江預置候との事先比申越候間、幸ひ之事故右娘早々弘メ申候様申遣置、猶又伏見通行之節委敷申遣、其筋江能々申込ミ弘メ之処取計候様申含メ、其後申入候よしニ申来候得共、于今否返事無之よし追々申越、余り延々に相成候て不都合之訳も有之候ゆへ、少しも早く御様子相分候様いたし度、一昨年申入候末之事故猶また申入候間、何卒所存通すらゝと相調候様取計之儀頼入申たく早々申入参らせ候、

右様之御趣意ニて姉小路江御書御下ケニ相成候様仕度奉存候事、

私江被下候御書取之大意

先比伏見通行之節、委細申合置候西丸之一条、其後伊勢守江内談被致候趣被申越令承知候、然ル処未々返事無之よし、余り延引ニ相成候間、一昨年申入置候末之事故此方より姉小路江此度文にて内々頼入申遣候間、其方ニても伊勢守江猶又催促有之様此段申入候、

右様之御趣意ニ奉願上度、左候得は伊勢守も捨置不申、私より催促も仕安く御座候間、何分宜敷奉願上候、以上、

〔開明文庫所藏、石室秘稿中「齊彬公史料補遺安政五年戊午」所収〕

五二一 池田慶政へ書翰（嘉永六年カ）二月八日

兎角余寒退兼候処、愈御安榮奉賀候、然は先日上野ニては何寄之御品拝受千万忝奉存候、此品甚々不悞之至御座候得共御礼迄致進上候、取込早々如斯御座候、頓首、

二月八日

猶々、御自愛專一奉存候、以上、

薩摩守

内藏頭様

机下

〔岡山大学付風岡図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」取所〕

五二二 池田慶政へ書翰（嘉永六年カ）三月七日

昨日は尊書忝奉存候、愈御安康奉賀候、扱参府ニ付御細書被下、殊ニ佳肴被下千万忝奉存候、先は貴答迄早々申上候、後日拝顔可申上候、頓首、

三月七日

猶々、御自愛專一奉存候、此品は御礼迄致進上候、以上、

薩摩守

内藏頭様

〔岡山大学付風岡図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五二三 池田慶政へ書翰（嘉永六年カ）三月十七日

花墨忝致拜見候、愈御清榮奉欣賀候、然は一昨日は寛々御光駕被下忝、乍然何之風情も無之残念奉存候、右ニ付御細書被下御念入候儀忝奉存候、先は昨日之貴答迄草々如斯御座候、頓首、

三月十七日

薩摩守

内藏頭様

貴答

〔岡山大学付風岡図書館所蔵池田家文庫文書中「来御書翰写」所収〕

五二四 多紀元堅へ翰書 嘉永六年七月二十六日

一筆致拜見候、残暑候愈御平安珍重奉存候、然は其後心外御不音恐入候、然は過日申上候御一条は如何ニ相成候や、遠路之儀御座候間、何卒宜敷御示談之上同苗江被仰聞取極メニて申来候様奉存候、何分宜敷様奉希候、一中山之一条も、先無事之様子ニ候得共、色々承候趣も有之、油断不相成事ニ御座候、追々人数も差渡候事ニ御座候、

一其御地雨勝ニ御座候由、当地も同様ニ御座候へ共、作物は宜敷様子ニ御座候、当地何ぞ御望之品も御座候ハ、可被仰下候、

一先達之御書物も当秋便より差廻候様ニ疏人江申達候、一大砲も見分仕候、追々手当申付候、当秋は海岸巡見之心得ニ御座候、

一此品致呈上候、品之儀は近便宗澹より可差上候、色々申上度義も御座候得共、後便ニ可申上候、恐惶謹言、

薩摩守

七月廿六日

樂眞院様

猶々、御自愛專一奉存候、大奥江もよろしく御序ニ奉希候、以上、

〔包紙ウハ書〕

〔印(封)〕

〔印(封)〕

〔印(封)〕

用事

〔鹿児島市磯高古集成館所蔵〕

五二五 戸塚静海へ書翰 嘉永六年九月二十九日

一英製パン拵候間、庄太郎ヨリ遣候、以上、

書面相達申候、愈無事珍重ニ存候、此方相変事モ無之候、当年吹出モノハ少ク候へ共、兎角胃中調和不宜、胃咳出候間、健胃相用ヒ、牛胆・石鹼・橙皮ノ丸薬ナク大キニ宜敷候へ共、此間中停止旁ニテコナレ不宜、十分ニ無之候間、此十七日ヨリ磯へ参り釣モ致シ、步行等致シ、指宿温泉取寄入湯致候処、廿三日頃ヨリ全快ニ相成申候、十日九日頃迄入湯見積リニテ御座候、

道中ノ暑氣ニテ胃ノ工合違ヒ候様ニ覚へ申候、入湯余程相応致シ申候、此義誰へモ内々ニ候、又来月末ヨリ巡見ノ心得、左候へハ愈コナレ宜敷可相成ト存申候、

一巴豆ノ事モ心得申候、新數品ニ候へハ余程油ノ出様宜

敷御座候間、追々差登セ可申候、落地生ノ油モホルト  
カル程ニハ無之候へ共、胡麻油ヨリ宜敷候間、是又試  
ニ一斤遣申候、何分様子可申遣候、食物ニ無類ニ御座  
候、

一 米利幹ノ義、扱々残念ノ事ニテ、閨老ノ大手拔笑止千  
万ニ存申候、此上姑息ノ所置有之候へハ、

皇国 御威光ハ是迄ノ事ト存候、

一 魯西亞モ余程根深キ謀計無疑、中々可帰光景ハ無之由、  
又食物取寄ノ為トノ事ニ候へ共、何カ外ニ引合有之候  
テ、度々往返モ企候ヤニ聞へ申候、魯ハ中山へハ未タ  
参リ不申候、

一 亜船ハ来年三四月頃ニハ必定可参ト存申候、琉地出帆  
ノ節ニ、十ヶ月程ニテ又々江戸へ可参ト申候由ニ御座  
候、来年ノ御所置一大事ノ義ト存申候、

一 浦賀焼捨ノ品々云々、誠ニ不思議ノ取計ニ御座候、合  
衆国志略、エレキニテ車ノ廻候事書キ候書物等ハ、随  
分面白キ者ニ候処、惜キ事ニ御座候、来年ハ又々珍書  
持参ト存申候、外ニ書翰ニ依テノ進物ハ何トモ不分候  
へ共、中山ニテ申候ニハ、「メキシコ」生金箱ニ入  
レ差出候ヤニ承リ申候、大方其通ト存申候、浦賀へ参

候義モ中山ニテ申候由、皆虚説ハ不申候、奉行ヨリ内  
海へ乗込候義ヲ殊ノ外恐レ、段々頼ミ候間、中途ヨリ  
引返候ト為申候由ニ御座候、此義其地ニテハ秘事ト存  
候、

一 美濃守事云々、心得申候、

一 萬二郎ノ義云々、心得申候、此手都合可致面会候、

一 西洋学忌ミ候者少シク相成候由、多紀体式アホネ如何  
申居候ヤ、様子可申遣候、併シ辰ノ本心兎角西洋忌ミ  
候心底故、中々油断不相成候、

一 ネウヨルダ種子物ノ事云々、致承知、二十五六種余入  
手ニ相成居候、成程英語ニ御座候、大方春蒔付ノ者多  
ク候へ共、大根ノ類ハ此間蒔付候処、随分可宜ト存シ  
申候、拾方へモ当月末十種程相廻シ申候間、申談シ、  
宜敷節ニ蒔付ノ義可申付候、

一 此度生丁子木入手ニ相成申候、先達ノ水漬ノ通りニテ、  
葉ヲカミ候得ハ、丁子ノ通りノ味ヒ有之候、当年寒氣  
一大事ト手当色々工夫致シ申候、室ノ内六七十度程  
ニ致シ度事ト存申候、

一 錫ノ事云々、尤モト存候、既ニ此間勘定方ヨリ内々御  
買入レノ相談有之候、二万斤位ハ在合モ口假相談次第

江戸へ可差登ト存申候、左候テ五万両モ前借願立度考  
ニ御座候、左候へハ十万斤位ノ事ハ来三四月迄ニハ出  
金相違無之、人サへ掛候へハ、十万斤ハ只今ニモ取レ  
候ト申事ニ御座候、極内々申遣候、倍又先日ハ大坂ヨ  
リ五百斤余相廻申候、右ハ此節玄碩ヨリ直之進へ申遣  
候間、直之進ヨリ市太郎請取り相談可致候間、石橋へ  
申受ノ義相談致候様可取計、右五百斤ハ手元ノ錫ニ候  
間、成丈ヶ宜敷相働可申、此度ノ飛脚ヨリ別ニ百二十  
斤程遣候間、石橋へ申談シ宜敷取計ベク候、拾へモ可  
申談候、

一 大島銅モ弥宜敷様子、当年迄ハ多分ニハ不參候へ共、  
追々大造ノ出銅可相成様子ニ御座候、十八里程ノ山中  
不殘銅氣有之様子ニ聞得申候、当地へ參り候分ノ鉛石  
最中鑄吹申付、皮銅相応ニ出来居申候、六七分位ノ出  
銅ハ相違無之トノ事ニ御座候、物入ハ相応ノ事ニ御座  
候、当年ノ領分諸作豊熟ニ御座候テ、先々仕合ニ御座  
候、

一 琉砲船モ半出来ニ相成申候、花ハツイラ五艘拵申候、  
夫ハ海上訓練申付候筈ニ御座候、

一 近年米価高値ニテ御座候処、漸々当七月頃ヨリ追々下

落ニ相成候テ、一升百文内外ニ漸々相成申候、追々貯  
米モ出来候様子ニ御座候、

一 蒸氣船モ先内分ニ雛形同様ニ六百石程ノ船造立ノ考ニ  
テ、此間ヨリ相始メ申候、反射炉未タ成就不相成候、  
高竈最中取建申付候、余程大造成事ニ御座候、

一 金山益勢宜敷相成申候、銀山モ追々手付ケ申候、大方  
宜敷可相成ト案ミ居申候、

一 船ノ窓硝子モ龜二郎工夫ニテ申分ナク出来申候、最早  
十五六ハ出来申候、

一 西村道也參候間、鉍鉄ノ義申付候処、能キ鉄砂有之候  
由ニテ、当時最中場所取立居申候、鉍鉄ト銀出候へハ  
諸金必用ノ分不殘領分ニテ相揃申候、併シ水銀ハ何分  
在少ク御座候、

一 乍内々銀朱製法極上ニ出来申候、其内ニ少々可遣候、  
湿道法ニテ出来申候、誠ニ容易ク出来申候、幸氏本ノマへモ  
先ツ内々ニ可致候、綿葉モ大方出来申候、緑礬(民カ)不宜ト  
テハ出来不申候、

先ハ返事旁申入候、其地ノ様子万々可申遣候也、

九月廿九日

巴豆ノ粉ノ義、今日庄太郎ヨリ可相廻候、以上、

返事

戸塚へ

〔右室秘稿中「斉彬公御筆蹟雜集」所収（国立国会図書館所蔵）〕

五二六 島津忠寛へ書翰（嘉永六年十月九）二十九日

一書添申入候、唐国迄罷越候魯船噂之よし、清国三部之

二は朱氏ニ被奪、北京は未タ不陥よしニ聞得申候、唐

国ニも魯船數艘滯船之様子ニ聞得申候、魯之蒸氣船も

去ル十五日ニ着船、ヨコツカを六日出帆、十日目入津

之由承申候、先日風説之破船は全虚談と存候、極内公

義番船江少々不法御座候段承申候、来年之義不容易事

と存候、其地之様子細々承度候、

一此度勅使御馳走被仰出候よし、又一事之御心配と存候、

色々入費之事已多く、因候世上ニ御座候、先は書添申

述候、以上、

魯船も廿三日出帆、来春可参との事ながら、若江戸江参

候も難計と存申候、以上、

廿九日

〔宮崎県立図書館所蔵〕

五二七 多紀元堅へ書翰（嘉永六年カ）十二月朔日

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻の第四八九

号文書の嘉永六年十月二十九日付島津斉彬書翰の別紙書翰（十一月朔日付）として収めてあるが誤によりここに再収す。

又々書添申上候、巴豆其外薬種二丸御用等之儀、御承

知之旨忝奉存候、宜敷奉願候、此品鹿末ニ候得共致進

上候、取込乱筆御免可被下候、以上、

十二月朔日

〔奥封ウハ書〕

又添書

〔鹿児島市磯崎古集成館所蔵〕

五二八 島津久寶へ書翰（嘉永六年冬カ）

一添て申入候、自ら武兵衛より色々申入候事と存候得共、

存出し候間申遣候、

一西丸之事にては、姉初メ江色々進物も有之、其外発し

候得は入用も御座候事故、十万之内二万此節当地江取

寄候事、

一預ケ金之事、二万ハ近權江相渡し申候、利金は下国之

節可持下と存候、当暮之処も右之目当御座候間、去年

之通一兩ツ、遣候ても可然吟味いたし可取計候、此事

は武兵衛江は不申聞候、

一アメリカ之事如何御評儀相成候も難計候得共、万々一

来年渡来ニテ品川沖江参候節は、高輪・田町は勿論、芝も海辺ニテ大混雑差見得、女子之処如何ニも掛念旁、山の手江よき屋敷候へ、取入置候へ、其節之はつし場ニ可然存付候間、幸ひ品川屋敷類焼ゆへ、夫を払ひ、代りと申処ニテ取入度、万一の節不覚無之様ニとの趣意ニ御座候、筑後・近江江も申聞同意故、御都合次第高輪江申上、取入之処取計候筈ニ御座候間、内々申入置候事、

書添

〔斉彬公考論・黒岡家蔵斉彬公書翰影写所収〔東大史料編纂所所蔵〕、他に石室秘稿中島津豊後久宝江賜書〕